

自治研 **ちば**

JICHIKEN CHIBA

vol.6

2011年10月

特集 東日本大震災

復興への地方財政の役割

—災害救助をととして自治体財政を見る—

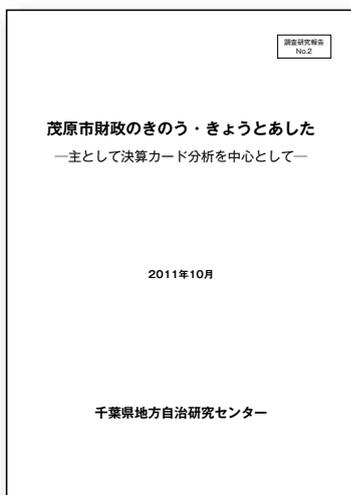


香取市 被災状況

一般社団法人 **千葉県地方自治研究センター**

〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5階

TEL.043-246-0511



調査研究報告 No.2

「茂原市財政のきのう・きょうとあした
—主として決算カード分析を中心として—」
を発行しました。

ご希望の方は自治研センターまでお問合せ下さい。

自治研ちば

vol.6 2011.10

• 巻頭言……………	千葉県地方自治研究センター 理事 衆議院議員 若井やすひこ	2
<hr/>		
〈特集・東日本大震災〉		
• 復興への地方財政の役割 —災害救助をととして自治体財政を見る— ……………	公益財団法人地方自治総合研究所研究員 菅原 敏夫	3
<hr/>		
• 東日本大震災における習志野市の被災と今後の取組み ……………	習志野市総務部生活安全室長 角川 雅夫	21
<hr/>		
• 香取市長、震災対策を語る 2011年7月28日香取市役所にて収録 ……………	香取市長 宇井 成一 千葉県地方自治研究センター 副理事長 佐藤 晴邦 千葉県地方自治研究センター 事務局長 高橋 秀雄	24
<hr/>		
• 通信部日記 東北の通信部で過ごした7年余 ……………	ジャーナリスト 塚本 弘毅	34
<hr/>		
• 千葉県平成23年度補正予算から何を見るか？ ……………	千葉県地方自治研究センター 理事 千葉県議会議員 ふじしろ政夫	39
<hr/>		
• 連載：「房総の自治鉦脈」第6回 ……………	理事長 井下田 猛	44
<hr/>		
• 連載⑤：数字で掴む自治体の姿… ……………	副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光	49
<hr/>		
• ミクロネシア連邦と日本との交流 NPOミクロネシア振興協会の活動 ……………	NPOミクロネシア振興協会事務局長 川嶋 正和	61
<hr/>		
• 若者に農業をやってみたいと思われる魅力ある農業を！ ……………	八千代市農業委員 黒澤 澄朗	65
<hr/>		
• 公共の担い手 千葉市成年後見支援センターの取組みについて ……………	千葉市成年後見支援センター 所長 根岸 淳一	68
<hr/>		
• シリーズ千葉の地域紹介 市川市 ガーデニング・シティいちかわ ……………		71
<hr/>		
• 新聞の切り抜き記事から (2011年4月6日～6月22日) ……………	研究員 鶴岡 美宏	74
<hr/>		
• 今期の入手資料……………	編集部	76
<hr/>		
• 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要 (会員募集) ……………		77
<hr/>		
• 自治研ちば既刊案内／編集後記……………	事務局長 高橋 秀雄	78

これまでの2年、これからの2年

千葉県地方自治研究センター 理事
衆議院議員 若井やすひこ

2009年、千葉県地方自治研究センターが再発足してまもなく2年。この間、多岐にわたり順調に活動が発展していることを、理事の一人として心から喜んでいきます。今後、活動がさらに広がって行くことを心から期待しています。

さてこの間、センター再発足の直前に民主党を中心とした政権交代がありました。私、若井康彦も関係者のみな様のひとかたならぬお力を賜りながら、その一翼を担わせて頂きました。当時の日本列島を覆った沸き立つような熱気を私は今も忘れることができません。心から感謝申し上げる次第です。

しかし、その後の新政権を巡る経緯についてはご存知の通りで、ご心配、ご迷惑をおかけし続けているものと思います。しかし、実は着実に成果を上げて来た部分も少なくありません。例えば、自治研センターに関係の深い分野では地域主権改革の深化があります。私も民主党の地域主権調査会副会長を務めてきましたが、この間、小泉時代の「三位一体改革」により6.8兆円減らされた地方財源を増やしたこと、前政権では一つも廃止できなかった約4千条項の「義務づけ・枠づけ」を、すでに1,200条項、廃止を決めたこと、さらにヒモツキ補助金を廃止して一括交付金化を進めていること等、地方自治に関わる方々に

は評価を頂いています。今後、この流れをさらに確かなものにしていかなければなりません。同時に、地域においてもこれをしっかり定着させる努力が必要です。



みな様ご存知の通り、正に試行錯誤、旧勢力の様々な抵抗も、あえて言い訳めいて聞こえることを承知で言えば、一筋縄では行かないことも少なくありません。今後も一步一步、前に進められるよう、しばらく辛抱強く見守って頂き、またご一緒にお力を奮って頂きますよう、その先頭に自治研センターが立って下さることをお願いする次第です。

(さて今般、満を持して野田政権の登場ですが、千葉県でははじめての総理誕生です。これは正に地域主権のシンボルと言えるのではないかと。関八州のうち3つの州が連邦を形成し、しかも主要な地域が天領としてひとつの政治的アイデンティティをこれまで確立し得なかった千葉。そこから、20年の毎朝の駅立ち一本で国民的支持を勝ち得た宰相は国民主権、地域主権のシンボルである所以です。これをさらに政権交代の実を重ね、次の時代への道筋をしっかりとつけて行く機会として行きたいと思っています。)

〈自治研センター第3回総会記念講演〉

復興への地方財政の役割

災害救助をとおして 自治体財政を見る

2011年6月18日収録



公益財団法人 地方自治総合研究所研究員

菅原 敏夫

はじめに

総会おめでとうございます。ただいま井下田先生から過分なご紹介をいただきました。私が最初に井下田先生にお会いしたのは、ちょうど30年くらい前じゃないかと思います。

その頃、井下田さんの『現代地方自治学』（三一新書）で、地方自治の勉強させていただいて、私も大分齢を重ねまして、先生と呼ばれる年齢になってしまいました。今日はどうぞ最後まで、よろしく願います。「復興への地方財政の役割—災害救助をとおして自治体財政を見る—」というテーマで、1時間ほど、お話をさせていただきます。災害をテーマに、今日お招きいただいた直接の理由は、私が釜石の生まれだからということではないかと思えます。確かに、私の生家も被災して、津波にさらわれてしまいました。このお話をいただいた時は、まだ震災の前でした。テーマの準備をした時は、もうちょっと一般的な話をして思っていました。大震災を経て、主催者のお誘いもありまして、復興はまだ途中の途中ということでもありますけれど、こうした時に地方自治、あるいは地方財政は何ができるかということ、できるだけ正面から捉えて、お話をしたいと思えます。

こうしたことが起こりますと、国の責任、国の援助、国が財源だという話の方が、たくさん聞こえてくるわけです。被災して救助の前面に立っているのは言うまでもない、もちろん自衛隊もあるかもしれませんが、地方自治体であります。今日の資料に用意しましたが、多くの方が、市役所の方も町役場の方も、被災されている中で奮闘し、あるいはお金の面でも仕事の面でも、支えているのは地方自治体なのであります。

その地方自治体は、金庫も流されてしまっているような状態ですから、地方自治体にお金が無いかもしれません。が、地方自治体の

共通の財源である、後で申し上げますが、地方交付税が後ろを守っているわけですから、安心して地方自治体が、その現下の状況に対応できる。そういう地方財政の仕組みでなければ、決して例え国にお金が有り余っていたとしても、私達は助かることはできないのではないかと。

そうした意味から改めて、地に足のついた地方分権、自治体の役割というのを考えてみるという話を、皆さんと考えてみたいと思えます。細かい数字のこともございますでしょうから、レジュメ「復興への地方財政の役割」というのを、用意してまいりました。

ページの下に32ページまでページが打ってございます。それをできるだけ順に追いつながら、見てまいりたいと思えます。ポイントは、大震災の対応とは、どんなことが今までなされてきたのか、どんな被害に対して、どんなふうに対応なされてきたのかということ、まずお話をします。

4ページ辺り以降ですが、具体的に制度としての地方財政対策は、どうだったのかということと、被災して被災地はお金が必要なのに、税は入ってこない、そういう時にこの世の中は、どういう仕組みを持っているのかということ、検討してみたいと思えます。

6ページ辺りには、これはまだ途中ですが、二重ローン問題に代表されるような金融の問題、つまり、これから仕事や生活を作り出していく時に、どういう課題があるのかということを考える。後でもうちょっと詳しく申し上げますが、その中で、これは改めてということなのでしょう、社会保障と税の一体改革が、今後災害復旧とともに、安全と安心の社会保障を、どう作っていくかということが、ひょっとすると震災の対応の最大の課題、最大の工程になるだろうと思えます。

それも十分なのかどうかということも含めて、社会保障と税の一体改革の行方にも注目

をし、復興会議の話、そして8ページ以降少し長いセッションがあるのですが、誰もが頭を悩ませているのは、財源の話であります。

こうする、ああするというのは、話が出てくるのですが、ずっと遠い将来になる、例えば増税ということを考えたとしても、それまでのあるいは、それにつなぐ財源というのは、どうなっているのだろうかということがあると思います。

これは国もそうですし、地方自治体もそうですので、財源の考え方というのは、ちょっと立ち止まって考えてみる必要があるだろうし、これは今年度になってから、というのは震災が3月11日でしたから、今年度になる直前だったわけです。

その時に、じゃ2011年度はこうしようと考えていた絵柄が、どういうふうになるのか、変わっていかなくちゃいけないのかということを含めて、考えていきたいと思ひまして、財源の仕組みを見ておいたところであります。

本来ですと、この辺を中心に少し面倒くさい話をするのが、私の役割だったかも知れませんが、もうちょっと現場に近い地方財政の話から始めて、ここに至るような組み立てに、してまいりたいと思っております。

15ページから新聞記事を何枚かと、まだ全貌がはっきりしない原発被害の問題と、19ページ以降一昨日ですか、社会保障と税の一体改革の成案ができたということで、皮肉なことにといいますか、税と社会保障の一体改革がもくろんでいる財源も、復興財源の財源も、同じものを取り合う形になってしまうのであります。

この点をお話しする必要があるのではないかと思ひまして、社会保障と税の一体改革、まだ出たばかりなので、少しこなれていませんが、その話をしたいと思ひます。こんな組み立てで、お話をしたいと思ひます。

『危険社会』

この話の準備をする過程で、思い出した本がありまして、持ってまいりました。まさにこの現代というのは、どういう社会なのかというのを、ドイツのウルリヒ・ベックという人が『危険社会』という本に書いています。

この本自体は25年前に出た本です。これまでの社会というのは、富を分配する社会だった。お金持ちは、富を自分の手に握るために社会を使い、福祉国家はそうでない人達にも、富のおすそ分けに預かるようなことが可能な社会、富を分配する社会だった。

しかし、この本が出されたちょうど25年前、チェルノブイリ事故が起きました。これまでは富を分配する社会だったが、チェルノブイリ以降は、危険を分配する社会なのだと。富は階級に基づいて、お金持ちはお金持ちふう、貧乏人は貧乏人ふうに分けられてきたが、皮肉なことにこれから危険は、貧富の差なく、階級の差なく降り注ぐ。

そういうことは、チェルノブイリ事故が、はっきりと確証してしまいました。英語でリスク、リスク社会という、ちょっと間が抜けた感じがするので、危険社会という名前になっていますが、危険こそが分配されるのが現代なのだと。

今申しました、これはチェルノブイリ事故



によって、現代社会の有り様が、大きく変わってしまったということ、述べた本であります。そのことは25年を経て、やはり福島において、まさに危険社会ということが、洋の東西で、確証されてしまったのではないかとも思います。

また、チェルノブイリ事故以後、このリスクを分配された社会のいわば暴走を、止めることは私達にはできなかつたわけです。これからその危険に転落する速度を、遅くすることはできるのか、止めることができるのか、地獄への道を、いち早く転げ落ちるのかという選択に、私達は立たされているのではないかと思います。

ところが、今日はそうした大きな話というよりも、焦点を地方財政のもとに、できるだけ小さく絞って、そこから何が見えるのかということをお話しするのが、私の役割だと思ひまして、題して「復興への地方財政の役割」というレジュメを作つてまいりました。

まずこれはここにいらっしゃるどなたもが、確認なさつてゐることだと思ひますが、1995年から16年が経ちましたが、阪神・淡路の地震の被災と、東日本大震災との比較を、してみたいと思ひます。

阪神・淡路大震災との比較

この比較の狙いは、ともすれば東日本大震災の大きさを、際立たせることになると思ひますが、と同時に、私達は阪神・淡路の大震災からも、実をいうと完全に復旧・復興してゐないのだということ、改めて思ひ起こす。

その被災と付き合うということは、多分15年後・25年後に東日本大震災と、本当にみんなが向き合つてい続けられるのかどうかということ、問うことになるだろうという想ひで、ここに比較をするのであつて、阪神・淡路の大震災が小さかつたということ、確認

することではないことを、予め申し上げた上で、比較をしてみたいと思ひます。

もちろん、阪神・淡路大震災は直下型の、それも大都市の直下型の、そういう意味では、非常に狭い範囲の動いた活断層の上、ほんの数10kmにわたる被災でありますので、集中的ではありましたが、決して広範ではなかつたということでありまゝ。それでも、人口密集地でありましたので、大きな被害を受けることになりました。

1 ページ目に書いてございますように、避難なさつた方は、阪神・淡路のピーク時で32万人。東日本のピーク時で56万人と推計されてゐます。阪神・淡路の震災は1月17日でありました。避難のピークは、それから1週間弱後の1月23日と推定されてゐます。東日本大震災の時は、たつた4日後に、避難のピークが来ております。

避難者は、東日本の方が1.5倍程度であります。その範囲の大きさからいいますと、むしろ阪神・淡路の時の、集中的に町ごと避難せざるを得なかつたし、火災から逃れる、家の崩落、土地の崩落から逃れるという、非常に緊迫した度合いも、改めて浮き彫りになるのではないかと思います。

次に掲げたのは、数字上のことでありまゝが、現在、死者としてカウントされてゐる方が、阪神・淡路で6,433人、東日本では15,405人、これは6月10日現在、1週間ばかり前の数字だと思ひます。特徴的なのが、行方不明者の数であります。

実は、ここに記載してございませぬが、阪神・淡路の時の行方不明の人数は、3人とされております。それに比べると東日本では、1週間前でありまゝが、未だに8千人以上の方が行方不明ということで、ご家族が見つからない人の気持ちを考えると、この8千というのは、数字に表現しきれない想ひを、持つたものではないかと思います。

実をいうと、建物は阪神・淡路大震災の方がたくさん壊れています。約10万棟の建物が壊れました。それに対して、東日本大震災では83,586棟ということですので、これは阪神大震災の方が、全壊した建物は多いです。改めてその意味の大きさを、感じざるを得ないのだらうと思います。

半壊の建物であります。今回の場合半壊というのは、津波の場合には、どこまで水に浸かったかということで、主に判定するという仕組みが用意されております。阪神・淡路の時には、建物がかなり傷んで、半壊と全壊は、截然として分かるのかという問題は、今でも残っておりますが、津波の場合には、中途半端に壊れるということは、あり得なかったわけでありませう。

火災の件数は、案に相違して、件数としては、東日本大震災の方が多かったのです。千葉県も火災の被害は、相当たくさんございました。停電というのは、ご覧になっていただいたとおりであります。

1番下に被災地の毀損額、損害額みたいなことを書いてありますが、これはどちらにしても推計です。だから大きいとか小さいとかとは、なかなか言いにくい数字であります。この中には、結果的に原発事故で毀損してしまう、これからの損害というのは、カウントしようがないので、入っていませんから、増えるといえば当然増えるというわけでありませう。

財政基盤の脆弱な被災自治体

市町村のことを、考えてみたいと思います。もちろん阪神・淡路大震災の時も、神戸市だけではありません。隣接のかなりたくさん自治体が、大阪に至るまで結構な被災をしているわけでありませう。淡路島も甚大な損害を受けているわけでありませう。

今回の場合、岩手県の盛岡市や福島県の福島市は、もちろん被害は大きいのですが、そう壊滅的であったわけではありませう。ですから、比較的大きな市は、そのまま残っているということになります。それが阪神・淡路の時の神戸とは、違うことかも知れませう。

今回の地震、津波災害、そして原子力災害の場合、東北地方は合併が進んだとはいえ、小さな町村が、まだたくさんございました。今の市町村でいいましても、財政力指数が0.3未満です。

つまり0.3というのは、必要とされる財源の、自分の税金で賄うことができる割合が3割ということ。必要な財源の3割しか、自分で賄えないこと。この0.3未満の市町村が、全体の16.7%でありませう。日頃から自らの財源だけでは、生活に事欠くといった市町村が、非常に多かったということになります。

そして、岩手や宮城の小さな町村は、全国平均の豊かさの指数であります。財政力指数の0.55、この0.55というのは、市町村全部の平均でありますから、町村の場合は0.33くらいになります。市の場合で0.6弱くらいになりますので、足してみると0.55ということになります。町村はもっと状況は厳しいわけでありませう。

全国平均の財政力指数、つまり市町村を全部合わせますと、財政力指数というのは、自らの行政を行うのに足る財源の55%、半分ちょっとくらいは自前で調達できる。あとの45%は、地方交付税に頼ることになるわけでありませう。その全国平均であります0.55を下回る市町村が、全体の半分以上を占めているということでありませう。

自前の財源で自力の復興というのは、元よりどんな豊かな市でも、被災した後は自前の財源で復興はできないので、これは当然といえば当然であります。もともと状況の厳し

いところだったということになると思います。

阪神・淡路大震災の時には、発災直後、政府が大分もたもたしているのでは、という批判もありましたが、今回はちょうど国会の審議中で、「お前、外国人から、献金受け取っているんじゃないか。」と言われているその最中でした。すぐに緊急災害対策本部が設置されまして、3月17日は、被災者生活支援特別対策本部というの、設置されました。

また、そこから2カ月後くらいですが、東日本大震災に対処するため、特別の財政援助及び助成に関する法律という法律も、5月2日に通りましたし、その前後、地方交付税の総額の特例に関する法律とか、地方税法の一部を改正する法律というのが通りました。あわせて5月2日には、4兆円を超える補正予算が通って、いわば復興は、最初の軌道に乗り始めたところだと、評価できるのではないかと思います。

これが井下田さんの最初のご挨拶にありましたように、本日百カ日でございますので、この百日間に私達、あるいは私達の政府が成し得たことであります。少し時間を遡りまして2ページ、大震災が起こって、最初に自治体がやらなければならないこと、あるいは最初の財政の役割というのは、何なのかということ、百日前に時間を巻き戻してみても、考えてみたいと思います。

多発する自然災害

日本は地震はしょっちゅうですし、津波も私事で恐縮ですが、私の父は釜石に生まれまして、私自身もほんの赤ん坊の頃まででしたが、釜石で若干暮らしたことがあります。昭和三陸津波（1933年（昭和8年）3月3日午前2時30分）は、父も子どもの頃でしたが、時々その話を息子にしたかったのではと思うのです。

私はあまり愛国心とか郷土愛に、関係なく生きてきてしまったもので、そういう話を詳しくは聞かずに、父は亡くなってしまいましたので、聞いておけばよかったと今更に思いますが、昭和三陸津波の記憶が、地元には残っているようであります。津波は来ます。その後チリ地震の津波もありましたし、少なくとも三陸沿岸の人は、津波には抵抗できないことを、はっきり知っております。

私もたまたま法事などで、釜石に帰省した時に、父が散歩に連れて行ってくれた時に、よく見せられたものです。私のうちのお墓というのは、ちょっと高台のお寺のところにあります。そのすぐ手前のところ、だいぶ高いところに、明治三陸津波の時にはここまで津波が来た、昭和三陸津波ではここまで来た、ちゃんと標識があるのですね。

そこは海岸から見ますと、えらく高いところにその標識が立っていて、私はたまたま、法事か何かで帰った時に見ているだけですが、子ども達は毎日、自分の背の全然届かないあんな高い所まで、つい数10年前にも津波が来たのだと知っています。

大震災が起こって、私も岩手県や宮城県に、何人か親類が生活しておりましたから、安否を確認しようと思って、電話を掛けたのですが、全くつながらなかったですね。1週間つながりませんでした。でも、これも私事ですが、そうした記憶から三陸沿岸の人は、あんな高い所までついこの間来たのだから、必ず逃げるに違いないと私は信じていて、親戚が無事であることを確信していたわけです。

幸いにして私の親戚は、相当高齢になっておりますが、何とか生きておりました。逃げるということですか、日頃から津波の怖さということ、よく知っていたのだなということ、改めて感じたところでもあります。

日本は自然災害に、ある意味でほとんど慣れっこになっているくらい慣れています。特

に戦後自然災害の猛威が渦巻いていて、戦後から10年ちょっとくらい、災害に対する備えというのに、法整備が大分行われてきたところであります。したがって、その運用がうまくいくかどうかを別にいたしますと、災害救助そのものは、比較的よくシステム化されていると、評価してよいのではないかと、私は考えています。

災害救助

自治体はまず災害救助法に基づいて、住民の救助を行わなければならないと、災害救助法に書いてありますので、親切だとか、ボランティア精神で住民を助けるのではなくて、まさに仕事として、災害救助の仕事をしなければいけないわけです。

法律によりますと、その費用は、都道府県が負担することになっています。その負担は、半分から9割程度、今回は特例で、95とか100となっていますが、国庫補助が後々なされます。ですから、まず最初に、市町村が具体的な仕事を行います。そのお金は、都道府県が負担するということになりますので、仕組みさえ決まっていれば、基本的に市町村は、お金の心配をしないで、救助に当たれるという仕組みになっています。

多少国会がもたもたしているということは、実をいうと何でもないことでありまして、みんな一生懸命自分に課せられた使命を果たせば良い、という仕組みになっているわけです。国会で総理大臣を代えた方がいいというのは、私はあまり本質的な話ではないと思っていますが、仕事がなされます。それは先程申しましたように、5割を出発点として国庫補助が行われ、今回のように補助率が嵩上げされることもあります。

それから、これは後々になってありますが、ここで普通交付税の講義をする場所では

ないと思いますが、普通交付税というのは、ご存知のように国税の五税、所得税・法人税・酒税・たばこ税・消費税、この5つです。この5つの一定割合を地方に、自治体に、ルールに基づいて、分配するという法律上の制度であります。

ここにいらっしゃる皆さんは、この交付税を通じて、被災地が立ち直るわけですから、このお話を聞かれた以後、酒税の増収に邁進していただきたい。たばこは私も吸わないので、自分で吸わないで勧めるというのかもしれませんが、たばこもたくさん吸っていただきたいです。

それから、市役所・県庁を督励して、所得税をたくさん納められるような、給料を出させる。企業は、もちろんボランティアも必要ですが、法人税をまけてくれと言わないで、ちゃんと払って、それが確実に被災地に、今度特例を通じて渡るわけですので、誰もがができる支援というのは、まさに目の前に開かれていると。

たばこも吸わない、酒も飲まない方でも、消費税を通じて、それが一定割合は、地方交付税に算入されるわけですので、たくさん消費して欲しいということをお願ひしておきたいと思います。そういう地方交付税というものを通じて、自治体に後には、還元されていくということになります。

都道府県も東京都のように、豊かなところというのは、そうした配慮は必要ないでしょうが、財政力に対して、例えば岩手県や宮城県は、非常に大きな費用が掛かってしまったわけですから、その費用の割合に応じて、5割から9割の国庫負担がなされている。それでももちろん自治体負担がありますが、残りの自治体負担は、災害対策債という借金ですが、災害対策債で全額借りて、費用の足りないということは無いようにする。

そして、更にその後ですが、その借りたお

金を返す時に、95%までは地方交付税に算入して、あまり豊かでない自治体は、たくさん地方交付税が来るという仕組みになっています。今度被災した自治体は、その95%が地方交付税で返ってくるといっても、それでもなかなか大変だということもありまして、全額地方交付税に措置するという制度も、今回は行われているところです。

では災害復旧事業というのは、どこまでやっていいのだ、誰を対象にどこまで。例えば宮城や岩手では、そういうことはありませんが、自主避難みたいな話だとすると、どこまで対象にするか、実はこれまでも、いろいろ問題になってきている。

こうした報道が一段落すると、資格が無い人が、避難所に入ってお飯を食べているという話が、そんなつまらないことで、探し出てきてもしようがないと思うのですが、そういうのはあります。それはこういう状況では、こういうふうにという基準がありますので、それが災害救助の基準ということになっているわけです。

例えば、私の自治総研の事務所から、ほど近いところではありますが、もう閉じてしまった有名なホテルに、赤坂プリンスホテルというのがあります。今取り壊しを待っているわけです。もし営業していれば、私など泊まることのできない立派なホテルですが、今営業していません。

それで箱はホテルですが、シーツも自分で洗わなきゃいけない、ご飯も配達してくれないということで、なかなか暮らしていらっしゃる方はお困りですが、3カ月だったでしょうか、限度で福島県から、被災して赤プリに泊っていらっしゃる方もいます。その費用というのは、通常一泊の基準では、5千円を限度に、自治体が負担することになっています。

その負担の限度ですとか、一般的な基準というのは、決まっているわけでありまして。今

回の場合、いろいろな特別基準を設定することにいたしまして、今も特に被災地では、避難所として民間の旅館等を借り上げることや、ずっと住む仮設住宅として、民間賃貸住宅を借り上げることが、今度が初めてということではないのですが、可能となっている。

今回いろいろな意味で、悲惨な状況になっているのは、いわゆる瓦礫処理ですね。これは3月の末から、4月くらいの段階で、瓦礫処理については、国が費用の負担を行うということが、早めに決まりました。仕組みは出来上がっているのですが、現在でも被災地に行ってご覧になれば、お分かりになりますように、瓦礫処理はほとんど進んでいないという状況です。これからですね。

これまでも瓦礫処理というのは、一律2分の1の国庫補助率であったのですが、今回特例として、ちょっと筆が滑りまして、難しいことを書いたのですが、標準税収入、この括弧の中は読まなくて結構です。減税とかそういうことをしないで、普通に入ってくる税金と考えていただければいいです。

75分の100を掛けなきゃいけないと、面倒くさいことが書いてありますが、それは知っているところを見せようと思って、ひけらかしただけです、読まなくて結構です。その割合に応じて、10分の9まで嵩上げして、10分の1が残ってしまうわけですが、これもとりあえず借金ですが、全額を災害対策債の対象とし、元利消化の100%交付税措置することに決まりました。仕組みの上では、国が全額を負担するということです。

ただ、地方交付税という制度を使いますので、国が全額といっても、実額の全額を負担するわけではありません。結局財政力指数で、割り引いた数字を負担するということになり、新聞などに書いてあるように、全額を国が負担するというのとは、実は違うのです。そういうことには、目くじらを立てな

いといたしまして、仕組みの上では交付税に算入して、国が一応全額責任を持つということになっているわけでありまして。

これが初動で、自治体が大震災に、地方財政として対応したスキームを、簡単に申し上げたところでありまして、が、今後のことでもありますので、災害救助法が自治体に、何をやれと命じているのかというのを、確認しておきたいと思っております。2ページの下の方に災害救助法、昭和22年10月18日、法律118号とありまして、抜粋してあります。

第1条は、必要な救助を行って、災害にかかった者の保護と、社会の秩序の保全を図ることを目的としてと、このように書いてあります。具体的に救助なのですが、第22条は都道府県知事の義務を定めておりまして、日頃からこうしたような、必要な行動をとらなきゃいけないということでもあります。

ページが替わりますが、3ページ、23条が重要でありまして、漢数字の一から十までであります。自治体がまさにしなければいけない仕事は、何なのかということが、ここに10項目書かれております。新聞に報道され、テレビで映し出されたその仕事一つひとつが、ここに列記されているのを、確認することができるかと思います。

応急仮設住宅を含む、収容施設の供与を行い、炊き出しその他食品の給与、及び飲料水の供給を行う。被服・寝具・医療・救出・住宅の応急修理、生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与を、行わなきゃいけないですね。こういうことが、現在従前に行われているかどうかを、確認しておく必要があると思っておりますが、まさにこれからが自治体の責務なのであります。

学用品についても、もちろん、タイガーマスクに頼ることなく、自治体が本来ならば、いつもそういうことを念頭に置いて、準備をしておかなきゃいけないということでありま

す。それから、担当者にとっては、辛い仕事でありました遺体の安置でありますとか、埋葬といったことが仕事であります。

少し飛びまして、3ページの真ん中辺りに、第三章 費用と書いてあります。ここが今日の話の1つの焦点であるわけですが、先程申し上げたとおりのことでもあります。三十三条以降であります。救助に要する費用は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁するとありまして、こうした費用は、とにかくまず都道府県が、責任を持たなければいけないということになっているわけです。

これをずっと下に見ていきますと、それをどうその後補填するのか、算出の方法についての、地方交付税の仕組み等々が書かれています。ここを見て、例えばこの費用は、前のページの三十四条を見ていただきますと、三十四条には都道府県は、当該都道府県知事が、規定により委託した事項を実施するために、日本赤十字社が支弁した費用に対して、その費用のための寄附金、その他収入を控除した額を、日本赤十字社に補償する。

三十五条は、これがある意味で、今度の震災の大きな特徴であったわけです。都道府県は、他の都道府県において行われた、救助につきなした応援のために支弁した費用、これも救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。請求することができるということです。

「情けは人のためならず」の本当の意味かどうかは分かりませんが、ちゃんと費用は、その他の国の機関についても同じなのですが、請求することができるのです。だから、他の都道府県も、お金が無いからと躊躇する必要はないですね。という仕組みになっているわけです。

他の都道府県の応援の問題というのも、災害救助法はちゃんと考えてある。これまではそれが、必ずしもあまりうまくいかなかった

が、阪神・淡路大震災をきっかけに、自治体相互間の救援協定というのは、非常にたくさん作られましたし、今回はそれが多分、かなり効率的に機能したのではないかと、私は思っています。

災害救助の費用負担

その背景には、費用の負担はまず、それぞれ自らの意思で行い、費用を請求する権利があるということで、最後の帳尻を合わせる仕組みになっていますので、ますます自治体相互間の救援が、進むようになればいいと思っています。これが災害救助法の、特に地方財政に関する部分ではありますが、ポイントであります。

こうしたことで自治体が、まさに災害救助の仕事に従前の準備と、実行を行うことができる仕組みには、なっているのだということを、改めて申し述べたいと思います。今回などもそうですが、激甚災害の指定というのが、4ページ目にあります。

最近では激甚災害というのは、増えているのですね。災害が増えているのではなくて、基準が緩められたので、激甚災害の数は増えているのです。それも激甚災害の場合には、補助率の嵩上げを行うという規定があるのですが、それを見てみますと、実際には1986年に、この法律が作られています。

甚だしい災害の場合には、激甚災害指定というのが行われて、補助率の嵩上げなど行われてという仕組みも、30年以上前ですが、作られていたところでもあります。この激甚災害法の指定のきっかけとなったのは、1986年の8月4日の、福島県の水害であったわけですが、それ以来激甚災害という仕組みも出来上がっております。

5ページの上の方に、それ以外の全体も見渡しまして、とりわけ地方財政の対策という

ことに限ってではありますが、その他どんなことが、行われていたのかということの特徴を、見ておきたいと思います。

その特徴は、申すまでもないのですが、自治体に対するこうした災害援助の特徴、その大部分、根幹の部分、地方交付税という制度が担っているのだと。このことを私達は、改めて確認しておく必要があるのだと思います。

つまり、国が何らかの形で補助金を出して、だから国の責任だとか必要だとかということが、制度の根幹なのではなく、それも大事なところではありますが、地方財政というのは、とにかく1から10までとってよろしいでしょう、地方交付税という制度が担っている。

地方交付税というのは、普段からある一定のルールで配られるものと、現在全体の6%は、特別交付税という形で、災害の被災額などに応じて、交付される部分があります。普通交付税と特別交付税と申しますが、その両方を合わせて交付税が、いわばこうした災害のバックボーンになっているということ、度々であります、強調しておきたいと思えます。

当然のことながら、今回もこの5ページの上の方に、書いておきましたように、まず2011年度になって、3月災害ですぐに特別交付税というのが、3月18日にはもう決定されました、とりあえず759億円でありましたが、22日にはお金が振り込まれた。直接被災地には、現金がすぐにその日に、届くかどうかは分かりませんが、22日には交付が行われております。

それは災害で急な時に配る特別交付税ですが、本体の方の普通交付税も、4月年度始まって概算分が交付されますし、6月・9月・12月というふうに、その後交付されるのですが、4月分と6月分が、繰り上げて交付されまし

た。総額で9,767億円であります。

さらに、特別交付税の特例の交付というのが行われまして、ここで先に申し上げましたように、応援している自治体、救援に駆け付けている方の自治体にも、この時に特別交付税の交付が行われております。額は全体で59億円でありましたが、応援している方にも、ちゃんとお金が配られ始めているわけですので、こうしたことを強めて、自治体相互間の相互の助け合いというのが、私は進展することを願っているわけであります。

5月になりまして、東日本大震災に対処するための、特別の財政援助及び助成に関する法律、略して「東日本財特法」と呼んでおりますが、この中でどの自治体を対象にするのかとか、どんな財政援助をするのかとか、地方債というのは、理由がないと借金はできないわけですが、その借金をする対象を広げるといふ、地方債の特例を適応するということも、この時に決まっています。

同じ5月2日に、補正予算が通りまして、4兆円を使えるようになりました。病院の被災がかなり大きかった、それから鉄道ということに関しても、手が打たれたのですが、病院や鉄道は、その次の日に復旧というわけにはいかないの、今後地方公営企業には、特に自治体病院に関しては目が離せない。

自治体病院は、沿岸にあって流されてしまったところ、被災したところがたくさんあって、16くらい被災しているのですが、そもそも人口が減少するような地域だったので、合併の話が出ていたり、病院の廃止の話が出ていたりしたところですので、これを機に、他と合わせた方がいいのではという議論が、出てこないとも限らない。目が離せない状況であります。公営企業にも、対策が行われています。

被災した自治体、あるいは被災した人達は、当然のことながら、収入は無くなり、車が流

されておりますので、税金が払えないわけです。税金を取りようもないわけです。流された車の自動車税の請求が、結構来ているという話もありまして、そういう例もあります。いろいろな税金が取れなくなっています。

そうすると、本来見積もっていた税収が入ってこない、これを地方財政の言葉で歳入欠かんという、入ってこないという意味です。災害の時には、そうした当然のことながら、入ってこないという部分に関して、これも借金ではありますが、とりあえず入ってこなかった分を、納税者から取るのではなくて、歳入欠かん債という借金をして、凌ぎなさいということになっています。

この歳入欠かん債の仕組みであります。5ページの後半の方に、これは総務省の通知です。これも七面倒臭いことが書いてあるのですが、こうした仕組みは先程申しましたように、東日本大震災は激甚災害だから、これこれのこういう仕組みが使えますよと。

見積もりどおりに入ってこないということに関しては、歳入欠かん債という借金が可能になりますよ。こういう計算方法と仕組みで考えてくださいということが、5ページから6ページについて書かれております。詳しくは、中を読んでいただければと思います、省略いたします。

6ページの上から3行目、ローマ数字でIVと書いてありますが、当然のことながら、住民票もそうですが、課税台帳とかデータも、流れてしまっているところがあるわけです。そうした滅失・破損に係る対応については、必要なデータの滅失・破損した自治体もあるだろう、だから当該自治体において、課税に必要なデータを回復するに当たり、国として取り得る支援策については、関係機関等と検討している。

だから、もうちょっと待ちなさいということで、本当にそういうことが起こっているだ

ろうと思います。被災した方に対して、こうした制度が使えることを周知徹底するようにと、この通知は結ばれています。

6ページです。これはつい昨日、今日のことではありますが、被災した方が、ローンの残額がある、家を再建するため、商売を再建するために、もう一度ローンを組まなくてはいけない、それは二重ローンということになるわけです。この「二重ローン」の問題というのは、最大の山場に差し掛かっているわけです。

が、昨日来、民主、自民、公明の3党で話し合いが持たれていて、大筋の合意が取られているのですが、ここで見られるように、必ずしも個人向けの利子補給などについては、十分な合意が取られなかった、ということがあります。

そうでないと、この二重ローン問題というのは、結局個人が破産をして、残っていた借金については、債務免除を受けられるかもしれないが、そんなことをしたら、次の借金ができないわけです。生活は再建できないことになりますので、ここは何とか、つまり水に流れてしまった債権を、共同の組織を作って買い取るとか、利子補給するとかの対策が無いと、生活の再建、あるいは家の再建、というのも難しくなる。

これは多くの人が抱えている問題ではないか、ということでもあります。債権放棄を金融機関に促すことになるわけですので、そのときに金融機関にどういう対応をすればいいのか、ということも、本来はかなりキチンと決めなくてはいけないことになるだろうと思います。

社会保障と税の一体改革

これは今日の直接のテーマでは無いので、さらっとお話をすることにいたしますが、こ

うしたときに一方では、社会保障と税との一体改革の結論を急ぐべきではないのでは、あるいは菅首相が辞任を表明しているわけですが、そうした状況で、結論を出すべきではない、という意見もたくさんありましたが、約束の6月中に「社会保障と税の一体改革」というのがつい二日程前に出ました。

内容はここに紹介してあるとおりでありますが、焦点は増税をどのようにするか、もちろん増税に対しては根強い抵抗も、もちろんあります。特に消費増税が持っているいろいろな欠陥もありますので、ここは結論が出たような、出ないような感じになっていますが、一応一体化というものの最終案が出てまいりましたので、ここは後で見てみたいと思います。

復興のために復興構想会議、というものが設けられておりまして、7ページの下から6月11日に出た「たたき台」を見ています。復興会議もなかなかズバッと結論が言えない状況になっています。ここは財源をどうするか、ということに関する部分だけ抜粋しておきましたが、歯切れが悪い、という感じだと思います。

つまり、今日の結論の1つではありますが、災害救助法をはじめとして、災害対策基本法、激震災害法も含めて、戦後のかなり激しい自然災害に対応して、自治体相互間の協力も含めた災害対応、というのは結構出来上がってきていた。しかしそれにもかかわらず、今回の場合は被害が甚大なので、そうしたスキームで解決がつくのかどうかという問題点が1つです。

今日は、たくさん議論することができなかったかもしれませんが、原子力災害という、枠組みが違う災害にはどのような対応をしたらいいのか、ということが、今回は課題になって残っているのではないかと思います。(注: 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事

務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（被災者避難先事務処理特例法）が8月5日に成立した。提出理由に「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定める必要がある」とある。）

そうした仕組みはできているのですが、誰が負担するのかというのが決まっているのだが、結局最後に負担する人に、どこにどういってお金があるのか、というのは法律を作っただけでは分からないわけでありませぬ。8ページに書いてありますように、結局、最後は財源をどうするのかということでありませぬ。

財源

財源に関してですが、奇妙な記事が出ておりました。財務省は、ついこの間6月16日に出てきました。去年余っている財源が2兆円ぐらいあるのだ、これを使ったらいいのではないかと。1.5次補正なんてこれで賄えるよ、という話になっているのです。実際にそうになっていて、その2兆円の増収の内の一定割合は、地方交付税も増えることになるわけです。

時々このような謎めいたことが出てくるわけですが、第二次補正みたいなものは、これでやったらどうか、ということが出ます。逆に言うと、いわゆる増税論を少し押し留めるという効果を狙っているのだらうと思ひますが、こんな状況です。

最後に、地方財政の仕組みを、物事を書いてみたいと思ひまして、これを引き取って9ページの1行目ですが、去年余っていました、

というのはどこかで見たことがあるような財源だな、と私は気がつきました。

まだ平和だった、今年の1月25日に総務省の講堂に全国から、千葉県の場合には、千葉県知事、県庁の総務部長と、千葉市の財政局長が総務省に呼ばれました。まだ1月ですからこんなことになるとは思っていなかったもので、呼ばれて今年の地方財政はこのようにしましょう、という話を聞いてきたのです。

その内容が、9ページの下の方にⅠ！Ⅱ！Ⅲ！Ⅳ！と書いてありました。ここでは細かな話をする時間が無くなりましたので、大雑把に申し上げますと、民主党政権になって2年目、民主党政権が自前で編成する最初の予算になったわけですが、民主党としては、地方財政は非常に重要だということで、ここに書いてあるように、こんなに不景気でも、交付税は増やす、一般財源を確保する、借金を減らす。

今年する借金を、去年に比べて減らすだけではなくて、前にしていた借金を返し始める、交付税は増やすは、借金は減らすは、借金の返済は始めるは、と普通では考えられないようなことを考えているわけです。

10ページのちょうど真ん中当たりで種明かし、という話をしていますが、最初につい先日出てきた、2兆円余った、という話と同じで、地方財政も実は1兆円余っている、ということなのです。去年隠しておきました、隠しておいた分を今年使うので、見てくれは1兆円増えているように見えますよ。ただそれは去年の分なのです。それをちょっと狸ではないですが、隠しておいたという話になっていただけです。

本来の地方財政の醍醐味はこの辺なのですが、あまり拘泥する時間がございませぬので、ここも少し筆が滑っていますが、ご覧になっていただくと、去年は税収の見積もりを国、地方とともに著しく低くしておいたので、結

果的に、税金そのものが増えてはいません。しかし見込みから言うと、国で2兆円、自治体で1兆円増えているわけです。

見込みからですよ。実額は増えていない。最初が低かったものだから、発射台が低かったのです。それを使って、何かお金があるように見えているということだけで、現金が増えているわけではないのです。見込みが低かっただけなのです。でもこういうのは、どうやって隠していたのかを、書いた方がいいかと思い、たくさん書いておいたのです。

結論は、14ページです。隠しておいたものを、今度は使うわけですから、もうこの手は使えないわけで、来年度は、目茶苦茶に困ることになるのではないかと思います。私の用意したものは、そこまでにしておきまして、新聞記事を少し見ていただいて、終わりにしたいと思います。

公務中に被災して死亡、または行方不明になった地方公務員は、この3県で330人いる、公務災害の申請を一括して行おうか、という話が出ています。どうぞ記事を読んでいただきたいと思います。新聞にもたくさん報道されたと思います。

16ページに、これまでの災害救助法の枠組みの税の特例、というものがありませんでしたが、まだ、規模や輪郭がはっきりしていません。原発被害では津波のように車が流されているわけではなくて、放射能に汚染されていますが、エンジンを掛ければ動く状態であるわけです。あるいは、見た目には全く変わっていない土地、建物といったものを、どのように税の減税を行うかは、特例措置の方針が決まった、ということだと思います。

次のページは、津波の歴史的な話です。たくさんあるのです。次のページは、震災の不明者が8千人以上、これは想像し難い大きな数字になっています。

19ページ以降は、先程、少し見ていただき

ましたが、社会保障と税の一体改革であります。先程の五百旗頭さんがやっていたら、復興構想会議ですが、それも機関で所得税とか消費税ですが、そこから増税を行うべきだ、と書いてあります。社会保障と税の一体改革の方も、消費税や所得税も含めて、と書いてありますので、財源は社会保障と災害が取り合うような形になっているのです。

これをどのように最後を決着させるかというのは、増税の是非も含めて、考えて行かなければいけないと思います。簡単に税の分野だけ見ておきますと、皆さんに注意をさせていただくために、25ページの辺りからですね。25ページの本文の下から2行目の消費税収という、国・地方とカッコ書きになっていて、消費税収は国と地方の両方あると常に書かれるようになりました。

26ページ上から4行目、今消費税法は、予算の存続で高齢者三経費、年金、医療、介護に使うと書いてありますが、その3つだけでなく、子育てにも少子化対策にも使うというふうに、広げたうえで社会保障の安定財源確保に向けて、消費税収の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国、地方合わせた消費税収の充実を図る。

現在5%という消費税ですが、4%は国の消費税収、1%は地方の消費税収という仕組みです。地方消費税収も含めて充実を図るということになりました。さらに重要なのは同じページ、26ページの下から10行目辺りのアンダーラインを引いてあるところです。現行分の消費税収については、これまでの経費を含めて国・地方の配分、その配分の中には先程申しましたように、地方交付税に回ってくる部分があるのでそれも考えましょうよと。

その下の3行のアンダーライン、社会保障を地方単独で国がやっているだけではありませんよ。地方単独で7.7兆円ぐらいやっていますよ。それについても考えましょうという

ことが書いてあります。その点はしつこくいろいろ国と地方と書いてあるところをご覧ください。

28ページ、29ページが結論の部分ですが、税制全体の抜本改革で、特に29ページの上の(3)消費課税、(4)資産課税の話しとめくっていただいて30ページの(5)地方税制、一番頭に5行ばかり書いてあります。

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた、社会保障の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直して、税源の偏在性が小さく、だから消費税という意味です。税収の安定的な、だから消費税という意味です。地方税体系を構築する。

また税制を通じて住民自治を確立し、地域の自主性・自立性を高めるため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」、これが謎めいた言葉です。「自主的な判断」と「執行の責任」というのは、私の解釈では自主的な判断とは、自主的に判断して税金を下げて良い。執行の責任とは、執行部の責任で税金を上げて良い。下げるも上げるも自由なのではないかと考えております。

別にそうだと書いてあるわけではありませんが、「自主的な判断」と「執行の責任」という話です。この話は、先程も話したように復興財源もしかり、社会保障もしかり、結局最後の始末をするのは財源ということになります。この財源を増税で賄うのか、そうでない方法で賄うのかということ、かなり真剣に考えなければいけないということが、私の結論です。

ついでに結論の蛇足になりますが、消費税はここに来て10%にすることになりますと、大きな欠陥を抱えているということに、今一度、注意をしなければいけないというふうに思います。やはり逆進性というのは、10%になりますと無視し得ないところであります。

特にこれだけではないと思いますが、例えば病院が行う医療は非課税です。病院が行う医療に関して消費税が、取られることはありません。また会社が正社員に給料を払うのは非課税です。皆さんは給料を貰う時に、課税分が引かれて渡されることはありません。

良いことのように見えるが、世の中の消費税というのは、課税仕入れをすることによって、それを前段階の部分を控除することによって、税を負担しない。外に添加する仕組みになっているわけです。そうすると課税仕入れで消費税を控除できないものは、できるだけやりたくないわけです。

基本的には正社員に給料を払うと、課税仕入れにならないが、非正規でアルバイトを雇えば課税仕入れになるから、前段階控除できるわけです。非正規化というのは、それだけではないわけですが、明らかに1987年以降確実に増えています。97年には、正規と非正規の割合が逆転した。

それは両方とも消費税が導入された時と、消費税が5%になった時と、偶然かもしれませんが一致しているわけです。そういうことを含めると、私は消費税だから取りやすいというだけで、議論が進まないのではないかと思います。これは地方財政そのものの問題ではないかもしれませんが、一言議論の素材として申し上げておきたいと思います。

「復興と地方財政の役割」について、現段階で申し上げることはそんなにかもありませんが、翻ってみますと、仕組みは比較的よく整備されている、それを十分使うべきだ。最後に財源の調達の問題とは、増税なのかどうかということを含めて、ちょっと宿題が残ってしまっていることが、結論なのではないかと思います。

ちょっと時間が長くなってしまって恐縮です、ご清聴ありがとうございました。以上でございます。

質疑応答

(司会)

ありがとうございます。1時間20分ぐらい掛けまして、地方財政と東日本大震災の関係につきまして、大変にわかりやすくお話ししていただきました。時間が大分過ぎておりますが、せっかくの時間でございますので、何人かの方からご質問を受けたいと思います。ご質問のある方につきましては、手を挙げてお名前と所属を言っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(三瓶さん)

本当に詳しくご指導していただいたにもかかわらず、あまりよく分かっていないところが大半で恐縮なのですが、大雑把な形で見えてきたような気もするところもございます。2つほどお伺いしたいのですが、今回の大地震、大震災がなくても、政令市でも六自治体でちょっと話は飛びますが、国民健康保険などが赤字と申しましょか、一般会計の繰入れができないような状態で、千葉市も平成21・22年繰入れができないような状況です。

繰入れをしてしまいますと、相当千葉市の全体の財政にも影響が出てきてしまうということで、このような状況になっております。そのようなことを解決していくための、ご指南、変な話ですが、国の方でも改善を求めていることを言われたりするのですが、その辺のお考えがありましたら、教えていただきたいと思います。

もう1つ出たささやかな話ですが、現在これまで被災者の方達は、とにかく早く仮設住宅を造ってくれ、造ってくれと国会でも、そのようなことが議論されていまして。ところが仮設住宅に当たったのはいいが、移ると今度は、家賃や電気代その他が掛かってしまう、しかも食料代も自分で調達しなければならな

いと。テレビでやっていたのですが、だからまだ避難所にいた方がいいと。

結局仮設住宅当たったのだが、何か後手、後手に回っている気もするのです。その際に地方自治体で速やかに、一時的な生保の扱いはできないものなのかと。その場合にも地方自治体には4分の1を出さなければいけないので、なかなか難しいのかなと思うのです。その辺の取り組みはどうにしたらいいのか。よろしくお願ひいたします。

(司会)

続きまして、どうでしょう。あと2、3人聞いてから最後にまとめて。はい、どうぞ。

(椎名さん)

今日は地方財政ということで、私は、県内の自治体の首長さんと様々な意見交換や懇談をしてきました。旧自民政権の時に三位一体改革で、地方財政についてメッタメッタにされ、政権が代わって民主党政権になって、多少なりとも地方財政は少しでも入ってくるようになってきたと。

そういった中で大震災が起きて、非常に各自治体とも国、総務省の方からの指導もあって、財政健全化法ですか、その殻もあって各それぞれ自治体においては、行政改革を進めて、様々な財源を確保しながら、行革をしてきたという自治体がほとんどだと思います。千葉においても本当に自治体の格差が、非常に大きくなってきているということです。

自治労としましては、すべての自治体において、公共サービスのセーフティーネットを再構築しようという形の中で、どこに行っても同じサービスが受けられることを、今運動の中で取り組んでいるわけです。千葉においても財政力のある豊かな市と、それに財調積立てているだけの財政基盤があるところと、財調すら貯められない自治体もたくさんある

わけです。大震災の中で復興について地域格差も出ている。

今日の新聞やニュースで、ある首長さんが言ったのが、地震が来る前は比較的財政が豊かだったので、貯金していましたと。だから復興に対しては、その貯金を払い出して、住民の望むような姿の復興プランを提案していただきたいと。コメンテーターの方は素晴らしいですねと言っていたのです。果たしてそれでいいのかなと。

お金を貯めているところはできて、お金を貯めていないところはできていない。それで本当に公共サービスと言えるのかなということで、ちょっと疑問があったのですが、その辺の地域間格差も含めて地方財政の現状、これから本当に震災でもっと格差が広がっていくのではないということも、杞憂されますのでちょっとその結果をお願いします。

(司会)

もう二方ぐらいどうでしょうか。よろしいでしょうか。ではこれで質問については終わりにします。では、先生お願いします。

(菅原先生)

どうもありがとうございました。いくつかご質問をいただいたので、私が分かる限りお答えしたいと思います。国保のことですが、これは、税と社会保障、社会保障と税の一体改革でも非常に大きな問題で、どういうふうにしようかは様々議論されているところがあります。国民健康保険、国保は保険者が市町村ということでありまして、財政基盤が弱いのではないかと。

三位一体改革の時に、都道府県の関与というものを、5千億円くらい付けて、少し安定するようにしたのですが、それではもちろん十分ではないのです。今行われている議論は、都道府県単位で再編するということが行われ

ています。しかし、保険料の徴収ですとか、実際の事務はこれまでと同じように行うので、結局帳尻を都道府県の中で合わせることに留まるわけですから、国保の根本的な解決にはならないと思います。

国民健康保険は自営業者や農業者のために、最初に作られたものでありますが、現在は高齢者が多い。高齢のメンバーが多いということでもあります。結局勤めを辞めてしまうと、協会健保か組合健保から国保に移ること自体を解決しないと、国保を例え都道府県単位で再編したとしても、その構図は変わらないわけです。

1つの解決策として考えられているのは、今言ったように都道府県にしまえば、とりあえずもうちょっと基盤が確立する。突き抜けてしまう、つまりアメリカの健康保険のように、日本の国保に当たるものは例外として、各企業が健康保険を提供して、退職したあとも突き抜けてしまう。

アメリカ最大の自動車会社GMに勤めていた人はGMを辞めた後もGMの健康保険だという話や、組合健保や共済を統合しないと、それもできないことになりますが、そういった突き抜けの方式が、1つ提案されていることは事実です。

ただ国保財政というのは、どの保険に加入していたかということではなく、高齢者の割合が増えていることに依っているわけですから、どのように改善するか。高齢者がいなくなることはないので、高齢者が多いということに対応した、健康保険制度を作らなければいけない。

それを輪切りにした後期高齢者保険制度なのか、年齢で輪切りにしない制度なのかということは、ちょうど今考えているところです。私はもともと統合して突き抜けの形にならないと、国保が助からないと思っていますが、だから助かるかどうか、ちょっとまだ確信が

持てないでおります。

仮設住宅なのですが、阪神・淡路大震災の時もしかり、今回もしかり、災害復旧・復興というのは、やっぱり避難所の適切な運営と、その後の仮設住宅の適切な配置ということが、一番肝心で、なおかつ、それがうまくいっていないことだろうと思います。今回はみなし仮設ですとか、いろいろなことを行いました。

反省も込めて宮城県などでは、地域コミュニティごとの仮設住宅とか、考えてみたのですが、なかなかうまくいかないのです。仮設住宅もおっしゃるように、建設も必ずしもスムーズに進んでいないことも含めて、当たったら止めてしまう人もいないわけではないことも事実です。

仮設住宅をどう配置するかというのは、今空いている所を探して、山間の土地をさかんに造成してやっているとあります。多くの方は実はあまり望ましい所にできているわけではないのです。元にいた所にどうやって復旧させるか。実は復興より復旧の方が大切で、私は危険かもしれないが、元にいた所に戻りたいということを、どうやって保障するかを考え始めないといけないと考えています。

生活保護は義援金が入ったから、生活保護を打ち切りとか逆のことが行われている。生活保護は県外に被災していても、受けられるという通常になりますので、本来は機能すべきなのですが、なかなかこれはうまくいっていません。先月その生活保護に関する国と地方の協議は始まりました。

国はもちろん生活保護は自治体でやりなさいといい、自治体の方は生活保護は、国でやりなさいといって、協議は平行線です。これが半年、1年ぐらい続きそうですが、これも25%自治体負担、75%国負担というのが、どうなるかということが、今年の焦点になるだろうと思います。議論の行方を見据えていきたいと思っています。

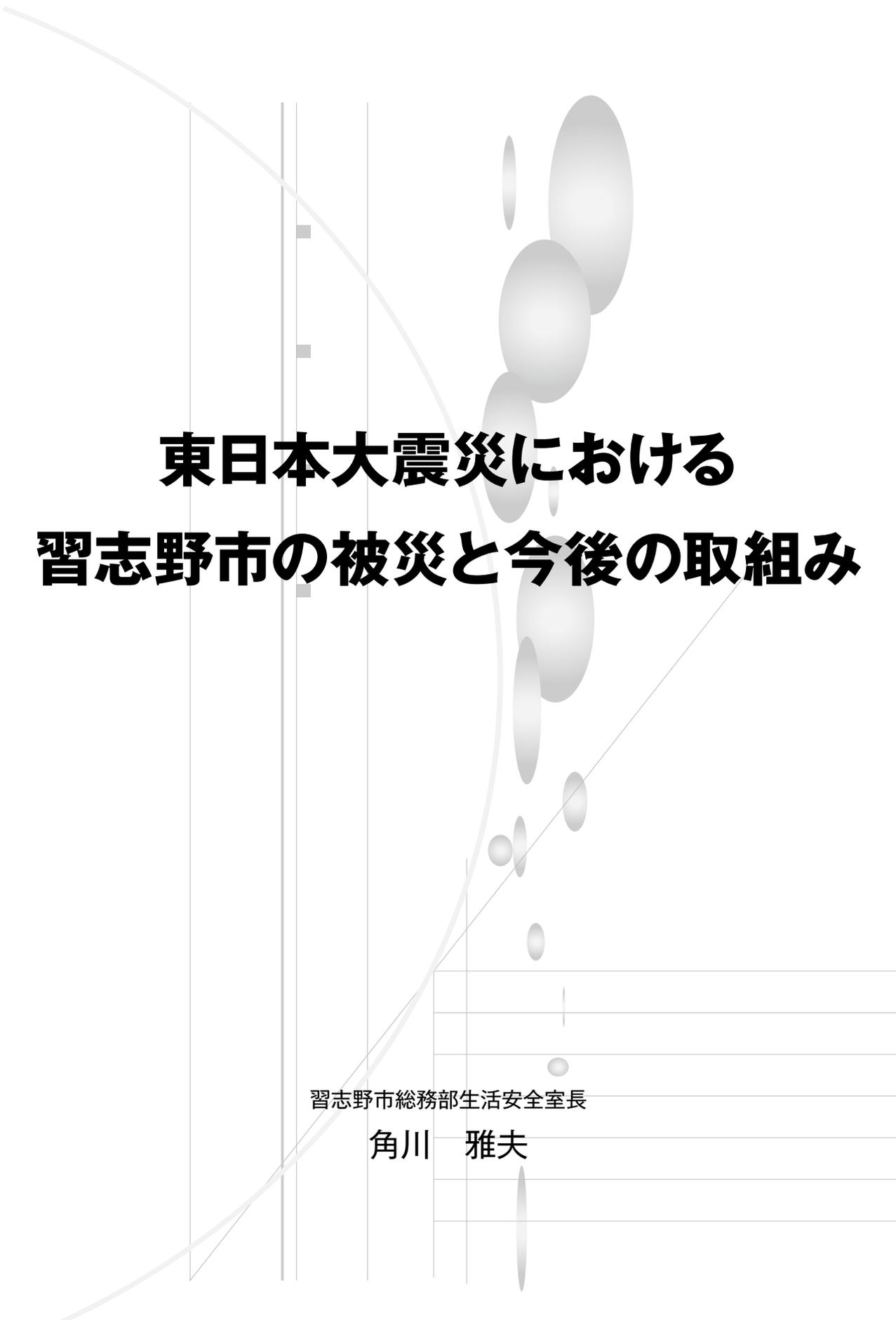
それから格差ですが、地方交付税制度がきちんと機能をしていれば、災害を受けたことで、直接格差が生じることが、本来はないようになっているはずですが、やはり被災をして、産業や生活の基盤が失われた所では、復旧・復興に差があることは歴然たる事実です。

特に東北は多くの所で、もともと財政困難でもありましたから、自力でというのは難しい。福島県では当地での復興も危ぶまれています。税収の格差を緩和するのは、交付税制度です。

交付税は、最初に申しあげました国税五税を一定配分するというものですから、(消費税増税にともなって)一定割合を拡大するかどうかという議論もあります。そうしたことを通じて、より多くを配分することができれば、困難に直面しているところへも一定の部分が、行くはずだと思います。ですから交付税があればよい、という考え方ではないのですが、やはり格差が生じないような交付税の配り方を、より精密に考えてみたいと思います。以上です。

(司会)

ありがとうございました。長時間にわたりまして、先生からご講演、更にご答弁をいただきました。それでは、先生にお礼の拍手をお願いいたします。



東日本大震災における 習志野市の被災と今後の取組み

習志野市総務部生活安全室長

角川 雅夫

はじめに、この度の東日本大震災においてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、ご遺族の皆様にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

今回の東日本大震災により、本市では震度5強を観測し、特に国道14号以南の袖ヶ浦、香澄、秋津、谷津地区を中心に、大規模な液状化現象が発生し、上・下水道管やガス管、道路の損傷等によりライフラインが寸断されたほか、住宅の傾きやブロック塀の崩落、土砂の噴出等が多数発生し、市民生活に大きな影響を受けました。

主な被害は、まず人的被害としましては、亡くなられた方が1名、負傷された方が6名でありました。

住家については、7月末現在で全壊9棟、大規模半壊・半壊あわせて約600棟、一部破損は約3,600棟を超える被害となっております。半壊以上の被害のほとんどは液状化現象によるもので、現在も住家被害の一次調査・二次調査を実施しているところです。

ライフラインについては、電気・ガスについては比較的早く復旧し、上水道についても、一部の地域で約2週間程度断水しましたが、多くの地区では早期に復旧されました。

最も大きな影響を受けたのが下水道施設と

道路で、排水不良となった区域は、国道14号以南の地域で約500ha、そのうち、下水道管が土砂で埋まって使えない区域は約50ha・1,500戸となりました。

また、道路についても、広範囲で噴出した土砂の堆積があったほか、隆起・陥没が172路線で発生し、6か所で車両通行止めとなりました。

市では、地震発生直後に災害対策本部を設置し、自衛隊をはじめとする関係機関、また、町会・自治会、自主防災組織等の市民の皆様のご協力をいただきながら、職員一丸となって、ライフラインの復旧を最優先として災害対応にあたってまいりました。

特に復旧に時間を要した下水道施設についても、6月末をもって応急復旧が完了し、使用制限を解除することができたところです。

応急復旧がほぼ終了したことを受け、今後、下水道施設・道路をはじめとする都市基盤、及び液状化による被害を受けた住宅地の本格的な復興、被災者への生活再建支援、防災体制の見直しと強化等に取り組んでいくこととなりますが、復興にあたっては、近い将来の発生が想定されている首都直下型地震や東海地震等の災害による被害を最小限にするよう、災害に強い都市基盤を整備することにより「災害に強い安全・安心なまちづくり」を形成していく必要があります。

そこで、本市では被害を受けた地区の計画的な復興と、安全・安心、災害に強いまちづくりを目指し、「習志野市復興まちづくり計画」を策定することといたしました。

この計画は、道路や下水道施設等に関する「都市基盤の復興」、液状化により被害を受けた住宅の再建や宅地の復旧等に関する「住宅地の復興」、被災者の生活再建への支援や自助・共助・公助が連携した防災体制等に関する



る「生活の復興」の3つを大きな柱として策定していく予定です。

特に、液状化した住宅地の復興につきましては、復興にかかる事業体系について提案していただくことを目的として、「習志野市被災住宅地公民協働型復興検討会議」を7月8日に設置いたしました。

この検討会議は、学識経験者、有識者、市民、行政の職にある方々を委員として、液状化現象の発生原因、現状の地盤状況と液状化対策案、今後の被害予測、都市基盤施設と個人住宅地の再建設手法や震災対策案、現行の各種法制度を用いた復興手段についての資料等を提供していただくとともに、被災住宅地復興事業についての素案を取りまとめていただく予定となっております。

今回策定する復興まちづくり計画を着実に実行していくことが、「災害に強い安全で安心なまちづくり」の形成につながることから、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今回の震災では、人的被害があったものの、大規模火災の発生と延焼拡大、倒壊家屋や死傷者が多数発生するといった最悪の事態には至りませんでした。一方、これほど広範囲にわたる液状化現象による被害というものは、想定しておらず、また、交通機関がストップしたことによる駅前の混雑や道路渋滞を目の



当たりにし、あらためて液状化対策、帰宅困難者対策・防災拠点の物資備蓄、情報伝達手段確保等の対策の重要性を実感いたしました。

また、本市は東京湾に面していることから、地震発生後、多くの市民から津波対策についてのご質問、ご意見をいただきました。

津波につきましては、これまでの各種被害想定結果では、本市で想定される津波高は最大で1～2m程度とされており、現在整備されている高さ約5mの護岸を考慮すると、人的・物的に影響を及ぼす大きな被害はないものとしておりましたが、今回の東日本大震災のように、自然災害については予測を超える事態が発生することも考えられます。市民からも、「想定は想定として、それ以上の事態が起こったときのため、避難場所の確保等しておくべき」との声が多く寄せられている

ところ。津波対策に関しては、国や県の動向を踏まえながら、今後検証していかなければならない大きな課題のひとつであると認識したところです。

災害からの復興とあわせ、この度の震災の経験と教訓を生かし、本市の地域防災計画の見直しと防災体制の強化に努めるとともに、市民・職員の防災意識の高揚を図っていくことが重要であると考えております。





香取市長、 震災対策を語る

2011年7月28日香取市役所にて収録

語り手

香取市長 宇井 成一

聞き手

佐藤 晴邦

千葉県地方自治研究センター 副理事長
自治労千葉県本部委員長

司 会

高橋 秀雄

千葉県地方自治研究センター 事務局長

○高橋

本日は本当に時間を割いていただきありがとうございます。

まず、私たちの自己紹介をさせていただきます。千葉県地方自治研究センターは、2009年12月に設立されました。自治労や連合千葉傘下の労働組合を母体として、連合千葉が推薦する県議会並びに市町村議会議員、一般の市民の皆さん、あるいは、市内県内に住んでいる研究者を中心に、千葉県内の地方自治を研究する機関として結成された組織です。主な活動としては、講演会を開催したり、「自治研ちば」という情報誌を発刊して、千葉県内の地方自治に関する情報を発信しています。

「自治研ちば」の企画として、前号（本年6月発行）から千葉県内の東日本大震災の被害状況や復旧復興対策をテーマとした特集を始めました。前回は、浦安市と旭市を取り上げましたが、今回は被災状況も深刻な香取市を取り上げることにしました。震災以降、当然のこととして東北三県が注目されていますが、千葉県の被災状況も大変なものがあり、全国に情報発信した方がよいのではないかと、というのが、この企画の第一の理由です。

もう1つは、震災以降、基礎自治体といえますか、市町村の役割が非常に強まっていると感じています。やはり基礎自治体としての市町村が、ますます力をつけていく必要があるのではないかと、問題意識を持っています。その点について、市長のお考えをお聞きしたいと、今日はお伺いしました。時間も限られておりますので、具体的に副理事長の佐藤の方から質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

損害は約200億円

○佐藤

早速ですが、東日本大震災の香取市における被災状況のうち、液状化による歴史地区並びに住宅地区の被災状況を中心にお話をお伺いしたいと思います。その本題に入る前に、



全体的な香取市の被災状況について、概括的で結構ですので、建物、道路、河川、上下水道、農業等について、お話をお伺いします。

○市長



最初に、建物被害の概要ですが、全壊・半壊等すべてをあわせまして、およそ5,000棟に上っております。これは液状化のみならず、液状化以外の被害も多く含まれています。

液状化については、約3,500ヘクタールの市域で液状化の被害が起きています。これは東京ドーム750個ぐらいの広さにあたります。そのうち、住居の密集している市街地での液状化被害は140ヘクタールほどです。したがって、そのほかの約3,300ヘクタールについては、田んぼの液状化被害になります。

道路については、まず、約540カ所が破損しました。そして、河川については護岸の亀裂傾斜等が19件です。上水道について

は、3月11日に約1万9,760戸が断水しました。下水道については、公共下水道で約1,500戸、農業集落排水で約900戸、両方あわせて約2,400戸というような被害になります。

香取市には小中学校が33校ありますが、ほぼ全校が大小の被害を受けました。特に、利根川以北にあります新島中学校というところは、応急危険度判定調査で危険の判定で赤紙が貼られ、余震などで倒壊の危険性があると判定されました。現在、新島小学校の教室を借りて、小学生、中学生と一緒に勉学に励んでおり、仮設校舎の建設が、今、進んでいます。

消防署ですが、小見川に消防本部があります。合併前の旧佐原市、旧小見川町、旧山田町、旧栗源町のそれぞれに4つの消防署所があります。この中で栗源の分遣所が使用不能になりました。現在、栗源の分遣所は栗源支所に一時移転をしています。

さて、前述の液状化が農業関係の作付けに影響を与えた面積ですが、約2,500ヘクタールに及びます。すべてが水稲で、お米の収量で約1.4万トンの減、損害額で約28億円を当初想定していました。しかしながら、実際には、各農家の努力等によって、現時点では約328.3ヘクタール、収量で約1,838トン減、損害額で約3億6,000万円の被害ですみそうです。水路、用水路については、ずたずたと寸断されたままという状態ですが、多くは農家の努力によって田んぼに水をポンプで引いて、耕作をしているという状況です。

また御存じのとおり、4月4日にハウレンソウが、放射性ヨウ素が

基準値以上になったために、出荷が停止・制限されましたが、これは4月22日に解除されました。

現在、水道、下水道、道路、河川、農業施設、または観光施設、及び文化施設、庁舎、消防、その他の公共施設すべてあわせて、約200億円の損害額を見積もっています。

○佐藤

先ほど、建物被害がおおよそ5,000棟に上り、市街地での液状化被害は140ヘクタールほどに及ぶというお話がありました。そのうちの歴史地区における被災状況についてお伺いします。

○市長

正確に申し上げますと、7月15日レベルですが、建物被害は5,860棟、そのうち液状化被害が2,544棟となっています。液状化の被害が出た地域には、重要伝統的建造物の保存地区は含まれていません。この重伝建の古い建造物が受けた被害は、直接的な地震の揺れによるもので、液状化によるものではありません。古い建造物の多くの屋根瓦が落ちましたけれども、あれは揺れによって落ちたわけ



であって、液状化によって地面が傾いたとか、沈み込んだとかは、全くありません。

○佐藤

小野川に液状化によって泥があふれ、小野川沿いの重伝建の古い建造物も液状化の被害を受けたのかと思っていましたが、そうではないのですね。

○市長

この図面は、市役所の近くにあります国土交通省の利根川下流河川事務所が、大震災の発生前の3月に偶然に作り上げたものです。国土地理院から明治14年の軍管地方実測地図という古い地図を見つけてきて、張り合せて、作ったものです。この地図と現在の地図を比較していただくと、利根川の流れが大きく変わっているのがわかると思います。市役所のすぐ脇を走る国道356号線は昔の利根川の堤防の付近でした。ですから、現在、住宅が立ち並んでいる国道356号線の北側は、昔の利根川の水の中ということになります。液状化が発生した地域は、昔の利根川の水の中であつた地域と一致しています。

小野川の河床が隆起しました。液状化によってあふれ出した泥が小野川の河床に堆積したわけですが、この現象が起こったのは河口に近い一部に限られています。これは、昔の利根川を埋め立てた際に、小野川の運河を新しく延長した部分にあたります。要するに、国道356号線の北側の小野川の河口付近が液状化の被害はありましたが、国道



千葉県北東部に位置し、利根川に面する香取市

356号線の南側の上流部は、もとの陸地ですので、護岸が崩れたり、家の屋根瓦が崩れたりしましたが、液状化は全く確認できていません。

よく、古い町並みのところの被害も液状化によって被害を受けたのではないかという質問をいただきますが、そうではありません。



液状化被害をうけた香取市役所周辺図

○佐藤

わかりました。次に、震災の災害対策本部や避難所を設置されていると思うのですが、設置状況ですとか、震災直後の香取市の対応について伺います。

○市長

3月11日は、3月市議会の開会中でした。当日は一般質問の午後の部が行われており、ある議員が質問しているときでした。直ちに、議長に“議会の停止”をお願いして、議会を中断していただきました。その直後に災害対策本部を招集しました。4階の庁議室に部長クラスをトップとした所定の職員を集めました。現状把握等を行おうとした、その矢先に、2回目の大きな地震があり、庁内での災害対策本部の設置を一端中断しました。

当日は、確定申告の相談窓口を開設したりして、多くの市民の皆さんが庁舎内にいましたが、即座に退避していただきました。全員退避した後に、19時に災害対策本部を再招集しました。おのおのが市内の現状を把握するといったこと…例えば、水道であれば上下水道の現況がどうなったのか、電気関係については、停電はいつ復旧できるのか調査する、等について話し合いました。

電気については、市内は全域停電となりましたが、庁舎は自家発電で対応できました。翌3月12日の11時9分、ほぼ全域が通電しました。ただ、11日の夜、一番心配されたのは、信号が全部消えたことですね。そこで、主要道路の角には、警察官の皆さんに立っていただきました。ところが、本庁舎の前は国道356号線なのに、警官が誰もいませんでした。「大丈夫なのかな」って、すごく心配しましたが、庁舎の窓から見ていると、ちゃんと車同士が譲り合っています。「普段だったら事故があるけれど、全く事故がなかった」

とって、警察の皆さんも本当に喜んでいました。加えて、ガソリンがなくなる等で、1週間～10日間くらいは、いろいろな面で難儀をしました。

また、水道は、約2万戸が断水してしまいましたので、3月11日から毎日、40～50人で工事を行ってきました。この工事を進めるにあたって、市の全職員、地域の水道工事会社の皆さん、ボランティアの皆さん等に関わっていただきました。

給水体制ですが、各地域において最大15カ所で給水活動をしました。他の市町村からも多くの職員の皆さんに助けをいただきました。自衛隊にも出動を要請し、3月11日から4月4日までの24日間で、延べ465人に及んでいます。運んでいただいた水の量は500トンに上っています。大変な応援をいただき、感謝しております。そして、水道管については、3分の1以上のところで応急仮設配管を道路側溝の上に敷設しました。まだ、そのような仮設配管が、現状でも残っています。

避難所の設営ですが、3月11日の夜から香取市の市民体育館を中心に設置をしています。3月11日で最大613人の避難者、延べ人数にいたしますと2,914人、約3,000人の収容をさせていただきました。当日から備蓄していたアルファ米等をお配りして、大変寒い日であったのでありますけれども、お過ごしいただきました。避難者は、翌日からは少しずつ減っていきました。

○佐藤

水道の復旧にずいぶん時間がかかっていますが…。

○市長

水道の仮設を含めて全部復旧するのに約40日以上かかっています。なぜ、そのようなこ

とになったかといいますと、例えば、佐原の中心街ですとか、小見川の市街地といったような地域は、2日とか3日で全部復旧しているのです。しかも、応急仮設配管ではなくて復旧しています。しかし、市街地から遠く離れるほど、液状化の地域に近づくのです。毎日、多いときで3回から4回、災害対策本部を開いて復旧工事の進捗状況をチェックしました。初めのうちは、例えば1日目は1,000軒、次の日は1,500軒、復旧したという報告を受けていました。復旧工事が3日、4日、5日と進んでくると、1軒の報告も受けなくなりました。何でそうなるのかと、実際、私も現場に行きました。

皆さん、経験あるかもしれませんが、水道の復旧はどうやるか知っていますか？今回のような大地震があれば、配管がどこで亀裂しているか、断裂しているかわかりませんから、今までと同じような100%の水圧で流しますと、配管の弱っているところが全部破裂してしまいます。ですから、当時30%の水圧で配水しました。3割ぐらいの水圧で配水すると、ある程度割れているところから水が噴き出てきます。そうすると、「ああ、ここから漏水しているな」と確認して直します。また、水圧をかけ配水すると何kmか先かで漏水していると直す、ということを繰り返していきます。

数日後には、工事が全く止まってしまいます。私も実際に現場へ行きました。どのような状況なのか聞いたり、見たりしました。通常の漏水というのは、断裂だとか亀裂が入った箇所を直すわけです。ところが、液状化の地域はそういう状況ではないのです。配管が、グチャグチャになり、砂没し配管の中に砂が入り1mで3カ所も4カ所も割れている状況になっていました。それが何十kmと続いているわけです。例えば、100mの水道を掘って、

直して行って、埋め戻すというと、それだけでも1週間とか10日はかかってしまいます。

市民の皆さんは早く水がほしいわけです。そんなには待たせられません。ですから、私が指示をして、道路の側溝上に応急仮設配管を始めました。私の方から、道路管理者が管理している道路であれば、自動車を止めて工事をしてよいというゴーサインを出しました。それでもこんなに期間がかかりました。前述のように、3分の1はまだ応急仮設配管で、住宅一軒につき一本だけ20ミリの蛇口を設置しましたが、市としては個々の住宅の水道管に接続までは行っておりません。

国・県へ要請行動

○佐藤

先ほど、少し地図で説明していただきましたが、国道356号線の北側の液状化した住宅地域や小野川沿いの歴史地区における、復旧・復興の取り組みについてお伺いします。

○市長

3月11日から、ライフラインについてはもう致命的な被害を受けました。水道については4月17日に復旧しました。これでおおよそ38日間、断水の地区があったということです。下水道については、5月11日に復旧しました。62日間、最終的につなげなかったところがあったということです。現在でも一部の流れの悪い地域は、仮設のポンプでくみ上げているというような状況です。避難所については、5月15日に閉鎖しました。3月11日から数えて66日間でしたが、おおよそ47世帯だったと思いますが、避難されておりました。応急仮設住宅は市内に30棟を建て、現在30棟すべてに入居しております。そのほかの世帯の皆さんは、一般のアパート、国家公務員宿舎、県の宿舎

等に入居いただきました。これが5月15日までです。

そして現在は、「香取市災害復興計画」を策定しようとしているところです。少し説明させていただきますと、外部委員に団体の代表者や識見者、また関係の機関の皆さんで構成して、8月3日に設置します。策定の期間は、平成23年12月を目途とし、内容については、市民アンケート、各区長の会議、またパブリックコメント等を行いながら策定していきます。

先ほどの液状化の住宅の復旧等については、この復興計画の策定も平行して進めながら、現在は上下水道、道路等の復旧の計画、雨水対策、液状化の対策、全体的なスケジュール、復旧の進め方等について地区の説明会を開催しました。

設計にあたって各世帯の要望を聞きながらできる限り遂行していくというなお話をさせていただいております。今後も、地域の皆さんと直接お話をすることになっております。私自身も市内各部署や各地区の皆さんと、復興にあたっての要望を聴取しております。先日も、若い世代の代表者11人との対談を行いました。

歴史的な町並みの復旧については、文化庁、国土交通省、千葉県等の協力をいただきながら実施する、という計画をもう既に立てています。約3年程度かかるだろうと、見込んでいます。それではこれまで私が取り組んできた、国や県への要請活動を少しお話させていただきます。

まず、4月5日に、高木文部科学大臣に直接お会いしました。その後、近藤文化庁長

官にもお会いして、「重要伝統的建造物群保存地区」の建物の再建及び復興をきちんとしていただきたいと要請いたしました。この直後に、文化庁の担当者が保存地区を視察していただくこととなります。

翌6日には、民主党の文部科学部門会議が開催され、そこで多くの国会議員の皆さんの前で、今回の液状化等について説明をさせていただきました。

4月12日には、大畠国土交通大臣、そして松本防災担当大臣に、液状化についての要望をさせていただきました。同じく16日には、民主党の岡田幹事長が香取市の視察に来られて、1時間ほどじっくりと現状を見ていただきました。町並みも含めて液状化等の被災地域の惨状を訴えました。

そして4月23日には、大畠国土交通大臣が香取市に視察に来られ、いろいろなお話をさせていただきました。翌24日に、大臣から直接私に連絡をいただき、「被災状況のビデオを作成して、私のところに送ってもらいたい」と話がありました。2日間でビデオを作成し、大臣にお届けをいたしました。国土交通省の中に災害対策本部があり、委員全員に配布したということ、後々に伺いました。

そして4月28日の午前には、県内16市の市



長とともに、松本防災担当大臣に「液状化の運用指針の変更について、どうか考えてもらえないか」という、2回目の要望に行っています。

これは、御存じのように、住家の被害認定運用指針の中に、液状化というジャンルがほとんどなかったため、住宅の傾きについては全くお話にならないような内容でありましたので、現状を考慮して、不十分な点をきちんと明文化していただきたいとお話をしました。

これは、私の方から浦安市へ働きかけ、県内16市の賛同をいただいたということであり、また、4月28日は午後から、私と旭市の市長の二人で森田知事に「合併特例債」の期間の延長について、要望いたしました。

これまで国土交通省の防災担当等の皆さんに再三にわたり要請をしてきたことが実り、5月2日に、この液状化の運用指針が大きく改善されました。これによって、約400軒の被災住宅を支援対象とすることができました。

5月10日には、民主党の江崎孝参議院議員が香取市に視察に来られましたので、江崎議員にも液状化や合併特例債の特例期間の延長を強くお願いしたところ、後の決算委員会で、この合併特例債の特例期間の延長について質問していただきまして、これが実は功を奏しました。

6月6日、細川厚生労働大臣に、液状化に関わって更なる支援策の陳情を行いました。災害救助法に基づく住宅の応急修理に対して、一世帯あたり52万円を限度に支給されます。ただ、支給の要件として工事の完了期限が災害発生日より1ヵ月以内となっています。このことについて運用の幅を広げて、期限も延長していただきたい要望をいたしました。もう7月になりましたが、市内では工事がまだ続いています。1ヵ月しか支給しないという現状では期間が足りません。また、松本防

災担当大臣へ3回目の訪問になりますが、さらなる液状化に関するお願いをして来たところです。

6月15日に、合併特例債の期間延長について、香取市を含めて、県内6市長で総務省にお伺いして、片山総務大臣に直接お願いをいたしました。

香取市は、合併して5年になります。今年に入って、合併特例債の対象となる大きな事業を立ち上げようとしていました。4月に1件、5月に1件の入札を実施しようとしたのですが、4月の入札については、名乗りを上げた8社中6社が辞退しました。そして、5月については、すべての業者が辞退してしまいましたので、現状では入札を延期しています。

なぜかといいますと、大手ディベロッパーは、東北3県に人材も物資も取られており、私たちの方まで手が回らないというのが実態です。やはり私たちよりも、もっともっと大変なところがあるのですから、そこから先に対応していただくのは仕方のないことです。

問題は、合併特例債の対象事業の実施期間が限られているため、1年間、もしくは2年間で棒に振ると、もう残りの3年では事業を実施できなくなってしまいます。したがって、「この棒に振る期間、おおよそ3年から5年を、そのまま延長してもらえないか」と要請をしたわけです。合併特例債の充当率を高くしてもらえないかとか、上乘せしてほしいというのではなくて、「空白の期間をそのまま後ろに延長してくれないか」ということです。

近年、市町村合併をし、香取市と同様の状況に置かれている旭市、山武市、成田市等の6市長が片山総務大臣に要請しました。

政府や国・県に対して、これまで香取市がどのような点を念頭に置きながら、取り組んできたのかがご理解いただけると思います。

基礎自治体の底力

○佐藤

腰の重い国を動かすというのは、大変な労力が必要だと思います。今のお話の中でも少し出てきましたが、県内の自治体との連携の取り方や県の役割はいかがですか。また、補正予算の状況、今後の財政見通しについて、お尋ねします。

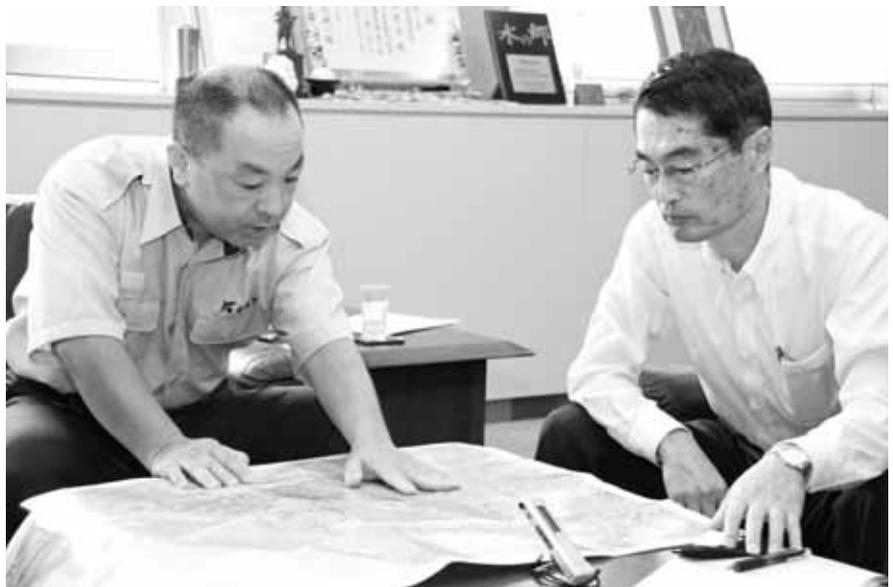
○市長

今の件で、少しお話をさせていただくと、まず合併特例債の期間延長については、3月17日に、私から旭市の明智市長と山武市の椎名市長に連絡をして、「私たちは合併市として同じ問題を抱えている。合併特例債の期間延長を関係機関に働き掛けていきたい。共同歩調を取ってもらえないか。」とお話をさせていただきました。両市長からは、「ぜひ一緒にやりましょう。」と賛同していただきました。これが発端となり、徐々に動きが大きくなって、県の市長会に提出しました。県の市長会から全国の市長会に提出して、そして全国のうねりになって片山総務大臣のところへ要請に行ったということにつながっています。

私たちの香取市から、合併特例債の期間延長の取り組みを、全国でいち早く打ち出していったというようなところがあります。合併特例債の期間延長と液状化被害に対する国の支援について、関係する大臣へ要請するにあたって、香取市が事務局のかわりをさせていただき、県内の各市のとりまとめをさせていただいています。

何を申し上げたいかといいますと、基礎自治体の底力というのは、こういうところなんじゃないのかなと思います。香取市のような田舎の一都市がいくら頑張っても、国を動かすことはなかなかできません。ところが、例えば、液状化被害については、香取市や東京湾沿岸部だけではなく、お隣の茨城県の潮来市、鹿嶋市も状況は同じなのです。ですから、一緒に要請に行きました。その時には、埼玉県久喜市の市長にも来ていただきました。久喜市は高台ですが、液状化被害が発生したのです。液状化被害は全国的な問題であると国へ訴えてきました。そのような行動が必要だと思い、それを実践してきました。この基礎自治体の力というのは、私は、はかり知れない大きな力を持っている、秘めていると思っています。そして、可能性もすぐあるのだろうと思います。

さて、補正予算の関係をお話します。これまで3度の補正予算を行いました。3月、4月に専決処分を行って、この専決処分については、その都度、議会の全員協議会に説明をしております。先の6月議会で補正を行って、この3回の補正で総額は140億円を計上しております。実際には、まだ査定の未確定の事業が存在しますので、先ほど申し上げたよう



に約200億円は超えると思います。さて、この財源は、災害救助法の適用から始まり、激甚災害の特別財政支援法等に基づく補助金があります。国、県からの補助金や地方債等を充当しながら、復旧・復興を成し遂げていくこととなります。香取市で単独に準備する多額な財源も必要だろうと思いますが、やはり的確な財源措置というものを、国や県にお願いしたいと思います。

もう少し細密な話をさせていただきますが、3月の大震災の時点の、応急的な工事等を行っていただいた会社は、間違いなく地元の零細企業です。この会社に対して、大震災から4ヶ月半がすでに経過していますが、まだ費用の支払いができていないところもあります。現段階では、国、県から交付予定の金額が1銭も入ってきておりません。これでは、地域の復興に最も力を貸していただいている地元の会社が、最も苦しむことになるのです。

香取市もできるだけ立て替えられるものは、対応していこうと考えています。いずれにしても、できるだけ早い時期に地元業者への支払いができるように、県等の担当者には対応をお願いしたいと思います。

現在、査定が徐々に終わり、これから災害復興計画を策定しようとしているときでありますので、この夏が終わる頃には、いよいよ本格的な工事が実施されると思います。その際には、交付されるとありがたいと思います。何しろ莫大な金額ですので、市が立て替えるというのも限度があります。復興関連の工事などに携わっていただく、市民、もしくは零細業者、会社に我慢や負担を強いるのは気の毒です。このようなことを懸念しています。

○佐藤

今回の大震災で、市民の皆さんをはじめ、宇井市長、職員の皆さんも大変な苦勞をなさ

いました。今回の事態に対応される中で、特別にお感じになったことを最後にお伺いします。

○市長

私が本当に感じたのは、こういう言い方は少し極端かもしれませんが、大震災の直後は被災地の市民をだれも助けてくれないということです。時間がたてば、多くの浄財をいただいておりますが、支援や救助等で動いてくれるのは、やはり地元の市民、そしてその原動力になるのは自治体の職員です。これは間違いないです。本当によくやっていただきました。

市民の皆さんの中には、対応が遅い等の不満の声を上げる人もいましたが、職員の皆さんにはよくやっていただきました。本当に頭が下がります。私が夜中眠れないのは当たり前ですが、本当にもう昼夜を問わず、夜中まで職員の皆さんが働いていました。私も市長室に1週間、泊り込みになりました。

市の職員は、1週間以上も泊まり込んで災害対応をしていました。本当によくやっていただきました。水もありません。食べるものも3食カップラーメンです。頭が下がります。大震災の直後は市民の皆さんからいろいろクレームがありましたが、今はほとんどありません。1ヶ月とか2ヶ月とか経ちますと、「香取市の職員は、よくやってくれている。」というのがよくわかってもらえたのだと思います。

○高橋

宇井市長には大変お忙しい中にもかかわらず、心のこもった良い話を聞かせていただき、本当にありがとうございました。

○市長

こちらこそ、ありがとうございました。

通信部日記

東北の通信部で過ごした7年余



ジャーナリスト

塚本 弘毅

今年4月末で、東北で過ごした約7年5カ月の単身赴任の通信部生活を最後に毎日新聞社を退職した。思えば、1970年入社の子葉支局（千葉市）を振り出しに長い毎日新聞人生だった。東京本社勤務から通信部に出たのは、定年の60歳近くになり定年後も働ける場の一つとして通信部があることを知って手を上げたからだ。

通信部を希望するにあたり、「全国どこでも行きます」と会社に宣言した手前もあって、福島県原町市（現南相馬市）の原町通信部（現南相馬通信部）を二つ返事でOKした。許諾後に、「ところで原町とはどこにあるんですか」と人事担当者に尋ねたが、それが2003年12月1日付からの我が通信部生活のスタートだった。09年4月には、約20年前に青森支局（青森市）勤務をした経験から青森県を志願して弘前通信部へ異動した。さまざまな出会いがあり、今振り返るとあっという間に過ぎた通信部生活だったが、東北人の内面に秘められた温もりが忘れられない。

原町（現南相馬市）通信部時代

原町通信部は1985年5月から空席となり、18年ぶりの復活だった。担当区域は、宮城県境の相馬市から南下し、原町市や双葉、浪江の両町など計9市町村。06年1月には、鹿島、小高両町と原町市が合併して南相馬市が誕生した。通信部も「原町」から「南相馬」に改称された。今や南相馬市など担当区域は、東日本大震災の被災地で、何よりも東京電力福島第一原発事故の大きな被害を受けてすっかり全国的に知られるようになった。しかし、私が赴任した時は、毎年7月に相馬市や南相

馬市などで行われる「相馬野馬追」が最大イベントという南東北の穏やかな田園地帯だった。

東側の太平洋沿いにJR常磐線とほぼ並行して国道6号が走る。双葉町と隣町の大熊町には福島第一原発の1～6号機が稼働していた。大熊町の福島第一原発事務所や7、8号機増設凍結解除した時など双葉町には何度も取材した。その当時は「発電に伴う放射性廃棄物を処理できないトイレなき原発」という意識があった。しかし、地震と津波で原発が壊滅し、周辺住民が住めなくなるなどという危機意識は正直なところなかった。

07年の参院選での選挙企画（福島版）では、「現場発地域課題を追う」と題するシリーズで「原発行政」を福島支局と共同で1回取り上げた。「安全か経済効果か」という見出しだったが、このような事態に陥るとは私の認識は甘かった。原発事故を想定した訓練が行われたことがあった。その関連記事を読み直してみれば、訓練に参加した東電や行政の関係者は最悪の事態は想定外の悠長な想定の下で実施し、私もおさなりに原稿を書いていたんだなあと恥ずかしい気持ちだ。

震災・原発の被災地に

「3.11」後は、当時の知っている光景は一変した。心の準備がまだ出来ていないため、まだ現地には足を踏み入れていないが、これまでの報道や知人などの情報では余りにもの変わりように胸を突かれる思いだ。担当した区域の常磐線と国道6号沿いの海岸までの地域はほぼ津波に襲われたようだ。相馬市の太平洋岸の潟湖で景観を誇る松川浦や浪江町請

戸の海辺にあった造り酒屋なども津波被害を受けた。何と言っても深刻なのは、現在も進行中で収束のめどが立っていない福島第一原発事故による放射能被災が福島県だけでなく関東など周辺地域にまで影響を及ぼしていることだ。

改めて原町と南相馬通信部時代の私の書いた記事を張ってあるスクラップ帳を開いてみると、あの人やこの人たちはどうしているだろうかという思いに駆られる。新聞などで現況に触れている記事で知っている人たちが登場していると、「ああ元気だったか」と安どしたり「頑張ってくれよ」と祈ったりしている。

その中の一つとして、強く記憶に残るのは足しげく訪れた飯館村だ。飯館村は04年に隣接する原町市などとの合併話から離脱し、自立を選択した。阿武隈山系の高原地帯にある小さい村ながら、アイデアマンの菅野典雄村長のリードよろしく「までい（丁寧、心を込めて）」な独自の村づくりに励んできた。「小さいことはいいことだ」として村民とともに減農薬などの循環型農業を目指していたのに、それが放射能汚染の影響で計画的避難区域に指定された。ほとんどの住民が避難せざるを得なくなり、そのような村民の願いは頓挫してしまった。

村で唯一のカフェ「極久里（あくり）」は山荘ふうのしゃれた建物で、経営する市沢秀耕さん夫妻の磨き抜かれたコーヒーの味に引かれて県外客も訪れるほどだった。自作の無農薬野菜などを提供する自然食レストランを05年に開設した村上真平さん夫妻……みんな村を離れてしまった。「どぶろく特区」を認められた村で、5年前からどぶろくを作り販売していた「きまぐれ茶屋ちえこ」はどうなっ

たろうか。

また、警戒区域や計画的避難区域などに指定された南相馬市。現在1期目の桜井勝延市長は今年4月、米誌タイムの「世界で最も影響力のある100人」の1人に選ばれた。桜井市長は英語字幕付きの動画で「政府や東京電力からの情報が不足している」と世界に向けて発信したことが、日本の政治家として珍しく明確に発言したことがたたえられて選出された。通信部時代に桜井市長とは市議を務めていた時から交流があり、よく市政問題などを一緒に論じた仲だった。4月ごろ携帯電話で連絡があり、通信部当時と変わらぬ元気な口調でひとまず安心した覚えがある。

旧友との連絡

さらに、宮城県に避難している元南相馬市役所職員や横浜市に避難の元双葉町議らと電話連絡が取れた。もっと落ち込んでいたと思っていたが、予想以上の日常と余り変わらぬ明るい声にホッとした。しかし、スクラップ帳を広げては当時の「平和な光景」を思い出して現在の窮状との落差に愕然とする。

そして、南相馬市で過ごしていたころ毎晩のごとく食事をした定食屋、行きつけの居酒屋、喫茶店などを思い出す。取材で知り合った住民の方や市議、市役所職員など数多くの人たちの顔を思い浮かべては、「3.11」後の「新たな歴史」に対して私はどう向き合えばいいのか悩んでいる。旧交を温めるように何気なく現地を訪問すれば済むのか。ボランティア活動するべきか。取材ならば大義名分ができて行きやすいが、取材を離れた今は、大いに迷うところだ。しかし、あるがままの

弘前通信部時代

姿で訪れて会うしかないと思えるようになってきた。埼玉県の親類宅に避難している元南相馬市役所職員と懇談した際、「会いに行けばみんな喜ぶよ」と言われた。その言葉を支えとして、再び南相馬通信部時の担当区域を回ってみようと考えている。

それにしても、今までの対応を見て東京電力の無責任につながる当事者意識の希薄さにはあきれられるばかりだ。「想定外の地震と津波に襲われた自分たちこそ被害者」と想定しているのではとってしまう。今回の原発事故で地震国の日本に54基の原発を許してきた政府・電力会社の異常さを改めて痛感した。原発の技術はいまだ未完成であり、人類の英知では制御できないことも分かった。事故がなかったにしろ、原発操業に伴って増加する一方の放射性廃棄物の問題がある。安全になるまで低レベルでも300年間、高レベルなら少なくとも10万年の管理が必要だという。300年前なら江戸時代中期、10万年前では旧石器時代にあたるが、まさしく気の遠くなるような時間で、これを安全に管理できるとは到底思えない。

しかも、自国処理では無理と「核のごみ」を日米主導でモンゴルに作る計画も持ち上がっているに至っては、今後の選択肢は「脱原発」しかないと思う。そもそも、単に水を熱した蒸気でタービンを回して電気を起こすのに、なぜ原爆と同じ原理の原発なのかという疑問がある。そもそも原発の出自は、原子力潜水艦などの軍事からの転用だという見方もある。これからも人類が存在するとして、目先の既得権益維持のために負の遺産を10万年後まで押しつけていいのだろうか。

一方、弘前通信部へは08年4月1日付で着任した。一つ所で4年以上もいると、大体はマンネリに陥ってくる。このため、青森県の独特の良さを思い出して希望したら、弘前という話が結びついて決まった。私は秋田県出身だが、隣県なのにこうも違うのかなと感じていた。20年前の青森支局と今回の通信部で計6年余り青森県に在住した経験では、まず雪の降り方が厳しい。津軽の地面から猛烈に雪が吹き上げてくる地吹雪がよくあり、積雪量も多くて、半年は「雪の季節」と言っている。そういう中から生まれたのが、魂を揺さぶる津軽三味線だと思う。その真骨頂は、ただ「たたく」のではなく初代の高橋竹山のように激しさの中にも津軽の大地から静かに語りかけてくるような弾き方だと思う。

こうした長い冬が終わりを告げる春の「さくら祭り」は心躍る。特に日本一のさくらと誇る弘前公園はリンゴの剪定技術を取り入れてさくらの樹木を整備し、枝に咲く花びらの数が多いなど見事な咲きっぷり。こうした花見の季節になると、「お互いに厳冬期をよく耐えてきたなあ」としみじみと思えてくる。行き交う人たちにも肩をたたきあいたくなるような気持ちになる。それ故か、総じてほかにないような人情味あふれるタイプが津軽人と言える。居酒屋でも隣りあわせになれば、口は悪いけど初対面でも親切に話しかけてくる。取材を通じて会った方々も、表面的な「お上手」は言えない誠意を感じる。とかく分かりにくいと言われる津軽弁、それがまた飾らぬ人柄を表す。だから、津軽人と知り合うと長い付き合いになる。この傾向は東北

一般に言えるかもしれないが、青森・津軽は特別な気がしてならない。

南相馬通信部と違って、四季折々のイベントが多いのが弘前通信部の特徴ではないだろうか。主なものを拾ってみても、さくら祭りのほか、5月は弘前の「りんご花まつり」、夏には各地のねぶた・ねぶた祭り、秋は紅葉だ。冬季の2月は弘前公園で「弘前城雪燈籠（どうろう）まつり」が開かれる。さらに、雪囲いや雪囲い解除、1月に弘前の鬼神社での「裸参り」などが行われる。弘前市は日本一のリンゴ産地であり、リンゴ関係の取材も欠かせない。台風が接近すると、リンゴ落下被害が起こらないかを警戒しなければならない。県内で唯一の国立大学法人の弘前大学(弘前市)を控えており、不祥事も含めて何かと話題になる。弘前市内には病院・診療所が多いため医療ミスや、それを訴える損害賠償訴訟なども多い。この間に、衆院と参院の選挙や首長選が入る。弘前市など津軽は、葛西善蔵、太宰治、石坂洋次郎、今官一らの作家を輩出した土地柄で、現在もその土壤は引き継がれており文化活動が盛んだ。

青森にも原発立地

また、弘前市に隣接する大鰐町は、08年度決算で県内で初めて財政健全化団体に転落した。大鰐温泉スキー場を運営する第3セクターなどの町の損失補償が財政を圧迫したためだ。この問題を扱う町議会などに何度も取材に出かけた。弘前通信部管内は大鰐町だけでなく、黒石市、鯹ヶ沢町、深浦町など軒並み財政悪化に苦しんでおり、目が離せない状態が続いていた。10年12月に東北新幹線新青

森駅が開業し、今年は「弘前城築城400年祭」を迎え、それに向けた観光客誘致のイベントが目白押しだった。加えて事件事故があり、それなりになんやかんやとあった通信部ではあった。

弘前の夜の部が、またよかった。コーヒー店（これは昼の部でも）、洋食屋やレストラン、老舗のそば屋、城下町らしい風情ある居酒屋など。そこに集う酔客が、顔なじみになると「やあ、よぐきたなあ」と打ち解けたりして楽しい一夜を過ごすことができた。料理も日本海や陸奥湾産などの魚介類、地元の山菜や特別育成の長谷川自然牧場の豚肉など地元産食材の味が忘れられない。八甲田山系と十和田湖や西海岸の日本海、津軽と下北の両半島など豊かな自然もある。こうした津軽で出会った人や産物など、「胸に染み入る光景」が懐かしく、退職後も2カ月ごとに足を運んでいる。

しかし、下北半島の最北端に位置する大間町に原発建設計画があり、東通村には東北電力の原発が操業しており、東京電力も計画している。さらに、六ヶ所村の核燃料再処理工場が本格稼働すれば1年間で原発が排出する放射能を1日で出すと言われている。自然豊かな青森にも過疎地狙い撃ちの「原子力の影」が覆っている。今後、どういう展開を示していくのか、起こるかもしれないその危険性を危惧している。

千葉県平成23年度 補正予算から何を見るか？



千葉県地方自治研究センター 理事
千葉県議会議員 ふじしろ政夫

2008年サブプライムローンの破綻によって世界大不況。失われた20年の間につくり出された多くの非正規労働者、社会的セーフティネットの欠如による格差と貧困の社会をどう変革していくのか？千葉県という地域からどう解決していくかが問われている中、平成23年度予算は、2月定例会にて一般会計1兆5,594億7,100万円、特別会計6,713億5,600万円、公営企業会計2,369億8,400万円、計2兆4,678億1,100万円（昨年度予算比1%増）として成立しました。

そして、3月11日の東日本大震災による地震・津波・液状化は、千葉県にも甚大な被害（※①）をもたらしました。更に福島原発事故による放射性物質の飛散による放射能被害への対応が求められる状況が現出し、3月23日の専決処分による補正予算、5月臨時議会での補正予算、6月定例議会での補正予算が組みられました。

これらの補正によって諸課題の解決がなされているのか、県当局が出した「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」「福島第一原子力発電所事故に係る当面の対処方針」（※②）との関係性からも明らかにしていきたいと思えます。

I. 3/23専決処分による平成22-23年度一般会計補正予算

道路、河川等の災害復旧関連事業として15億円、災害救助法に基く災害救助事業22億円、庁舎・公の施設の補修等11億円、災害対策にあたる職員配備に係る経費11億円など62億円の対応。

財源として「千葉県公共施設整備基金積立金」を25億円減額し、補正額は37億円となります。

旭市・香取市の仮設住宅230戸の建設費12億円分も入っており5月中旬には、完成し入

居も始まっていたことから、一刻も早く対応したものとして評価されます。

又、平成23年度予算補正として、直接的に被害をうけた中小企業や農林水産業者に対する資金繰り支援として利子補給1.15%に係る債務負担行為の設定がなされました。セーフティネット資金などの融資枠が113億円設定されています。

II. 5月補正予算

5月18・19・20日の臨時議会において、国の第一次補正予算4兆153億円（5/2成立（※③））をうける形で（国庫支出金200億円）、528億7,000万円の補正がつけられました（補正後1兆6,138億4,100万円）。

被害者の生活再建支援101億8,500万円、インフラ復旧192億600万円、農業・商工など産業の再建復興へ101億円8,200万円、学校施設・社会福祉施設等の復旧・修繕36億4,700万円、原子力発電所事故・電力供給不足への対応で3億4,700万円と、東日本大震災への対応として435億6,700万円が計上されました。財源としての「災害復興・地域再生基金」への積立金93億300万円を計上し、トータル538億7,000万円の補正額。

今回の震災対応の財源は、国の一次補正からの国庫支出金200億円、県債が84億円と、財政調整基金の活用7億円、県債管理基金のとり崩し50億円、災害復興・地域再生基金72億円をとりくずしての対応です。5月臨時議会で「公共施設整備基金（残高93億300万円）を廃止し、その財源を新たに創設した「災害復興・地域再生基金」に移し、その基金の中から72億円を活用する形。基金のとり崩しという緊急避難的処理をしての対応が今後の補正予算でも続くものと思われれます。県税の大幅減収も予想され、義務的経費を除く全ての事業を5%節減など、財政対策の非常時性が

続いていくこととなります。

5月補正の特徴を内容を検討しながら見ていきます。

《液状化対策》

まず、県独自の事業として「被災者住宅再建事業」78億円が計上されております。これは液状化被害をうけた住宅（戸建て）の解体費や補修費に対する助成です。国の法律「激甚災害法」「被災者生活再建支援法」の被害基準では液状化被害に対応できず、支援金（300万円）が受けられない状況が……千葉県独自に対応していこうと当初動いておりましたが、国もその基準を緩和し（※④）、地盤の沈下と傾斜だけでも救済できるようになりました。しかし、それでも救済の対象外になってしまう半壊・一部損壊の家に対し①傾き・沈降が国の基準以下で家屋を解体したとき100万円②地盤改良をした場合100万円③半壊で解体もせず修復する場合25万円と、県独自の支援を78億円の予算で手当てしました。約8,000世帯を予定しています。

液状化被害は、一戸建20,752世帯、集合住宅21,715世帯です。ただ今回の処置が一戸建だけであるという点、集合住宅にはまったく支援のない不公平さが県議会の中、東日本大震災復旧・復興対策特別委員会の中でも指摘されています。浦安市は独自に上限3,000万円の支援策をつくりました。早急に解決すべき課題です。

《インフラ・産業復旧》

道路の全面通行止33ヶ所、片側通行12ヶ所、護岸の倒壊12河川で43ヶ所、河道閉塞2河川2ヶ所、土地改良施設損壊水路1,622ヶ所、農道387ヶ所、津波の浸水面積は17km²といった被害が発生し、インフラ整備に190億円、農業・漁業への支援として101億円の予算が計上されました。

《原発事故対応》

地震・津波・液状化に対する予算はたてられましたが、福島原発事故への対応は、基本的にたちおくれが見られました。

食品の放射性物質測定分析装置を4,800万円ですべて衛生研究所に設置する。産業支援技術研究所に簡易な放射性物質分析機器を整備し、輸出用工業製品を検査する600万円。農水産物の検査委託に1,700万円といった、産業への風評被害をどう防ぐかという視点しかない状況です。風評被害を払拭する為のキャンペーンに1,000万円を使うが、千葉県下の空中放射線量の測定はまったく考えにもなかった。5月18日本会議での環境部長の答弁「放射線量の測定を県独自でやることはあり得ない」によく表われています。

又、新エネルギー政策への転換、自然再生可能エネルギーへの方向性を示す予算も0です。

国の一次補正予算をみても福島原発事故へ対応する予算が見あたらないことと、県の対応が、平行な関係にあるように見受けられます。福島第一原発が3月11日にメルトダウンをおこし、チェルノブイリ級の事故の状況だということが分かっているが、国民の健康被害をふせようと全くしなかった国、東電と同じ視点で福島原発事故を見ている千葉



被災地を視察

県の姿勢が補正予算の中にもあらわれていたといっても過言ではないでしょう。

4月4日、ホウレン草の出荷停止（※⑤）になる程の放射性物質が降っていた事実を見ずに、これらを風評被害とって対応している点も、その後の県の姿勢、方針のなさにつながっています。それ故5月補正予算の段階での具体的課題は、①全県的に放射線量を測定、監視する体制がない（予算的にも）②小中学校、幼稚園、保育園の園庭などでの放射線量の測定もない③国が示した基準値20ミリシーベルト／年を所与として、自から県独自の判断をしようとはしない④1mでの空中大気、土壌、水道、海水、農水産物、畜産物等の測定・監視体制のなさ⑤自然再生可能エネルギーへの施策もなく予算上も0。など多くの問題点を残したままですが、議会では3・11の大震災による被災地救済という緊急性故に全員賛成で可決されました。

Ⅲ. 6月補正予算

東日本大震災の地震・津波・液状化への対応を進める中、福島第一原発事故への対応の悪さは多くの県民・市民から「ホットスポット」「内部被曝」（※⑥）など具体的事例で指摘されました。市民の動きに引きつられた形で県内の放射性物質の総合監視体制の整備が6月補正予算の中で出されてきました。

大気中の放射線量測定の為、携帯可能な測定器を35台購入し市町村に貸出し測定する2,126万円。農林総合研究センターに放射性物質分析装置を整備4,000万円。農産物、海水の測定の為1,282万円も計上されました。千葉県下の放射性物質の測定をすることが県自身の仕事であることが理解できてきたようで、6月～7月の議会開催中に広範囲にわたって具体的測定値も公表され始めました。

残念ながら県民の健康被害をどう防いでい

くのか？健康チェックをどうしていくのか？県独自の安全基準をどう決めていくのかの点は、まったく予算面でも導入されていません。又、太陽光発電設備設置助成に1億円が計上されましたが、原発を必要とした上での電力源分散の立場からのアプローチ故に十分とは言えません。

328億1,900万円の6月補正においても、5月補正時から残されている課題は残ったままです。放射能に汚染された稲ワラを食べた牛の肉から高い放射性セシウムが検出され、外部被曝・体内被曝が現実の問題となってしまっています。しかるに子ども・乳幼児への健康管理の予算はまったくなし、保育園・幼稚園の土壌の測定もやる気なし・・・です。

ここでも森田知事を始めとする行政当局の姿勢が予算編成にあらわれてしまっています。以下問題点を指摘します。

- ①福島第一原発事故の重大性を認識していない。
- ②「原発安全神話」が崩壊したことを理解していない。
- ③それ故、“脱原発”への道筋を考えていない。
- ④新エネルギー政策（太陽光・水力・風力・自家発電・電力入札など）が求められていることが分っていない。
- ⑤何よりも、630万県民の命と健康を守ることが最も重要なことであるとの責任感がない。

Ⅳ. 最後に・・・

格差と貧困の社会を変えていく為の方針が出されないままの当初予算（※⑦）に今回の補正予算が加わり、1兆6,466億円になります。今後の予算執行にあたり、3・11の復旧・復興事業に最も重要な県民の命と健康、生活を守るという視点で、“悲しみの分かち合い”

の政治・社会を実現して欲しいと思われ
れます。

又、復旧・復興の名のもと、不要不急の土

木公共工事が復活するのではといった懸念が
指摘されていますが、そのような事がないよ
う厳しくチェックしていきたいと思いま

● 注釈

注① 千葉県の発表資料より、津波と液状化による
被害が深刻。死者20名、行方不明2名、負傷者
224名、建物全壊691棟、半壊2,242棟、一部損壊
19,037棟、液状化被害42,467世帯、津波浸水面積
17km²

注② 〈復旧・復興への基本的考え方〉

- ・地域のマンパワーの結集と共助による事業推進
- ・安全・安心なまちづくり
- ・農林水産業や商工業など地域産業の復活
- ・復興・防災の視点からの施策の点検

〈原発事故への対処方針〉

- ・県民の安全確保と不安解消のため監視体制の強化
と正確な情報提供
- ・風評被害に伴う価格下落・売上げ減への支援

注③ 平成23年5/2 成立した国の一次補正予算：
東日本大震災からの早期復旧のため年度内に必
要な経費（ガレキ処理3,519億円、仮設住宅の建
設4,829億円、道路・港湾の復旧等1兆2,019億円）
4兆153億円が計上された。

財源としての公債追加発行は回避。年金国庫負
担の縮減、子ども手当上積みの見送り、などで財
源を手当て。

注④

国と県の液状化被害の救済策

国が新たにつくった液状化に伴う家屋の被害認定基準

	傾き			
	1/20 以上	1/20未満 ～1/60以上	1/60未満 ～1/100以上	1/100未満
床上1m 以上の沈降	全壊	全壊	全壊	全壊
床まで沈降	全壊	大規模半壊	大規模半壊	大規模半壊
基礎上部から 25 ^号 まで沈降	全壊	大規模半壊	半壊	半壊
それ以下の沈降	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

傾きの数字は、垂直方向の長さが分母、
すれに当たる水平方向の長さが分子。
重りを付けた長さ120^号のひもを柱に垂
らし、重りと壁の間が6^号なら1/20

国の支援金の支給額	
全壊	100万円
大規模半壊	50万円
半壊	0万円
半壊以上で 取り壊し	100万円
一部損壊	0万円

2人以上の世帯。全壊か半壊以上で家屋
を取り壊した上で、新たに建築・購入し
た場合、計300万円を支給

県の独自支援策での支給額	
傾き・沈降が国の基準以下で 家屋を解体した場合	100万円
家屋をジャッキで持ち上げる などして地盤修復した場合	100万円
半壊で、解体せずに修復する 場合	25万円

2人以上の世帯の場合

従来の指針では傾き1/60以上1/20未満の場合、
屋根や設備の損害割合を加えて、半壊、大規模半
壊、全壊とした。液状化では柱と基礎以外に損害
がみられず大半が半壊にも認定されなかった。

注⑤ 旭市・香取市・多古町のホウレン草などから
放射性ヨウ素を検出、4/4から出荷制限。4/22
から解除されています。

県水道の野菊の里浄水場において3/23放射性
ヨウ素220ベクレル/l 検出。乳幼児への制限を実
施。現在不検出です。

注⑥ 福島原発事故によって放射能雲が発生。天候、
風向きによって多くの放射性物質が降り注いだ地
域をホットスポットと言っている。東葛の柏市、
松戸市、流山市などでは、放射線量が高い状況です。

野田市0.09、柏市0.49、我孫子市0.35、
松戸市0.34、印西市0.40、鎌ヶ谷市0.29
(1mの高さマイクロシーベルト/時)

低線量の内部被曝が問題となっています。放射
性物質を含んだホコリなどを吸い込んだり、放射
性物質のある食べ物を食べたりして体内に放射性
物質をとり込んだときの被曝は体外からの時より
危険性が増すといわれています。特に乳幼児・子

どもなど感受性の高い者へ
の対応を考えるべきです。

注⑦ 平成23年度予算は、移
動交番に1億円など安全安
心な社会を求めつつ、特別
養護老人ホームの拡充の為
83億3,700万円、小学生3
年生まで子ども医療費助成
として56億円、医師・看護
師の確保の為20億3,300万
円と社会的セーフティネット
・社会保障の領域での拡
充も見られますが、格差と
貧困の社会をどう変えてい
くかの方針が出されないま
までの1兆5,594億7,100万
円の補正予算組みです。

連載

房総の自治鉅脈

—第6回—

自治体警察の登場と公選制教育委員会の動向



一般社団法人千葉県地方自治研究センター
理事長 井下田 猛

変移性顕著な実験国家の戦後10年間

第2次世界大戦、太平洋戦争後10年間のわが国の政治史は連立時代を経験しながら吉田長期政権を介在させつつ、与野党ともに政党間の動向は変移性がきわめて顕著なうちに終始したことが特徴的である。

ここでは、日本国憲法の登場を背景に旧来の明治憲法体制とは決定的に異なって人権重視、平和尊重、福祉主義の価値理念が優先されて、国民間に開かれた可能性のある実験国家が模索された。とりわけ、それは地方政治レベルにあって市民・住民と直結する自治体警察と教育委員公選制度に象徴的に示されている。そして、敗戦とかかわる戦後第一ラウンドのこの時期の場合、国際社会の冷戦構造の激化とじつにさまざまに相関をもちつつ、逆コースとなった政治の反動化の嵐が荒れ狂ってこの期の結末を告げる。

県内7市55町に自治体警察が創設

戦前の高圧的な中央集権的国家警察制度が解体され、1948（昭和23）年2月に自治体警察が発足した。従来の警察を自治体警察と国家地方警察の二元的に改編し、①人口5,000人以上の市街的町村で中心市街地の連檐（れんたん密集）戸数が全戸数の概ね30%以上、但し住民の職業構成が、商工業その他都市的業態のものが概ね10%に満たないものを除く。②村の場合は、れんたん連檐戸数が多くとも村落と認められるものは除く一との認定基準が設けられて自治体警察の管轄として選定され、それ以外の

地域は国家地方警察によって治安が維持されることになった。そして、これはGHQ公安課の指示から超法規的措置として新警察制度の実験が千葉県で全国に先き駆けて47年11月からはじまる。

テストケースとされた本県は都市部と田舎の双方があり、東京に隣接していて観察や監督がし易いことが理由とされた。1947年9月1日現在、千葉県内に市7、町81、村226計314の自治体があるうち、人口5,000人以上の町村は110存在していた。結果として7市55町（但し、3町は一部事務組合）に自治体警察が計60署創設され、これ以外の町村は国家地方警察の管轄下に置かれた。

警察法は警察組織法として初めての単独法であり、「日本国憲法の精神に従い、又、地方自治の真義を推進する観点から（中略）国民に属する民主的権威の組織を確立する目的」（警察法前文）から設けられた。そして警察法は従来の中集権的な警察制度とは異なって、警察の地方分権化と警察運営の民主化などを特徴とし、とりわけ民主警察の展開を具体化する新警察制度として自治体警察の導入に主眼がおかれた。しかし、制度発足に際して自治体警察への移動希望者が少なく、自治体警察の民主的運営と政治的中立性を確保するために新設された市町村公安委員の選任も難渋した。さらに強い首長や議会圧力があり、市町村警察長（警察署長）の任免権などが弱く、自治体警察の機能が当初来から発揮されなかった。

とりわけ、難点は新制中学校の建設・施設の整備が同時並行的に進行していて、自治体

警察の経費は全額市町村負担とされていたから財源難に終始つきまといわれた。独立した警察署庁舎を欠き町役場の一角に間借りしながら、被疑者の取調べにも間々支障をきたしていた。

そして、49年には人口1万人以下の夷隅郡興津町（現、勝浦市）などから財政逼迫を訴える動きが顕在化する。翌50年6月の朝鮮戦争を契機に、占領政策の見直しと治安維持への不安が高まる。さらに51年6月の警察法改正は自治体警察を町村が住民投票によってその廃止を決定できるようにしたから、翌7月以降県内52町で自治体警察の廃止を求める住民投票が相次ぎ、その投票率はきわめて低かった。このため、同年9月までに45の町警察署と1組合警察署が廃止されて、それぞれ国家地方警察地区警察署に編入された。

それでも、54（昭和29）年7月1日の現行警察法施行まで自治体警察として存続・廃止されなかったのは10市警察署である。従って新警察法により、警務・刑事・警備の3部からなる警察本部と31の警察署をよする千葉県警察が発足した。なお、都道府県警察に一本化した新警察法の国会通過は難航をきわめ、4度の会期延長と警視庁予備隊200名を動員して混乱裡に成立した。

戦後教育改革の3原則の登場

地方自治が国政からのなかば独立性と自律性が保障されているように、戦後直後とともに教育行政における地方自治の原則が提起された。戦後教育改革は地方分権化・民主化・

一般行政から独立一の3原則をかかげた。

これは国家による官治＝独占的な教育権を否定して、自治・分権・参加による国民の教育権が提起されたことを示している。はじめの地方分権化は旧明治憲法体制下において牢固として確立された中央集権的官僚統制の支配・管理を排除するものであり、民主化は民衆統制に根ざす教育行政における住民自治の実現をめざし、具体的には教育委員の公選制の実施として推進された。最後の一般行政からの独立は、教育の専門性・特殊性から一般行政事務に対する自主性・自律性が担保されることになった。

次いで、これら戦後教育改革の3原則を具体化するために1948（昭和23）年、「公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うため」（旧教育委員会法第1条）に公選制の教育委員会が都道府県および5大市で発足し、さらに1952（昭和27）年には全国の市町村に設置された。合議制の教育委員の定数は都道府県6名、市町村4名の委員（それぞれに議会選出委員1名が加算）からなる。そして都道府県教育委員会は、その自律性の担保として教育条例原案の作成・送付権、予算原案などの財政自主権・人事権、それに会議公開性の明示規定をもち、さらに都道府県教育委員会には学習指導要領の作成なども保有されていた。

教育の自治と自由を貫徹した県教委の動向

48年10月5日に、はじめての県教委選挙が実施された。千葉県教職員組合（略称、千教

組)の事例では「教育委員には教育のわかる人を」「安んじて学べる学校を作ろう」「学ぶ自由と教える自由を作ろう」「文化国家建設に民主的な教育委員を選ぼう」などのスローガンを掲げた。そして、本部のある千葉市の教育会館には「よい子のためにより教育委員を」の大たれ幕がはためいた。

しかし、候補決定前後から米軍当局の圧力が陰に陽にはたらいた。とくに千葉軍政部司令官のヘスター大佐は市町村長を集めて「現職教員が立候補するのは最大の罪悪である」と力説し、映画・幻灯・紙芝居などを動員して教組組織内候補の追い落とし・辞退かたに狂奔した。さらにヘスターは関東軍政部教育部フォックス大佐と千葉軍政部教育部ブラウン少佐とともに教委立候補者と千教組中執をじかに呼びつけて、「教組推薦候補者が当選すると教委の決定が偏よる」、「教師は行政マンとして出ることは不適格」、「教育行政はむしろズブの素人の方がよい意見が出てよい」などともごもに主張して、立候補辞退を執拗に強要した。同席していた千教組書記次長阿部明が、「命令か?」、「勧告か?」と最後に問いただしたことに対してヘスターは「これは強いヒントである」と、言い放った。

県教委選挙戦は軍政部からの立候補中止命令の危惧をいだきながらも、候補者は立候補届出と同時に退職し非現職として選挙戦にのぞんだ。21名が立候補した選挙結果は狩野政一(教育委員会法の起草委員で前茂原中学校長)10万6,009票、時田米蔵(前千教組書記長)6万6,098票、坂斎武之助(前千葉高校長)5万6,575票の上位3名が任期4年の教育委

員となった。次いで長戸路政司(敬愛学園長)5万3,381票、寺田能之(前神崎町長)4万9,672票、関口鉄四郎(前千倉町長)3万3,085票をえて、これら下位3名の候補者は任期2年の教育委員に就いた。

地方教育委員会の千葉市の場合、千葉県内8市に先がけて48年11月に県と同時に教育委員会を設置した。このとき、野田町にも教育委員会が発足した。次いで、50年に船橋市に設置された。

一方、地方教育委員会(略称、地教委)は当初から文教政策としての側面は乏しく、多分に教員の政治的活動を弱めようとする発想をもっていたが、それでも公選制の市町村教委として1952(昭和27)年11月から県内の残る自治体でいっせいに義務設置された。

これに次いで1954(昭和29)年2月、吉田内閣は政治的教育の禁止を狙いとする「教育の政治的中立の確保に関する法」と公立学校教員の政治活動禁止の「教育公務員特例法改正」の教育統制策を仕上げようとするいわゆる教育2法案を国会に提起してきた。これに対して総評・国際自由労連・国際公務員組合などの支援をえて、日教組は3月の日曜日に振替授業を展開して教育2法案反対闘争が全国的に取り組みられたが、5月なかばに法案は成立した。

はたせるかな教育2法は官公労機関紙問題として注目されることになった。千教組出身(銚子商業高校教諭)佐久間孝一が日本官公庁労働組合協議会(略称、官公労)事務局長として発行責任者となっていた機関紙『官公労』7月10日、20日の両号に、「吉田疑獄内

閣を打倒し、国会を即時解散させよう」と掲載したスローガンが教育2法の初適用とされた。最終的に、大達文相は「特例法にふれるが、佐久間氏に対する処置



桜井茂尚

は文部省にその権限がないので、千葉県教委に一切をまかせる」と罷免を迫る指示をしてきた。これに対して極力、教育委員の見解の統一を図って慎重に対処してきた桜井茂尚千葉県教委教育委員長は、「県教委の決定文にもあるように、機関紙問題について違反であるとかないとかの判定は片言隻句せきくにこだわる必要はない。あくまで形式的にといえば吉田疑獄内閣という特定内閣がどこに存在するのだ。疑獄は吉田首相自身がやっていないといっているし、疑獄は単なる批判にすぎないともいえる。県教委としてはあくまで法の基本精神に従って拡張解釈しないという原則にのっとり結論を出したまでだ」と大達文相に反論して国の圧力に屈服することなく、県教委の自治・自立路線を貫徹して佐久間を擁護し、本問題は9月に決着した。

越えて1956（昭和31）年は、戦後民主教育の総決算の問われる年となった。その象徴例が「地方教育行政の組織および運営に関する法律（略称、地教行法。なお、ここでは以下に新教委法と略記）が6月に成立するとともに公選制教委制度は廃棄され、任命制の教育委員会制度を招いて教育における中央と地方の関係は再編成されて、現行の教育行政の推

進を招いた。こと教育に関する法律がなんらの委員会審議を経ることなく、戦闘服に身を固めた警官を国会内外に配置して本会議では江田三郎議員の質疑中、衛視に江田議員を引きずり降ろさせて新教委法が成立した。この任命制教委導入に先き立って全国的には矢内原忠雄東大総長ほか10大学長の反対声明などに呼応して千葉大学教授63名の反対声明が発せられた。そして、4月の衆議院公聴会で千葉県地方教育委員会連絡協議会長で千葉市教委教育委員長の尾形猛男は、「この法案は中央への集権化の布石であることは論をまたない。現行教育委員の成果はPTAなどを通してみて、教育に対する国民の関心の高まった点にある。教育委員会をおくことによって地方財政が赤字になるというが、千葉市の例をとってみても全予算の17%に過ぎず、赤字の原因は他にある。われわれはこの問題が単に教育委員だけの問題ではなく国民全部の問題であり、国民に対する責任上、総辞職を決意し職を賭して反対せざるを得ない」と、公述している。

あくまで、「教育の自治と自由を守る」として新教委法に抵抗してきた県教育委員の狩野政一、時田米蔵（ともに在任7年9ヵ月）桜井茂尚（同5年8ヵ月）、山口久太（同3年9ヵ月）の4名が本法施行10月1日の前日に、ともにその職を辞任した。このとき県教委レベルで委員を辞めたのは教育の伝統を誇ると自認してきた長野と千葉の2県にしか過ぎなかった。なお、後に狩野は県議、桜井は衆議院議員（県内2区、社会党）の任に就く。

連載 ⑤

数字で掴む 自治体の姿



一般社団法人 千葉県地方自治研究センター副理事長
法政大学法学部教授 宮崎 伸光

●歳入における主要区分

決算カードの左側には「歳入の状況」欄があり、その区分の列には、地方税に始まり地方債に至る各区分と歳入合計の項があります。

歳入とは、単位会計年度、すなわち1年間における自治体の収入です。したがって、歳入合計とは、当該年度に自治体の会計、すなわちいわば「お財布」に総額でいくらのお金が入ったかということになります。

自治体の会計は、当該年度の収入をもって支出を賄うことが原則です。これを会計年度独立の原則と呼びます。自治体が担うべき役割とそれに必要な組織を維持するために要する経費は、その構成員たる住民が不公平感を抱くことなく、それぞれの能力に応じて負担すること（応能負担）で全て賄うことができれば理想的かもしれませんが、実際にはそううまくはいきません。そこで各自治体は、さまざまな経路を経て「活動資金」を集めます。この「歳入の状況」欄の各区分は、そうした経路に他なりません。

自治体の姿を掴むためには、この区分の中で、とくに地方税、地方交付税、国庫支出金・都道府県支出金、地方債のそれぞれに注目する必要があります。

地方税は、自治体が自らの権限において徴収することができるという意味で自主財源と呼ばれます。これに対し、国庫支出金や都道府県支出金は国や県から与えられるという意味で典型的な依存財源であり、国税の一部が自治体に交付される地方交付税や自治体の借金である地方債も国の関与があることなどから依存財源に分類されます。

また、地方税には用途に制限がない普通税と制限がある目的税の双方がありますが、地方交付税はその用途に制限がなく、自治体が自由に使うことができるという意味で一般財源と呼ばれ、国庫支出金・都道府県支出金や

地方債は予め特定された目的以外に使うことができないという意味で特定財源と呼ばれます。

なお、一般に「地方税」とは、市町村税と道府県税の総称です。道府県税の一部は市町村に交付されますが、市町村会計の歳入としては分けて勘定されますので、市町村の決算カード「歳入の状況」欄の「地方税」は市町村税のみを指しています。

自治体の自主財源である地方税については、自治体の議会によって定められる条例に基づいて賦課徴収されることが本来のはずですが、実際には、その多くについて地方税法が、課すことのできる税の種類(税目)、税の対象(課税客体)、誰が税を課し(課税主体)、誰が税を納めるか(納税義務者)、税額算定の基礎となる対象物件の数量や価格(課税標準)、税額算定の計算式(税率)などを定めています。

このうち、税額を直接左右する税率については、自治体がそれぞれの条例で具体的に決めることとされていますが、地方税法には各税目について、標準税率、制限税率、一定税率、任意税率の4種類のいずれかが規定されています。

ここで、標準税率とは、自治体が条例で税率を決める際に通常よるべきものとされる税率で、特別の財政上の理由がある場合には、これと異なる税率を定めることができます。制限税率とは、標準税率を超えて課税する場合(超過課税)を含めて、いかなる場合においても自治体を超えることができない税率の限度のことです。また、一定税率となると、自治体はそれ以外の税率を決めることが許されません。一方、任意税率であれば、自治体は自由に税率を設定することができますが、これは実例の乏しいものなどに例外的に存在するだけです。

つまり、重要な税目の税率については、自治体の条例制定に予め制約が加えられている

わけです。しばしば「日本の自治体には歳入の自由がない」と評されます。もちろんそれは強調された表現で、全く自由がないわけはありませんが、そういわれる背景にはこうした法律による統制があります。

●市町村税の区分

決算カードの中央部に位置する「市町村税の状況」欄では、市町村税をさらに細分化して、それぞれの収入済額、構成比および超過課税分が記載されています。

ここでは、まず普通税と目的税に大きく2分され、次にそれぞれの税目が地方税法に規定されているか否かによって法定普通税・法定外普通税、法定目的税・法定外目的税に分けられます。これに旧法による税の項目が加わり、最下段に合計が記載されます。この合計金額は「歳入の状況」欄に地方税として区分されている決算額と一致します。

普通税

法定普通税は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税のそれぞれから成ります。

また、法定外普通税は、決算カードでは一括して記載されます。

市町村民税は、市町村のいわゆる「住民税」です。いわば市町村の「会費」ですから、最も基幹となる税に他なりません。担税能力のある住民が増えれば税収も伸びますから、自治体の発展を示すバロメーターと見られることもままあります。税収は、景気動向等に左右される面もありますが、何よりも国政レベルの経済政策の影響を被ります。地方税法に規定された税率等が変更されると、それによる変動も避けられません。この税は、1月1日現在の時点で市町村に住所や事務所、事業所または家屋敷を有する個人、および市町村内に事務所または事業所を有する法人に対し

て、当該市町村が課税します。個人分の市町村民税は個人均等割と所得割、法人分は法人均等割と法人税割のそれぞれが課せられ、決算カードにも分けて記載されます。税率は、国政レベルの政策により変動を重ねていますが、現在の標準税率は個人均等割が年額3,000円、所得割は前年度所得に対して総合課税分一律6パーセント、分離課税分一律3パーセント、法人均等割が従業者数と資本金等の額に応じて5万円（50人以下、100万円以下）から300万円（50人超、50億円超）までの9種類、法人税割は一律12.3パーセントです。なお、個人分の市町村民税に制限税率はなく、法人分の市町村民税均等割の制限税率は1.2倍、法人税割の制限税率は14.7パーセントです。

固定資産税は、市町村内にある土地や家屋および償却資産について、その所有者に対して当該市町村が課す税です。税額は、3年ごとに実施される評価替えに基づく土地および家屋の「適性な時価」に標準税率1.4パーセントを乗じた金額です。制限税率はありません。この評価替えによる変動があるとはいえ、非常に安定した税収が見込まれることから、市町村にとっては、市町村民税と並ぶ基幹税と位置づけられます。

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車について、その主たる定置場が所在する市町村が、所有者に対して課す税です。原動機付自転車（125cc以下）は排気量と2輪か3輪かの別、軽自動車（660cc以下）と小型特殊自動車は2輪か3輪かと4輪以上はその用途、および二輪の小型自動車（250cc超）のそれぞれに定額（年間1,000円から4,000円）の標準税率が定められており、制限税率はその1.5倍です。

市町村たばこ税は、売渡し等に係る製造たばこに対して、小売販売業者の営業所等が所在する市町村が課す税です。納税義務者は、

製造たばこにつき、小売販売業者もしくは消費者等に売渡しをし、または消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者および卸売り販売業者とされている間接税です。製造たばこに関しては、この市町村税の他、国税（国たばこ税・国たばこ特別税）と道府県税（道府県たばこ税）も課せられています。

鉱産税は、鉱業権の有無に拘わらず、ガスや石油などの鉱業法上の鉱物を採掘した鉱業者に対して、鉱物採取の作業所が所在する市町村が課す税です。税額は、いわゆる山元販売価格に税率を乗じて決まります。その標準税率は、1月間に採取される鉱物の価格が200万円を超える場合は1パーセント、200万円以下の場合は0.7パーセントです。また、制限税率は、それぞれ1.2パーセントと0.9パーセントです。

特別土地保有税は、土地の取得や所有に対して、その土地が所在する市町村が課す税です。取得についての税額は、土地の取得価額に3パーセントを乗じた額から不動産取得税相当額を控じた額です。また、所有についての税額は、土地の取得価額に1.4パーセントを乗じた額から固定資産税相当額を控じた額で、取得から10年間課税されます。無償もしくは相場よりも低額で取得した土地については、みなし取得価格によって課税されます。この税は、もともと土地投機の抑制と土地供給の促進を目的として1973（昭和48）年度に導入されたもので、政令指定都市および特別区の区域では2,000平方メートル、都市計画区域を有する市町村の区域においては5,000平方メートル、その他の市町村の区域においては10,000平方メートル未満の土地にあっては免税とする制度でした。しかしながら、いわゆるバブル経済崩壊後の土地市場を巡る諸情勢の変化に応じて、2003（平成15）年度からは新規の課税が停止されています。

目的税

法定目的税には、入湯税、事業所税、都市計画税のそれぞれと、水利地益税等としてまとめられる項があります。

また、法定外目的税は、決算カードではやはり一括して記載されます。

入湯税は、鉱泉浴場（温泉法による温泉を利用する浴場およびそれに類するものも含む）における入湯行為について、その鉱泉浴場が所在する市町村が、入浴客に課す税です。標準税率は、1人1日150円で、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設および消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備ならびに観光の振興に要する費用に充てられます。制限税率はありません。

事業所税は、人口30万人以上で政令で指定する市等（千葉県内では、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市）が、都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用に充てるために、事業所等において事業を行う者に課す税です。資産割と従業者割に区分され、前者は事業所床面積1平方メートルあたり600円（1,000平方メートル以下は免税）、後者は従業者給与総額に対して100分の0.25を乗じた金額（100人以下は免税）です。

都市計画税は、都市計画区域を有する市町村が、原則として市街化区域内の都市および家屋について、その所有者に課す税です。税額は、土地または家屋に係る固定資産税と同じ「適性な時価」に対して制限税率0.3パーセントまでを乗じて計算された金額です。都市計画法に基づく都市計画事業や土地区画整理法に基づく土地区画整理事業に要する費用に充てられます。

水利地益税等には、水利地益税の他、共同施設税と宅地開発税が含まれます。とはいえ、水利地益税を課している市町村はごく僅かで千葉県内にはありませんし、共同施設税は1972（昭和47）年度以降全国に1例も見られ

ず、宅地開発税に至っては今日まで実例が全くありません。いずれも地方税法に規定があるものの、現在においてはその存在意義自体が問われています。

このうち**水利地益税**とは、水利事業や林道事業あるいは都市計画法に基づいて実施される事業などでとくに利益を受ける土地や山林または家屋に対して、当該事業を行う市町村が課す税です。税額は、利益を受ける土地や山林または家屋の面積や価格に対して当該市町村が任意に定める税率を乗じて計算されます。徴収された税金の用途は、水利事業や林道事業などに限られます。かつて課税していた自治体でも、廃止もしくは受益者負担金に改める方向にあります。

共同施設税とは、共同作業場、共同倉庫、共同集荷場、汚物処理施設、その他これらに類する施設を利用することでとくに利益を受けた者に対して、当該施設を設置した市町村が課す税です。共同で使用する施設の費用の一部を受益者に負担させる目的税で任意税率ですが、すでに記したように、今日ではこの税を課す市町村はありません。

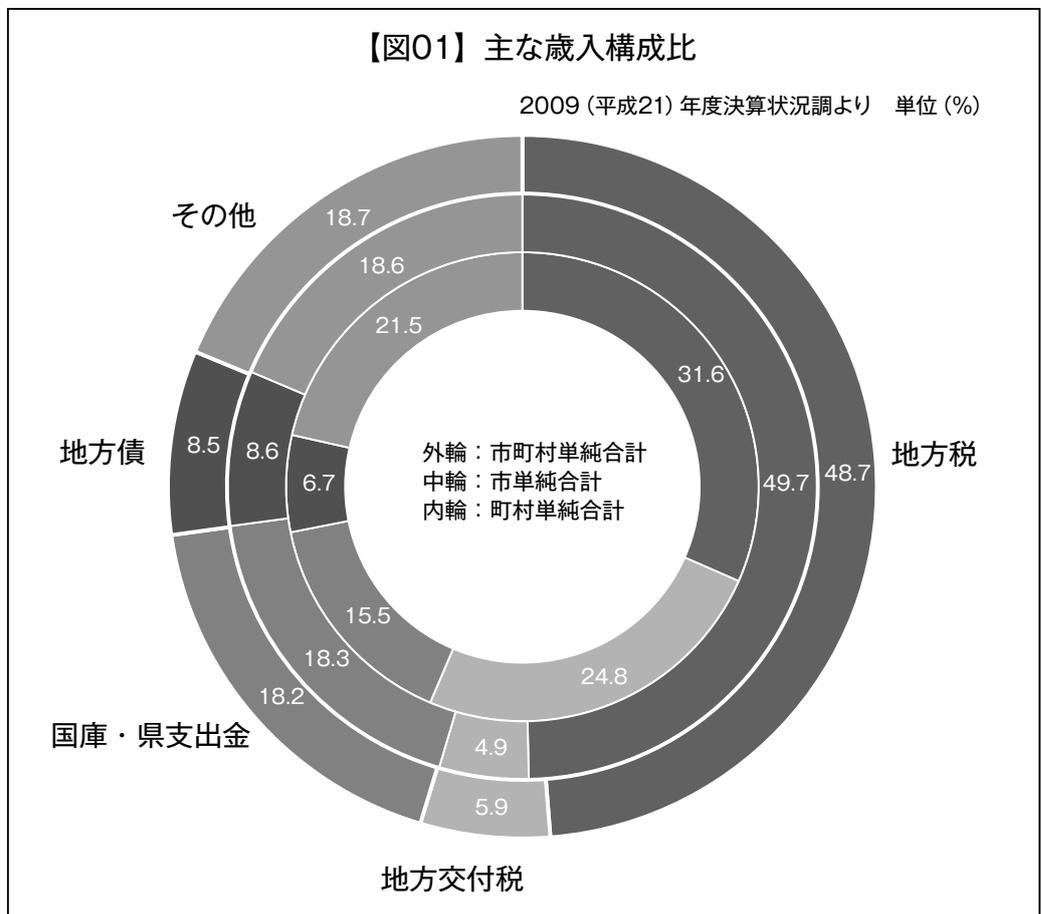
宅地開発税とは、宅地開発に伴って必要となる道路や水路あるいはその他公共施設の整備に要する費用を受益者に負担させることを目的とした税です。いわゆる宅地開発要綱等による開発負担金・協力金などで同様

の効果が得られることや煩瑣な手続きが嫌われたこともあって、地方税法に任意税率として規定されていますが、当初より1つも適用されていません。

なお市町村税の目的税には、この他に**国民健康保険税**があります。しかしながら、国民健康保険は一般会計ではなく特別会計において処理されており、要する費用は保険料として徴収している自治体もあって決算カードの対象となる普通会計から除外されています。国民健康保険税と保険料の間には、滞納処理に係る規定以外に実質的な差違はほとんどありません。

●千葉県内市町村における地方税

千葉県内の市町村において、地方税、地方交付税、国庫支出金・都道府県支出金、地方債のそれぞれが歳入に対してどれぐらいの割合を占めているかの感じを掴むために【図



01】を作成してみました。これは、人口や財政の規模などの特性を一切考慮に入れず、単純に千葉県内各自治体のデータを合計して、5区分の構成比を算出し、グラフにしたものです。なお、決算カードの区分では別個に扱われる国庫支出金と都道府県支出金は、ここでは国庫・県支出金としてまとめました。それは、市町村会計の歳入において両者は、国・県の補助金ないし負担金として同様の性質を有しているからです。

この図の外側の輪は、市町村の単純合計ですが、地方税、地方交付税、国庫・県支出金および地方債を合わせると歳出全体の8割強にまで及ぶことがわかります。

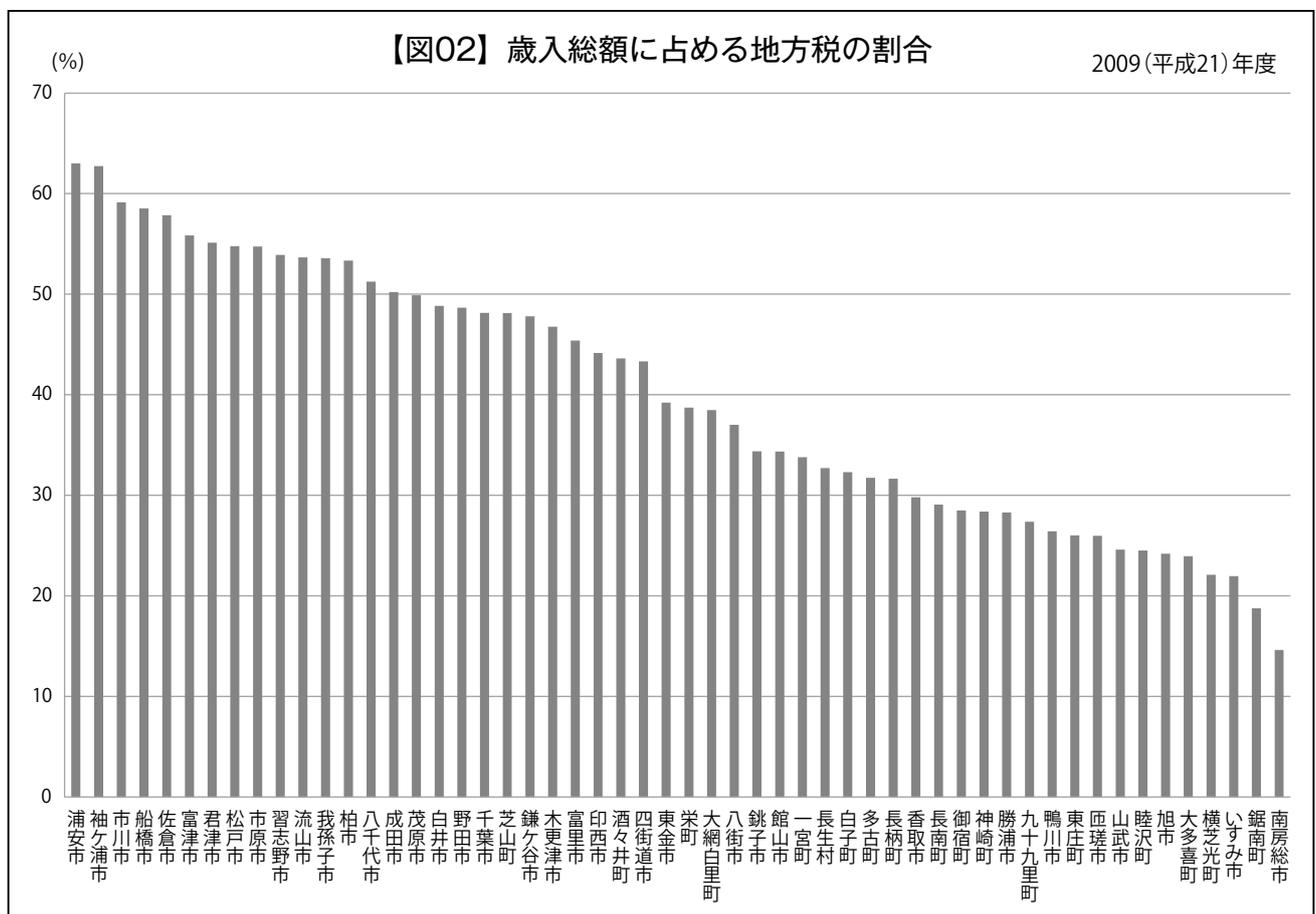
また、この図の中側・市の単純合計と内側・町村の単純合計を比べてみると、国庫・県支出金、地方債およびその他の区分では大きな違いはないものの、地方税と地方交付税ではそれぞれの構成比が大きく異なることがわか

ります。同時に、それにも拘わらず、市の単純合計と市町村の単純合計に差が少ないことから、市に比べて町村の財政の規模が全体として相当小さいことも伺えます。さらに、町村部と市部の財政力に格差が大きいことも看取できます。

次に、【図02】は、千葉県内の各自治体について、それぞれの歳入総額に占める地方税の割合が高い順に並べたグラフです。

これを見ると、浦安市と袖ヶ浦市では6割を超えています。鋸南町や南房総市では2割に届かないことがわかります。グラフの右の方に位置している地方税が歳入総額に占める割合が比較的低い自治体は、独自の財源に恵まれていないということです。

一方、浦安市と袖ヶ浦市は、同じく独自財源に恵まれているように見えますが、これを別の面から見ると、両市の財政構造が相当異なっていることが、見えてきます。



【図03】は、【図02】において歳入総額に占める地方税の割合が50パーセントを超えている左側15市を抽出し、地方税に占める市町村民税の比率を横軸、市町村民税の中で個人分が占める比率と縦軸にとってグラフにまとめたものです。

この図からは、地方税が歳入総額の過半を占めるこの15市が、さらに地方税の内訳を見ると大きく2分されることがわかります。すなわち、地方税の中で市町村民税が50パーセント以上を占めている我孫子市から柏市までの10市と、その割合が40パーセントに満たない市原市から富津市までの5市のそれぞれです。

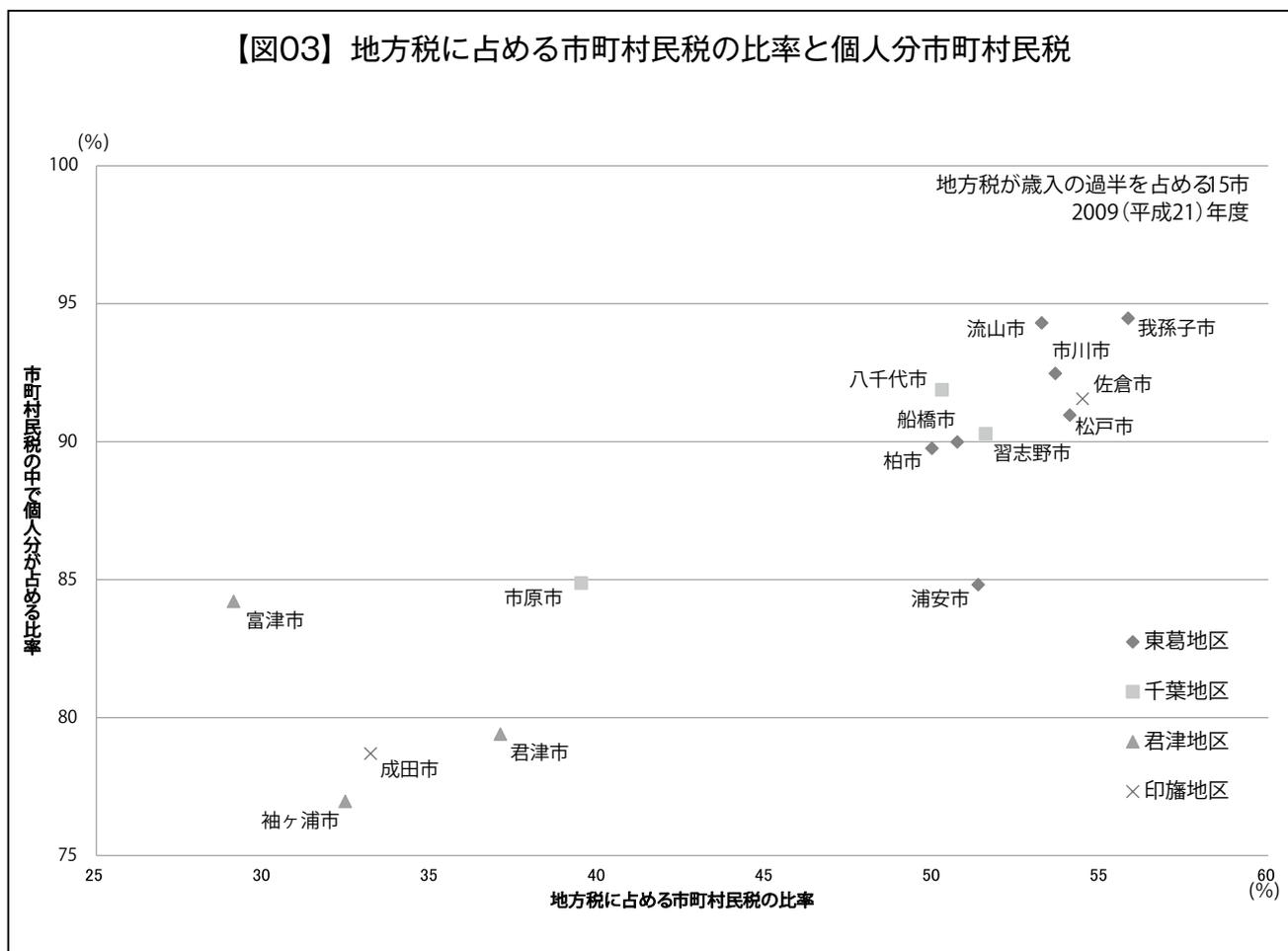
前者の10市は、浦安市を例外として、うち9市の市町村民税の中で個人分が占める割合が概ね9割を超えています。すなわち、歳入の多くがいわゆる個人住民税ということがわ

かります。

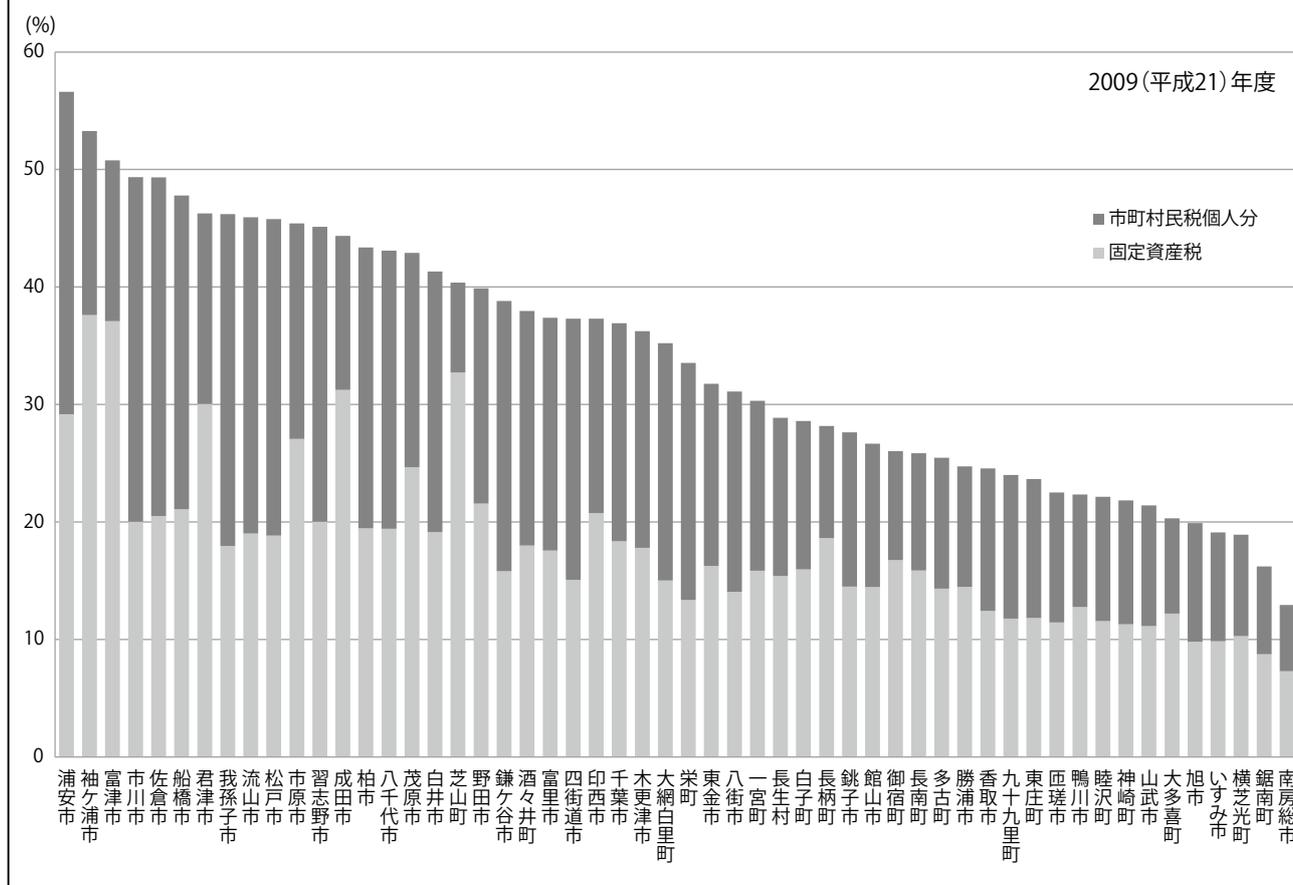
一方、浦安市と市原市から富津市までの6市は、市町村民税の中で個人分が占める割合は85パーセントに届きません。市町村民税は、個人分の他は法人分ですから、相対的にいわゆる法人住民税の割合が高いともいえます。しかしながら、市原市から富津市までの6市は、もともと市町村民税の比率が低いわけですから、地方税には他に重い比重をなす部分があるはずですが。

それを明らかにするのが【図04】です。この図は、市町村民税の個人分と固定資産税のそれぞれが歳入総額に占める割合を、後者に前者を積み上げる形で棒グラフにまとめて合計割合の高い順に並べたものです。

このグラフを見ると、【図03】で市町村民税の中で個人分が占める割合が比較的低かった6市が例外なく固定資産税が大きく歳入に



【図04】市町村民税個人分と固定資産税が歳入総額に占める割合



寄与していることがわかります。この【図04】からは、先の6市以外に茂原市と芝山町も固定資産税が歳入総額に占める割合が高いことが看取されます。これらの自治体は、大規模な事業所等の立地やその集積がある程度具体的に想起できるところです。それぞれ自治体の財政に大きな影響を与えていることがわかります。

浦安市は、【図03】において例外的な位置を占めていました。【図04】を見ても固定資産税ばかりでなく、市町村民税個人分も歳入の大きな割合を占めています。その他市との違いは、1人あたりの市町村民税個人分を計算してみるとさらに際立ちます。【図05】は、計算結果を高額順に並べたグラフです。

浦安市が群を抜いていることは一目瞭然です。高額所得者が多く居住しているとみてほぼ間違いありません。同市には多額の固定資

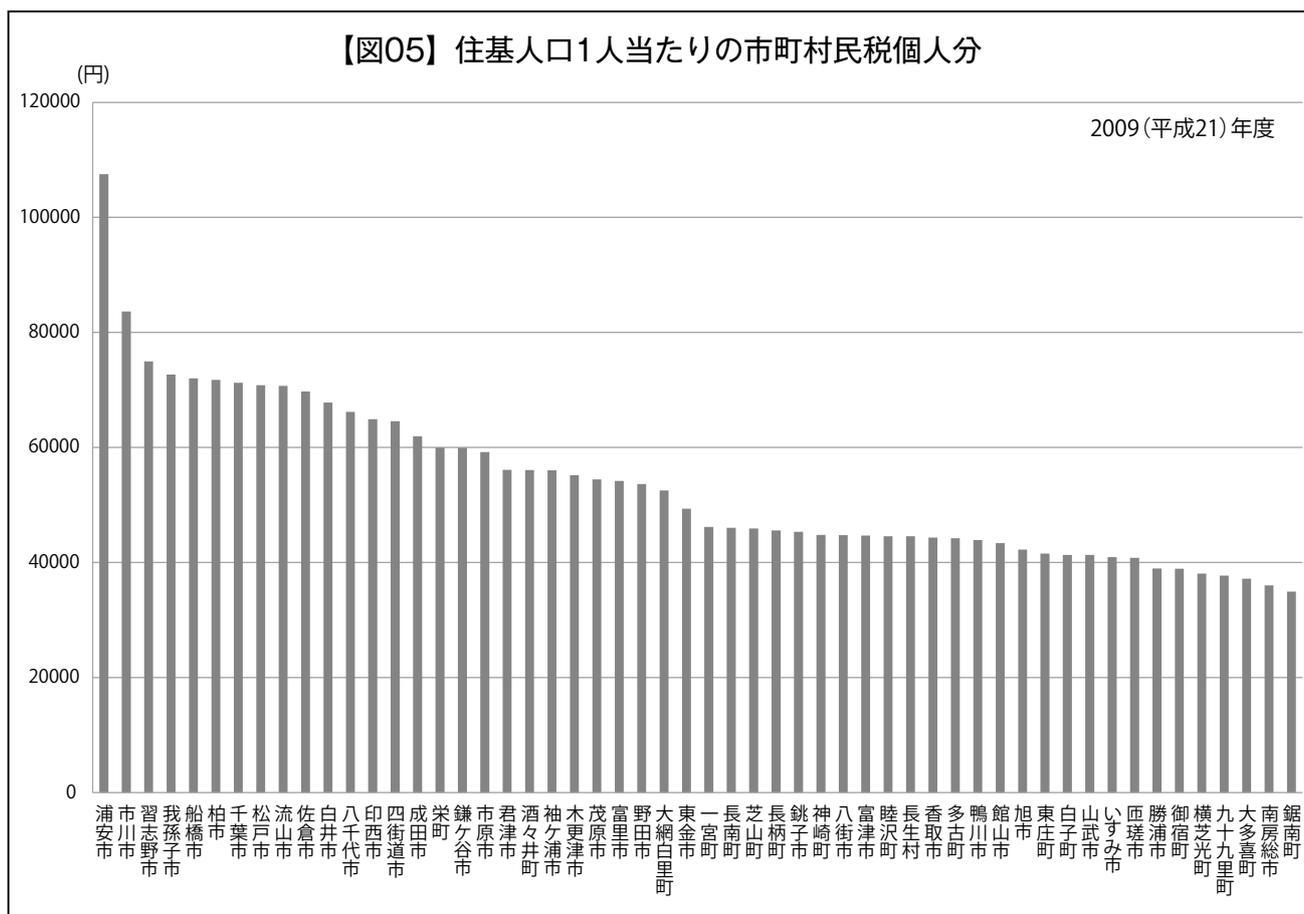
産税を見込むことができる大型商業施設もありますし、法人分の市町村民税を含めてバランスのとれた財政力に恵まれています。【図03】では我孫子市から柏市までの9市と合わせて10市を1グループに束ねたうえで、浦安市を例外としましたが、逆に市原市から富津市までの5市と浦安市を合わせた6市を1グループと束ねたうえで、浦安市が例外として地方税に占める市町村民税の割合が高いともいえます。

末尾に【表01】～【表05】を載せます。

【表01】は、千葉県内市町村の歳入総額とその構成です。この表をもとに【図01】を作成しました。

【表02】は、市町村歳入総額と地方税と題していますが、各自治体の地方税に関する基礎データをまとめた表です。【図02】は、こ

【図05】 住基人口1人当たりの市町村民税個人分



の表のデータから作成しました。

【表03】は、地方税が歳入の50%を超える15市について、その率とともに、地方税に占める市町村民税の比率と市町村民税のうち個人分の割合を並列した表です。【図03】は、この表のデータから作図しました。

【表04】は、各自治体の市町村民税個人分と固定資産税が歳入総額に占める割合を【表

02】から算出し、その合計と併せてまとめた表です。この表のデータをもとに【図04】を作成しました。

【表05】は、やはり【表02】から各自治体の1人当たりの市町村民税個人分を計算してまとめた表です。【図05】はこのデータを並び替えてグラフで示したものです。

(続く)

【表01】 千葉県内市町村の歳入総額とその構成 (2009年度)

(単位 千円)

	歳入総額	地方税	地方交付税	国・県支出金	地方債	その他
市町村単純合計	1,977,990,851	964,083,320	116,850,978	359,141,932	167,562,969	370,351,652
(%)	100.0	48.7	5.9	18.2	8.5	18.7
市単純合計	1,878,073,806	932,517,422	92,081,105	343,650,381	160,906,851	348,918,047
(%)	100.0	49.7	4.9	18.3	8.6	18.6
町村単純合計	99,917,045	31,565,898	24,769,873	15,491,551	6,656,118	21,433,605
(%)	100.0	31.6	24.8	15.5	6.7	21.5

【表02】市町村歳入総額と地方税（2009年度）

（単位 千円）

		歳入総額	地方税	対歳入総額比 (%)	うち	うち	うち	住民基本台帳 登 載 人 口 (2010.03.31人)
					市町村民税 個人分	市町村民税 法人分	固定資産税	
東葛飾地区	市川市	131,668,727	77,862,121	59.1	38,617,228	3,146,225	26,376,101	461,638
	船橋市	161,379,067	94,429,856	58.5	43,092,731	4,794,940	34,021,868	598,213
	松戸市	125,646,635	68,819,413	54.8	33,846,511	3,364,913	23,673,262	477,894
	野田市	45,493,168	22,139,018	48.7	8,333,774	1,829,783	9,810,839	155,379
	柏市	118,260,538	63,090,702	53.3	28,288,032	3,229,056	23,008,815	394,188
	流山市	42,334,277	22,712,891	53.7	11,401,394	689,146	8,047,675	161,258
	我孫子市	34,746,069	18,609,305	53.6	9,811,961	574,438	6,240,578	134,986
	鎌ヶ谷市	27,969,338	13,369,792	47.8	6,432,180	566,977	4,420,430	107,314
千葉地区	浦安市	62,846,489	39,597,711	63.0	17,239,873	3,086,167	18,340,579	160,337
	千葉市	358,020,794	172,371,636	48.1	66,438,283	16,285,974	65,712,132	932,421
	習志野市	47,759,910	25,746,010	53.9	11,983,910	1,289,464	9,562,945	159,880
	市原市	90,288,858	49,417,963	54.7	16,558,887	2,951,424	24,436,059	279,629
君津地区	八千代市	52,682,775	27,002,732	51.3	12,467,235	1,101,702	10,236,163	188,381
	木更津市	38,267,018	17,899,217	46.8	7,056,755	1,118,674	6,811,231	127,904
	君津市	31,056,155	17,117,589	55.1	5,037,509	1,307,021	9,332,574	89,799
	富津市	16,072,792	8,973,989	55.8	2,199,163	412,423	5,963,163	49,214
印旛地区	袖ヶ浦市	21,756,308	13,647,040	62.7	3,406,102	1,019,769	8,181,789	60,788
	成田市	59,561,606	29,904,453	50.2	7,810,866	2,115,358	18,608,575	126,098
	佐倉市	42,536,553	24,606,413	57.8	12,266,164	1,132,493	8,720,473	175,914
	四街道市	25,460,121	11,026,170	43.3	5,658,872	403,594	3,838,449	87,626
	八街市	19,694,314	7,288,969	37.0	3,358,406	396,611	2,767,983	75,008
	印西市	34,518,806	15,242,693	44.2	5,710,550	900,436	7,164,846	87,957
	白井市	18,440,349	9,004,185	48.8	4,090,732	438,028	3,528,195	60,334
	富里市	13,630,282	6,187,763	45.4	2,698,349	377,029	2,395,821	49,812
香取地区	酒々井町	5,992,389	2,612,692	43.6	1,195,794	95,430	1,078,445	21,329
	栄町	6,881,149	2,664,312	38.7	1,388,424	90,926	918,822	23,150
	香取市	31,126,030	9,272,966	29.8	3,772,908	440,789	3,871,605	85,069
	神崎町	2,803,949	795,882	28.4	295,613	132,113	316,594	6,597
海匝地区	多古町	6,467,662	2,052,649	31.7	719,740	113,401	927,206	16,275
	東庄町	5,484,127	1,426,372	26.0	647,805	32,992	649,463	15,590
	銚子市	24,334,044	8,365,110	34.4	3,191,224	567,646	3,530,046	70,402
山武地区	旭市	28,878,040	6,987,468	24.2	2,914,415	405,397	2,835,201	68,955
	匝瑳市	14,877,349	3,863,914	26.0	1,647,241	208,487	1,702,209	40,345
	東金市	18,963,566	7,435,720	39.2	2,941,504	460,967	3,082,809	59,593
	山武市	23,210,541	5,707,616	24.6	2,384,820	304,394	2,585,564	57,730
	大網白里町	13,192,716	5,076,326	38.5	2,664,123	135,218	1,982,018	50,720
	九十九里町	5,740,005	1,571,327	27.4	701,308	57,096	676,224	18,594
長生地区	芝山町	4,811,221	2,314,822	48.1	367,718	273,963	1,574,711	8,007
	横芝光町	11,415,711	2,521,609	22.1	984,932	152,379	1,175,738	25,876
	茂原市	27,924,913	13,932,883	49.9	5,095,504	705,351	6,885,951	93,554
	一宮町	3,989,663	1,348,173	33.8	577,148	61,974	632,391	12,492
	睦沢町	3,201,993	784,960	24.5	339,129	20,589	370,073	7,609
	長生村	4,936,968	1,614,293	32.7	665,164	55,996	760,389	14,930
夷隅地区	白子町	4,152,041	1,341,124	32.3	524,278	51,504	662,758	12,685
	長柄町	3,839,340	1,215,197	31.7	366,174	68,815	715,277	8,037
	長南町	4,384,513	1,274,884	29.1	438,302	66,381	695,618	9,521
	勝浦市	7,926,573	2,243,380	28.3	813,325	100,628	1,147,349	20,882
安房地区	いすみ市	18,616,558	4,088,971	22.0	1,725,779	220,872	1,834,449	42,170
	大多喜町	4,917,604	1,177,758	23.9	399,631	72,183	599,694	10,742
	御宿町	3,372,116	960,604	28.5	312,938	33,974	564,963	8,041
	館山市	17,833,643	6,124,464	34.3	2,175,751	367,564	2,578,007	50,177
安房地区	鴨川市	16,522,888	4,365,833	26.4	1,583,208	285,610	2,107,298	36,067
	南房総市	27,768,712	4,061,466	14.6	1,564,243	134,234	2,026,383	43,424
	鋸南町	4,333,878	812,914	18.8	323,821	40,750	378,700	9,264

【表03】

地方税に占める市町村民税の比率と市町村民税のうち個人分の割合
(地方税が歳入の50%を超える15市 2009年度) (%)

	地方税対歳入 総額比	市町村民税対 地方税比	市町村民税 うち個人分比
東葛飾地区 市川市	59.1	53.6	92.5
船橋市	58.5	50.7	90.0
松戸市	54.8	54.1	91.0
柏市	53.3	50.0	89.8
流山市	53.7	53.2	94.3
我孫子市	53.6	55.8	94.5
浦安市	63.0	51.3	84.8
千葉地区 習志野市	53.9	51.6	90.3
市原市	54.7	39.5	84.9
八千代市	51.3	50.3	91.9
君津地区 君津市	55.1	37.1	79.4
富津市	55.8	29.1	84.2
袖ヶ浦市	62.7	32.4	77.0
印旛地区 成田市	50.2	33.2	78.7
佐倉市	57.8	54.5	91.5

【表04】

市町村民税個人分と固定資産税が歳入総額に占める割合
(2009年度) (%)

	市町村民税 個人分	固定資産税	合計
東葛飾地区 市川市	29.3	20.0	49.4
船橋市	26.7	21.1	47.8
松戸市	26.9	18.8	45.8
野田市	18.3	21.6	39.9
柏市	23.9	19.5	43.4
流山市	26.9	19.0	45.9
我孫子市	28.2	18.0	46.2
鎌ヶ谷市	23.0	15.8	38.8
浦安市	27.4	29.2	56.6
千葉地区 千葉市	18.6	18.4	36.9
習志野市	25.1	20.0	45.1
市原市	18.3	27.1	45.4
八千代市	23.7	19.4	43.1
君津地区 木更津市	18.4	17.8	36.2
君津市	16.2	30.1	46.3
富津市	13.7	37.1	50.8
袖ヶ浦市	15.7	37.6	53.3
印旛地区 成田市	13.1	31.2	44.4
佐倉市	28.8	20.5	49.3
四街道市	22.2	15.1	37.3
八街市	17.1	14.1	31.1
印西市	16.5	20.8	37.3
白井市	22.2	19.1	41.3
富里市	19.8	17.6	37.4
酒々井町	20.0	18.0	38.0
栄町	20.2	13.4	33.5
香取地区 香取市	12.1	12.4	24.6
神崎町	10.5	11.3	21.8
多古町	11.1	14.3	25.5
東庄町	11.8	11.8	23.7
海匝地区 銚子市	13.1	14.5	27.6
旭市	10.1	9.8	19.9
匝瑳市	11.1	11.4	22.5
山武地区 東金市	15.5	16.3	31.8
山武市	10.3	11.1	21.4
大網白里町	20.2	15.0	35.2
九十九里町	12.2	11.8	24.0
芝山町	7.6	32.7	40.4
横芝光町	8.6	10.3	18.9
長生地区 茂原市	18.2	24.7	42.9
一宮町	14.5	15.9	30.3
睦沢町	10.6	11.6	22.1
長生村	13.5	15.4	28.9
白子町	12.6	16.0	28.6
長柄町	9.5	18.6	28.2
長南町	10.0	15.9	25.9
夷隅地区 勝浦市	10.3	14.5	24.7
いすみ市	9.3	9.9	19.1
大多喜町	8.1	12.2	20.3
御宿町	9.3	16.8	26.0
安房地区 館山市	12.2	14.5	26.7
鴨川市	9.6	12.8	22.3
南房総市	5.6	7.3	12.9
鋸南町	7.5	8.7	16.2

【表05】1人当たりの市町村民税個人分（2009年度末住民基本台帳人口基準）（円）

		市町村民税個人分／人
東葛飾地区	市川市	83,653
	船橋市	72,036
	松戸市	70,824
	野田市	53,635
	柏市	71,763
	流山市	70,703
	我孫子市	72,689
	鎌ヶ谷市	59,938
	浦安市	107,523
	千葉地区	千葉市
習志野市		74,956
市原市		59,217
八千代市		66,181
君津地区	木更津市	55,172
	君津市	56,098
	富津市	44,686
	袖ヶ浦市	56,032
印旛地区	成田市	61,943
	佐倉市	69,728
	四街道市	64,580
	八街市	44,774
	印西市	64,924
	白井市	67,801
	富里市	54,171
	酒々井町	56,064
	栄町	59,975
香取地区	香取市	44,351
	神崎町	44,810
	多古町	44,224
	東庄町	41,553
海匝地区	銚子市	45,329
	旭市	42,265
	匝瑳市	40,829
山武地区	東金市	49,360
	山武市	41,310
	大網白里町	52,526
	九十九里町	37,717
	芝山町	45,925
	横芝光町	38,064
長生地区	茂原市	54,466
	一宮町	46,201
	睦沢町	44,569
	長生村	44,552
	白子町	41,331
	長柄町	45,561
	長南町	46,035
	夷隅地区	勝浦市
安房地区	いすみ市	40,924
	大多喜町	37,203
	御宿町	38,918
	館山市	43,362
安房地区	鴨川市	43,896
	南房総市	36,023
	鋸南町	34,955

ミクロネシア連邦と 日本との交流

NPOミクロネシア振興協会の活動



NPOミクロネシア振興協会事務局長

川嶋 正和

NPOマイクロネシア振興協会の概要を紹介
します。

特定非営利活動法人マイクロネシア振興協会
(略称NPOマイクロネシア振興協会 通称NPO
AMD) は、2002年8月任意団体マイクロネシア
振興協会を発展的に解消し、設立されました。

その現況は、会員115名(2011.9.10現在)で、
その内マイクロネシア連邦の会員が24名です。
任意団体期間を含めると14年間その活動に取
り組んできた<千葉県認証とマイクロネシア連
邦政府認証のNPO>です。又当AMDは、昨
年7月日本外務大臣表彰を受賞しました。

この稿の目的は、国際貢献についての報告
でありますので、私たちの取り組んできた諸
活動をご紹介させて頂くことにさせていただきます。

まず始めはAMDの基本スタンスについて
です。それは“身の丈活動”と“継続”です。

そして設立趣旨は、①マイクロネシア連邦の
経済的な発展に貢献②その為にまずマイクロ
ネシア連邦の悠久の歴史を知り、地球規模の財
産としての自然環境を愛し、伝統文化・歴史
的な遺産を知り、更には現代の人々との交流
を行う③そうした活動を通じて日本とのあ
らゆる面での交流を重ねる

事で、太平洋に生きる地
域の連帯・結びつきをよ
り一層強め両国の相互理
解をより深める事④相互
の人的交流、特に子供達
含めての人材育成にこそ、
双方にあらゆる事柄での
有益なものを生み出すと
考え、その為の活動(子
供達の相互交流、人材育
成による産業の育成と活
性化、自然環境との共生
等々)を積極的に進めて

いく事です。

それでは具体的な活動と今後の取り組みに
ついて報告します。Web (<http://www.amd-fsm.jp/>) もご覧頂ければご理解のお役に立
つと思います。まずは、マイクロネシア連邦の
概要から入ります。

正式国名マイクロネシア連邦

(The Federated States of Micronesia)

首都ポンペイ州パリキール。

1986年11月3日独立、位置・面積・人口・
位置：北緯0°~14°、東経135°~166°(カ
ロリン諸島)。

陸地面積：701km²(東京ドーム157個分、
琵琶湖とほぼ同じ) 海域面積：298万km²(環
礁内面積・7,000km²、宮城県とほぼ同じ) 島
嶼数：約600(有人島65)、人口：2000年10
万7,008人(約1%増/年)、地勢：中西部
太平洋カロリン諸島に属し、東側からコス
ラエ、ポンペイ、チューク、ヤップの4州
で構成されている。南にパプアニューギ
ニア・ソロモン諸島、西にパラオ・インド
ネシア、東にマーシャル諸島・ハワイ、北に
グアム・サイパンそして日本。



I. 経済の自立を図る為の支援活動として人材育成のための提案をする。

1. 生産性本部設立の提案

経済的な自立を図る第1歩は、人材育成にあり、それには生産性運動の提唱が有効として、具体的な活動を展開。チューク州（1999年3月）とポナペ州（1999年7月）知事とAMDとの間にて生産性本部設立に関する覚書交換。

II. エネルギー&環境に係わる事業

1. 垂直軸型風力発電機の共同開発

ミクロネシア連邦（以下FSM）テレコム社と日本の企業、コーディネーター&共同開発者としてのAMD、3者にて遂行されました。開発期間は3年間。＜目的＞はテレコム社がFSM国内に展開している携帯電話等の無線中継基地の補助電源として活用する為のものです。メイン電源はソーラーです。



2. 共同開発した垂直軸型風力発電機

共同開発した風力発電機は、チューク州とヤップ州に設置され、現在も順調に稼動している。

3. 風力発電とソーラー発電のハイブリッドタイプの電源を持つ照明灯の設置（寄贈）

大統領官邸と大統領公邸前に設置（2008年11月～2009年7月）。チューク州モエン島ザビエル高校の校庭への設置（2008年11月～2009年7月）。

4. 廃棄自動車・生活ゴミに関する活動

廃棄自動車に関する取り組みを行うも中断中。

III. 物産を軸とした直接的な経済的な効果と雇用の場を作る支援活動

1. ノニジュースの開発と日本等への販売支援

目的はノニジュースの製造によって、ポンペイ島の人々に現金収入の道が出来ることとジュース製造現場での雇用の発生が生じることを目的としています。

2. 塩、パンの実の製粉、青パイヤの漬物等のメイドイン・ミクロネシア製品開発と販売

3. 農業支援に取り組む最新の取り組み

無農薬、有機栽培による農業への支援活動に取り組んでいます。現在進行形。

IV. 高中小学生・生徒への学用品&野球・サッカー・ラグビー機材等の支援

1. コクヨ株式会社からノート寄贈を受けて、公立の高中小学生・生徒へ支援（第1回）

公立校高中小学生・生徒への学用品支援、全生徒数、2004年3月時点26,885名公立校175へノート。コクヨ株式会社より50,000冊のノートの寄贈を受けて展開。

2. コクヨ株式会社からノート10,000冊の寄贈を受けて、公立高中小学生・生徒へ支援（第2回）

V. 訪問者を送り、ミクロネシア連邦の素晴らしさを知ってもらい、観光客の誘致に貢献する

1. 観光事業への貢献

訪問団、諸活動の取り組みの訪問に際しても観光をするなど訪問先への経済に貢献。2011年8月現在、通算48次訪問団を派遣。延べ訪問者凡そ420名。

2. ミクロネシア連邦の宣伝活動

5回のミクロネシア連邦写真展の開催：7,000名程度鑑賞。4回のミクロネシア連邦物産展・料理フェアの開催。国際食料展及び国際旅行博への参加並びにミクロネシア連邦からの出品者支援。

VI. ミクロネシア連邦の宣伝活動

1. ミクロネシア連邦支部設立

2004.11.2 AMD
ミクロネシア連邦支部（FSM：NPOミクロネシア振興協会）への連邦政府によるNPO認証と登録。

2. 災害支援活動

2003.3.24 チューク州チューク環礁トノアス島（旧称・夏島）台風災害支援の実施。支援米10t、463家族に40ポンドの米3,981.8\$相当。



VII. 千葉県国際協力・多文化共生モデル事業（H18年度、H19年度）を完遂

1. 垂直軸型風力発電機共同開発に伴う支援事業（2006年8月—2007年3月）
2. ミクロネシア連邦ノニ製品製造支援事業（2007年8月—2008年3月）

なぜミクロネシア連邦か……そこに多くの日系人がいた。人口比率は30%を超えていると言われています。世界各地の日系人比率で一番と聞きます。日本との係わりは、第1次世界大戦の戦勝国となった日本が、敗戦国ドイツの植民地であったミクロネシア地域を国際連盟の委託・委任統治領となったことです。日本人との係わりは、明治時代にさかのぼります。その係わりで言えば“冒険ダン吉”のモデルとなった森小弁翁が有名です。現在の大統領は、その子孫です。

私たちAMDは今人材を求めています。無農薬、有機栽培による農業への支援活動に取り組んでいます。この協力者も求めています。ご連絡下さい。

若者に農業をやってみたいと思われる 魅力ある農業を！

八千代市農業委員 黒澤 澄朗



近年、地球環境の変化により、記録的な猛暑、かんばつ、寒波、台風（サイクロン・ハリケーン）など、世界規模の気候変動が起きています。

日本各地でも局地的な集中豪雨、竜巻などは二次災害（洪水・土砂崩れなど）を引き起こし、尊い命や財産が失われ、人々の社会生活や経済活動に大きく影響を与えています。食の根幹であります農業も世界各地でこれらの自然災害により大きな被害を受けています。今回の東日本大震災では、地震・津波・原発災害・風評等で広範囲に農業被害が発生しています。

民主党が「国民の生活が第一」と掲げ国民の圧倒的な支持を得て、国民を無視した小泉改革から政権交代を果たしましたが、当初、私たち農業者はもとより民主党政権は国民から大きな期待が寄せられましたが、日に日に期待が薄れていっています。

私は、農協総会等で発言しても農家の意見等が直接反映されることが難しい現状であります。地域農業の継続と農業経営の安定を図るためには、農家や農業者の代表として、農業委員・土地改良総代に選挙に立候補をすることを決意し、政治行動を共にする県議会議員・市議会議員等に相談しても協力は得られませんでした。農業関係の役員になるには、複数集落の推薦がなければ立候補しても当選

することができませんし、農協理事においては、直接立候補できないシステムであります。二年前に地域から印旛沼土地改良区総代の推薦を頂き本年7月の農業委員についても、二期6年の推薦を頂きまして立候補して、幸いいずれも無投票当選となりましたが、日本農業の現状は多くの課題が山積しています。

千葉県は全国有数の農業県で、2009年の農業産出額は、北海道と茨城県について全国第3位で全国農業産出額の4.9%を占めています。主要農産物の全国順位は、第2位（花卉・鶏卵・雑穀・豆類）、第3位（野菜・いも類・生乳）、第4位（豚・乳用牛）、第5位（鶏）、第8位（米）となっています。そして、産出額の構成をみると、園芸47.9%、米17.6%、畜産25.4%になっています。

2009年10月の月刊自治研にとりあげられています。千葉県の転作に係わる「産地づくり交付金」は5.6億円で、福島県が22億円、新潟52億円、秋田61億円、北海道416億円であった。（平成21年米の算出額は新潟1,509億円、北海道1,071億円、秋田県1,019億円、福島県948億円、千葉県716億円）これは、千葉県が生産調整の未達成県で特に悪質とみられ、この他に各種の補助金や融資がなされないなど二重三重のペナルティが加わり、当時の堂本暁子千葉県知事が国に地域特性を活かした地方分権型の農政を求めましたが、政権交代

をしても国の中央集権的農政は変わっていません、T P P問題など農業者の実態からかけ離れた政策を推進しようとしています。

主要国の食糧自給率（1965年と2007年比較）は、オーストラリア（199%→173%）、カナダ（152%→168%）、フランス（109%→111%）、ドイツ（66%→80%）、イタリア（88%→63%）、オランダ（69%→73%）、スペイン（96%→82%）、スウェーデン（90%→78%）、スイス（48%→52%）、英国（45%→65%）、アメリカ英国（117%→124%）、日本（73%→40%、日本がピーク時は、1960年の79%であり、新たな理念に基づく政策で2020年目標50%にしています）

※日本のみはカロリーベース

そして、食糧自給率では、100%を超えているのは、北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県のみで、全国一の北海道は192%で一番低い東京都は約1%となっている。千葉県は、50%であります。

また、穀物自給率は28%であり、世界173カ国・地域中124番目（2002年時点）となっています。これは、小麦・トウモロコシ・大豆を輸入に依存していることが大きく影響し、水稲以外の穀物は連作障害や設備投資・機械のリース、土地基盤整備・土地改良等非効率や国土（圃場が狭い）や気候（温暖・多雨等）で収量単価が高い（国の助成金が低い）ことが低下の要因であります。

これらの要因として、耕作放棄地面積の全国21.7万ha（1990年）が38.6万ha（2005年）に増加し、専業農家、全国82万戸（1990年）も34.5万戸（2009年）に減少しています。こ

れは、従事者の高齢化・後継者の減少・不耕作地が増加しています。

現在、私は、農協の直売所（2店舗）に出荷（第一水曜日は直売所が休み）していますが、当面、販売農家（経営耕地面積が30a以上又は農産物の売り上げが50万円以上の農家）を目標としています。直売所への出荷者は約200名で一人当たり平均130万円（委託手数料は15%）の販売額（市場出荷・道の駅等を除く）です。全国の販売農家は、約104万円位であります。農外収入は、約178万円位ですので、収入総額は、私を含め、これら平均を満たしていない人が多いと思います。（私の個人的な推測）

農業で生活できるための施策実現を、農業委員選挙で掲げた公約（次のページ参照）の一つ一つを実現できるように一步一步農業行政の推進を図るため農業委員の役割を果たすよう努力していきます。

最後になりますが、3月11日の東日本大震災により犠牲となりました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに被害にあわれました皆さんにお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興のため頑張っています市民の皆様と自らも被災者となりながら奮闘している自治体職員に敬意を表します。

「頑張ろう！日本」

黒澤澄朗（1947年八千代市生まれ）
八千代市農業委員
印旛沼土地改良区総代
八千代市防犯指導員
平戸区区長代理
全日本自治体退職者会千葉県本部幹事
防災士

私のお約束（八千代市農業委員選挙公約）

1 消費者に新鮮で、安全・安心な食料の安定供給

- ◆野菜工場設置への支援
- ◆直売所の整備（農業の里整備事業）
- ◆土地基盤の整備
- ◆地産地消の推進と特産物のブランド化

2 地域環境と調和した農業スペースの整備

- ◆自然エネルギー（太陽光発電）の活用（遊休農地対策・農家の屋根に設置）
- ◆優良農地の維持と自然環境との調和

3 農業と消費者との協力・共同体制の推進

- ◆市民農園の整備増設
- ◆生産者と消費者のコミュニティづくりとネットワーク化
- ◆農業ボランティアの活用

4 農業経営のセーフティネット化

- ◆農業共済制度・価格補償制度の拡充
- ◆千葉県（八千代市）に適した農業戸別所得補償制度
- ◆農業後継者手当の新設（農業後継者の確保及び育成）
- ◆農業基金制度の新設（自然災害等）



農業の現状は、①農家の収入で生活できる人が少なくなっている②従事者の高齢化・後継者の減少・不耕作地の増大③集落内での意見の一致が困難になっている④市町村が基本構想に照らして認定する認定農業者制度の推進などであります。

今後の施策は、『八千代にふさわしい農業をみんなの力で！』にまとめてありますが、①農地の所有権移転は現状では難しいので、利用増進・受委託・意欲的な農家や農業法人等への誘導、市民農園の増設②戦略的生産・販売方式の拡充（誰が何を生産し、誰が販売するのか）有利生産・有利販売・高付加価値への誘導及び助成制度を重点的に推進する③地域農産物・八千代ブランド産品（特産品）の開発、多様な販売方法の確立（JA八千代市の農産物直売所の巡回販売）④農業者の所得向上を図るモデルづくり（野菜工場・太陽光発電等）⑤八千代市農業の長所・弱点などを徹底的に分析して、新たな戦略を展開する⑥農業の生産・販売戦略の構築など八千代市にふさわしい農業をみんなの力で、農業で生活できる施策を実現し、農業経営が安定・安心できるよう努力して、若者に「農業でやってみたい！」と思われる魅力ある農業の確立を図ることが農業委員の役割と責任であります。



千葉市成年後見支援センターの取組みについて

千葉市成年後見支援センター 所長 根岸 淳一

成年後見制度は、平成12年4月に介護保険と時を同じくして施行されましたが、高齢化が進展しているにもかかわらず、なかなか普及していないのが実態です。

こうしたことから、千葉市社会福祉協議会では、千葉市からの委託を受け、平成22年4月1日から千葉市成年後見支援センターの運営を開始し、制度の普及啓発や各種の相談対応、市民後見人の育成などを総合的に行うこととなりました。

運営開始から1年が経過しましたので、本センターの取組みについてご紹介させていただきます。

1 主な業務内容

(1) 成年後見制度の普及・啓発

制度の普及・啓発は、制度の利用促進を図り、判断能力が十分でない方々の権利を擁護する上で最も重要であることから、講習会の開催や出前講座などさまざまな取組みを行っています。

① 講習会の開催

平成22年度は、千葉県社会福祉協議会、リーガルサポート千葉県支部などとの共催により実施しましたが、平成23年度は、本センター単独で開催することとしています。

○講習会の概要

日時 平成23年1月30日(日)・31日(月)
9:50~16:30

※31日は13:00~16:00

会場 千葉市蘇我勤労市民プラザ
4階 多目的ホール

参加者 一般市民、行政・福祉関係職員
延べ355人

内容 「法定後見制度の概要について」
他

② 出前講座

市民などからの要請を受けて、勉強会などへ講師の派遣を行っています。土日や夜間などに関係なく、市内であればどこにでも伺っています。

○出前講座の実績(22年度) 20件

③ パンフ・チラシの配布、回覧

平成22年度は、開設初年度ということもあり、制度や本センターの紹介を行うパンフレットを作成し、市の福祉部署や公民館、図書館などに配架をお願いしました。

また、金融機関を利用する中で成年後見制度という言葉を目にする方が多いことから、市内に本店がある金融機関には本店を通じて各支店へ、本店のない場合は各支店をつぶさに回り、行員へのパンフレットの回覧をお願いしました。この

金融機関回りにより、2行3支店から出前講座の依頼をいただくことにも繋がりました。

更に、制度の活用例やセンターの案内などを記したチラシを作成し、自治会を通じて全戸回覧を行い、以後、相談件数の増加傾向に結びついていきました。

平成23年度は、ポスターを作成して、対象となる方が多く利用する医療機関や公共機関などに掲示をお願いすることとしています。

④ その他

このほか、千葉市の広報誌「ちば市政だより」や地域新聞にも本センターの紹介記事を掲載してもらったり、NHK-FMの番組にも電話インタビューという形でPRを行いました。

(2) 各種相談への対応

本センターは、成年後見制度に関して気軽に相談できる窓口として設置されていま

す。相談に係る費用は、法律相談も含め、一切無料としています。

相談の件数は、制度普及のバロメーターと考えていますので、今後も相談が増えていくよう努めていくこととしています。

① 一般相談

成年後見制度の基本的な内容や制度の活用方法などのさまざまな相談、更には家庭裁判所へ提出する申立書の作成に関する指導も行っており、ご依頼があれば、同裁判所での申立て時の面接にも本センターの職員が同席しています。

一般相談に関する平成22年度の実績は、上半期は月平均30件程度でしたが、下半期には40～50件くらいとなり、3月には70件にも達しました。

② 法律相談

千葉県弁護士会にご協力をいただいて、毎月第1・第3木曜日の午後、予約制により法律相談に応じております。



法律相談に関する平成22年度の実績は、月平均1~2件程度でした。

(3) 市民後見人の育成

平成22年度は、将来の後見人の需要に的確に対応できるよう、社会貢献に意欲を持つ市民の方に後見業務を担っていただくことを目的に、市民後見人養成研修（基礎編）を実施しました。

平成23年度も基礎編の研修を実施するとともに、平成22年度の研修を修了した方には応用研修（傾聴などのスキル習得型）や実務研修（日常生活自立支援事業の生活支援員としての業務）を経て、本会の名簿に登録し、法人後見支援員として後見業務に就いていただくこととしています。

○市民後見人養成研修（基礎編）の概要

- 期 間 平成23年1月22日(土)~3月12日(土)の毎土曜日 計8日間
概ね10:00~17:00の間で実施
- 場 所 千葉市社会福祉研修センター
- 参加者 56人（千葉市在住の30歳から65歳までの方を対象に募集を行い、書類及び面接により選考された方）
- 内 容 制度の概要、福祉制度、対象者理解、福祉施設実習など19課程44時間
- 講 師 筑波大学法科大学院長・新井誠先生をはじめ各方面の方々

(4) 法人後見の実施

本会は、平成18年度から法人後見業務に取り組んでおり、12件のケースを受任してきましたが、平成22年度末は9件となって

います。

これまでは、日常生活自立支援事業の専門員3人が兼務していたため多くのケースを受任することが難しかったのですが、今後は、市民後見人養成研修を修了した市民後見人により法人後見を行っていくことから積極的に受任していくこととしています。

2 今後に向けて

平成22年度はさまざまな取組みを行ってきましたが、平成23年度以降も制度の普及・啓発を図るため、チラシの全戸回覧などPR効果の高い取組みを繰り返し実施していくこととしています。

市民後見人の育成及び法人後見の実施については、今後本センター業務の中心となっていくものと考えています。特に、千葉家庭裁判所管内における市民後見活動は、市民後見人を養成した機関が行う法人後見の支援員としてしか認められていないため、一体的な仕組みと運用を考える必要があります。当面は、法人の一員としての支援の方法や報酬を含めた雇用形態などを確立する必要があります。また、研修を修了した方々のモチベーションの低下を避けるため、早くケースを担当できるよう、早急に受任件数を増やしていく必要があります。

その他課題はたくさんありますが、一つひとつを解決に結びつけ、判断能力が十分でない方でも安心した生活を送れるよう努めていきたいと考えています。

シリーズ 千葉の地域紹介 市川市

【将来都市像】

ともに築く
自然とやさしさがあふれる
文化のまち いちかわ

ガーデニング・シティ いちかわ

【データ】 ※平成23年7月31日現在

- 人口：460,940人
- 世帯数：218,384世帯
- 面積：56.39km²
- 市川市の花：バラ 木：クロマツ
- 特産物：梨、海苔、銅製品、行徳神輿
- 主な祭：江戸川、水フェスタinいちかわ（7月）
市川市納涼花火大会（8月）
市川市民まつり（11月）
- 姉妹、友好都市：ガーデナ市、メダン市、樂山市、ローゼンハイム市



市川市は、人口47万人、56.39km²の都市です。北部では、水と緑の自然的環境や寺社等の歴史的資源が残る中に、戸建の住宅地が広がり、中部では、鉄道駅や商業施設に近接した利便性の高い住宅地が形成され、戸建ての屋根を越えた黒松がこの地域の代表的な景観となっています。南部では、寺社や懐かしさのある街並みからなる住宅地（旧市街地）と土地区画整理事業により整備された住宅地（新市街地）が形成されています。

これまで、常に市民の目線からの市政運営に務め、「市民発の行政」を目指してきました。



市街地の黒松

平成23年度は、市川市総合計画第二次基本計画の初年度に当たり、今後の10年間、「安心して快適な活力のあるまち」を目標に様々な事業を実施していきます。市川市総合計画第二次基本計画の初年度に当たり、今後の10年間、「安心して 快適な 活力のあるまち」を目標に様々な事業を実施していきます。

◇ガーデニング・シティいちかわ

そこで、まちの活性化に向けた本年度の代表的な事業を紹介します。



市川市では、市民の皆さんが「住んでいて良かった」と感じ、また、市川市を訪れる人からは「また来てみたい」「将来住んでみたい」と思われるような、まちとしての市川市の魅力を高めるため、本年度より「ガーデニング・シティいちかわ」が新たにスタートします。

この「ガーデニング・シティいちかわ」は、行政と市民や事業者の皆さんが協力して、庭先や道路・公園などを花や緑で綺麗に整え、まちに彩りと潤いを添えるとともに、活動を通して参加者の連携を強めることで、快適で魅力ある「健康都市いちかわ」を作り出そうとするものです。

「ガーデニング・シティいちかわ」の取り組みで市街地においても美観が保たれる、人の交流が生まれる、地域の連携も合わせて強化されるなど、ま

ちに活力が生み出され、また犯罪の抑止につながることも期待しています。そして何よりも、太陽の光を浴びて土に触れて草花を育てることは、市民の生きがいづくりや健康づくりに役立つと考えています。

具体的には、まず、国道14号などの主要な道路を統一感のある植栽で飾ります。特に、市川広小路の交差点付近から新田5丁目付近までの国道14号は市川市の玄関口の一つでありますので、その区間の中央分離帯の植樹帯を整備することで、千葉県の大動脈に相応しい道路としていきます。また、「ガーデニング・シティいちかわ」の活動を推進するため、「サポーター制度」を創設し、市民や事業者により積極的にガーデニングに取り組んでいただくほか、専門的な知識や技術を生かした協力体制を整えます。さらに、「ガーデニングコンテスト」を開催することで、活動の発表の場を提供し、取り組みをさらに盛り上げていきます。



花を育てるちーば君

次に、市川市が活力ある都市であり続けるためには、地域経済の活性化が必要です。

特に、3月11日に発生した東日本大震災の被災、またそれに伴う各地での自粛等により、各地で経済活動が停滞しております。

◇プレミアム商品券

そこで市川市においては、地域における消費の拡大や地元商店会の活性化等を図るため、市川商工会議所および市川市商店会連合会等が進めているプレミアム商品券の発行を支援します。商品券の発行額は10%のプレミアム分と併せ、5億5千万円となります。この度のプレミアム商品券の発行が、市民の購買意

欲を高め、市川市の地域経済の活性化につながることを期待しています。



◇アイ・リンクタウン展望施設

I-linkタウンいちかわザタワーズウエストの45階にある当展望施設は、地上150メートルから360度のパノラマが楽しめ、市内一円を見渡せる絶好のビューポイントです。

晴れた昼間には江戸川を渡る風を感じながらの眺望を楽しめ、また夜には都心部から千葉方面まで、壮大な夜景を見渡せることから、全国の夜景愛好家から構成される団体より「新日本三大夜景・夜景100選」にも登録されています。

施設内には、眺望を楽しむことができる市民の憩いと交流の場として、展望ロビー（45階）、交流ラウンジ（45階）、アイリンク情報コーナー（45階）及び展望デッキ（屋上）があります。



I-link タウンいちかわ展望デッキ

以上のような事業等を中心にして、まちの活性化に向け、市川市の魅力をさらに高めていきます。

◇いちかわ市の四季



真間山弘法寺の伏姫桜



納涼花火大会



葛飾八幡宮



中山法華経寺

[URLhttp://www.city.ichikawa.lg.jp/](http://www.city.ichikawa.lg.jp/)

新聞の切り抜き記事から

(2011年4月6日～6月22日)



研究員 鶴岡 美宏

前号に続き、新聞の切り抜き記事のファイルを紹介する。

□「統一地方選2011、県議選、注目の選挙区」から「松戸市立病院問題、市長公約は白紙」まで

第7分冊(2011年4月6日～6月22日)の冒頭は、「統一地方選2011 県議選 注目の選挙区」上・中・下(読売4.6～4.8)の特集で、各選挙区の様子を詳細に分析したものである。

次いで先月28日、市議会による不信任決議を受けた白井市長の動向については、「横山・白井市長が失職 議会解散せず、再出馬表明」(毎日4.8)。

4月11日の各紙は、前日に行われた多くの知事選や指定市長選に加え、千葉県議選や千葉市議選などの報道で一色に染められている。

当千葉県地方自治研究センターの理事2人と研究員1人が県議選に立候補し、3人共見事に当選を果たした。とくに研究員の網中肇 県議(38歳)は、千葉市職員を昨年退職し背水の陣を敷いての初当選である。

「千葉県議選及び千葉市議選の当選者一覧」(読売4.11)に続き、「統一選2011 検証前半戦」上・中・下(読売4.12～4.14)や「検証'11ちば市議選」上・下(千葉日報4.12～13)、「県議選2011の焦点 激戦を終えて」上・中・下(千葉日報4.13～15)などが統一選前半の結果をシリーズなどで詳細に報道している。

なお、統一地方選は後半を迎えて「3市長

選あす告示」(読売4.16)、「3市長選・16市議選きょう告示 6市で定数減 激戦か」(朝日4.17)などで、習志野市・佐倉市・流山市の市長選挙やその他市議選が注目されている。

選挙戦のさなか、「行政に参画する弁護士」(千葉日報4.17)は、流山市が4月から政策法務室を新設し、弁護士を一般職の職員として採用する県内初の事例を紹介。

次は北総鉄道への補助金問題で大きく揺れ、注目を浴びている白井市関係の記事で、「出直し市長選は来月22日投開票」(朝日4.17)、「北総問題で火花 白井市議選 市長選にも影響」(朝日4.21)、「白井市議選 北総線を巡り加熱 補助金の賛否真っ二つ」(毎日4.22)。

統一地方選挙、後半戦の結果を先ず千葉県内から「習志野市長に宮本氏 佐倉・蕨氏 流山・井崎氏」(朝日4.25)。

県外の記事では「世田谷区長に保坂氏 前社民衆院議員 脱原発訴え」(毎日4.25)、「地方政治に新風 夕張に30歳最年少市長」(日経4.25)、「全国最年少 30歳元都職員、夕張市長に」(朝日4.25)。

なお、「退潮傾向の民主、共産」(千葉日報4.26)、「民主不振」(読売4.26)などは、千葉県内における地方選の結果分析を細かく行っている。

東日本大震災から2か月が経ち、千葉日報の「点検 県都の防災1～5」(5.5～5.10)は特集で、住宅の耐震化や町内自治会の重要

性などを強調し報じている。

続いて地域主権改革関連3法の成立に関連して、「地域主権3法『国と対等』への一歩に」（朝日社説5.9）、「地方分権3法 国と地方の新たな関係を築け」（読売社説5.10）、「法制化を十分に生かせ 国と地方の協議」（毎日5.17）などの記事を収めた。

次に、「新議長に伊藤氏 副は田中氏」（千葉日報5.19）は臨時千葉県議会が18日、議長及び副議長を選出したことを報道。

再び選挙戦の結果。先の大震災の被害により、仕切り直しで行われた県議選の浦安市選挙区の結果、「県議選浦安市 自・民が再選」（毎日5.23）。また、前市長の失職に伴い出直し選挙が行われた白井市長選は、「伊沢氏が初当選『話し合いで街づくり』」（毎日5.23）。

次は「地域医療のさらなる充実へ 館山に来春オープン『救急センター』着工」（千葉日報5.27）。安房地域医療センターが、館山市に2011年春開業に続き「千葉市の国保 窮地」（読売5.27）。

朝日新聞オピニオン欄の「30代にまかせろ」（5.28）は、北海道夕張市長の鈴木直道さん、三重県知事・鈴木英敬さん、兵庫県尼崎市長・稲村和美さんと3人の若き自治体のトップリーダーが登場し、同じ30代の学者がそれぞれの意見を読み解いている。

次の「公務員給与下げ 地方焦点」（日経6.4）は、国家公務員の給与引き下げの閣議決定に続き、自治体も労使の直接交渉で給与を決められるようにする法案が今秋にも政府が提出するというもので、同じ日経の「時流地流」（6.6）欄は、国家公務員の給与削減に伴う地方自治体の財源面での貢献を取り上げて興味深い。

再び選挙報道。「市原市長 佐久間氏3選 防災体制見直しへ」（読売6.7）。同時に行われた同市議選の結果も併せて報道。

また今夏の電力不足に備え、「県・松戸市、サマータイム 来月から始業時間早め節電」（朝日6.8）は千葉県と松戸市の対応のほか、千葉市の節電対策も紹介。

続いて東日本大震災に関連する県内の記事。「液状化被害独自支援策 財政力で自治体格差」（千葉日報6.9）は浦安市や船橋市、我孫子市などが独自の支援を実施する一方で、千葉市や財政難の香取市などが予算化を見送る実態を報じている。

再び地方自治体の節電対策として、「東金市役所 全国初の試み 残業は一部屋で」（千葉日報6.15）は、夏の省エネ対策として25%の節電を宣言するとともに「残業部屋」を新設し、照明等の無駄遣いなどを抑制する同市の試みを紹介。

続く日本経済新聞の「列島NEWS追跡」（6.20）は、「地方自治法改正が暗礁に 知事会の姿勢に違和感」の見出しで、専決処分制度の改革などを柱とする地方自治法の改正が暗礁に乗り上げている実態にメスを入れ、国と地方における協議の必要性と重要性を説いている。

また、「公務員制度改革法案 労使交渉の導入は両刃の剣だ」（読売社説6.21）は、国家公務員制度改革関連法案についての見解を、危惧を交えて述べている。

この分冊の最後は、「松戸市立病院問題 市長公約は『白紙』『現地建替え固執せず』」（千葉日報6.22）。昨年、市立病院の現地建替えを主張して当選した本郷谷市長の苦渋が窺える。

今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。
下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年3月末以降分について、千葉県の地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

入手資料	著者	発行元	種類	日付
自治に人あり3 高宮町・地域振興会方式	児玉更太郎	自治総研ブックレット	報告書	2011. 5. 2
みやざき研究所だより 私から見た口蹄疫		宮崎県地方自治問題研究所	情報誌	2011. 5. 2
北海道自治研究4月 公契約条例の現状と課題を考える		北海道地方自治研究所	情報誌	2011. 5. 2
かながわ自治研月報 神奈川における自治基本条例の動向		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2011. 5. 2
月刊自治研5月号 ストック型自治体運営の時代		自治研中央推進委員会	情報誌	2011. 5. 6
自治研ぎふ99号 医療保険制度の再構築をめぐる思考枠組み		岐阜県地方自治研究センター	情報誌	2011. 5.11
地方自治の憲法理論の新展開	大津 浩	自治総研叢書	単行本	2011. 5.16
自治研さが 地域主権改革で持続可能な地域社会をつくる		佐賀県地方自治問題研究所	情報誌	2011. 5.18
フォーラムおおさか 大阪維新の会躍進統一地方選をどう見るか		大阪地方自治研究センター	情報誌	2011. 5.18
市政研究11春号 首長と議会二元代表制の危機		大阪市政調査会	情報誌	2011. 5.18
ぐんま自治研ニュース 統一地方選を振り返って		群馬県地方自治研究センター	情報誌	2011. 5.18
公共サービス研究第2号		大阪公共サービス政策センター	報告書	2011. 5.18
信州自治研5月号 最終処分場計画の課題と住民合意		長野県地方自治研究センター	情報誌	2011. 5.18
復刻「環境破壊」別冊解題・資料		すいれん社	資料集	2011. 5.23
自治総研5月号 政令指定都市拡大・多様化と税の地域格差		地方自治総合研究所	情報誌	2011. 5.23
新潟自治4月 森が泣いている		新潟県地方自治研究センター	情報誌	2011. 5.23
首長の暴走あくね問題の政治学	平井一臣	法律文化社	単行本	2011. 5.30
北海道自治研究5月 福島原発事故の教訓		北海道地方自治研究所	情報誌	2011. 6. 1
自治研なら101号 東日本大震災天災から人災への連鎖		奈良県地方自治研究センター	情報誌	2011. 6. 6
月刊自治研6月号 豪雨水害と防災		自治研中央推進委員会	情報誌	2011. 6. 6
自治総研6月号 不安定要因を増す日本経済と財政・税制問題		地方自治総合研究所	情報誌	2011. 6.20
M9.0東日本大震災ふくしまの30日		福島民報社	写真集	2011. 6.20
かながわ自治研月報 統一地方選結果特集		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2011. 6.29
自治研静岡初夏号 神野直彦著『人間回復の経済学』を読んで		静岡地方自治研究センター	情報誌	2011. 7. 4
自治研究いわて 介護シンポジウム		岩手地方自治研究センター	情報誌	2011. 7. 4
自治体選挙の30年自治総研ブックス②		公人社	単行本	2011. 7.11
自治体経営改革	武藤博巳	ぎょうせい	単行本	2011. 7.11
北海道自治研究6月 過去の被害地震に学ぶ北海道の地震防災の課題		北海道地方自治研究所	情報誌	2011. 7.11
月刊自治研7月号 難病を生きる		自治研中央推進委員会	情報誌	2011. 7.11
自治研おかやま 創刊号発刊にあたって		自治研究センターおかやま	情報誌	2011. 7.11
地方自治ふくおか 自治体職員研修の現状と課題		福岡県地方自治研究所	情報誌	2011. 7.11
自治研なら102号 多文化共生社会		奈良県地方自治研究センター	情報誌	2011. 7.19
信州自治研7月号 資源・エネルギー利用の現在を問う		長野県地方自治研究センター	情報誌	2011. 7.19
自治研とやま7月 有限会社八講ファームの概要		富山県地方自治研究センター	情報誌	2011. 7.19
フォーラムおおさか 東日本大震災に思う		大阪地方自治研究センター	情報誌	2011. 7.19
自治総研7月号 原発災害避難者の実態調査		地方自治総合研究所	情報誌	2011. 7.19
自治研やまぐち 過疎山村における交通問題		山口県地方自治研究センター	情報誌	2011. 7.25
みやざき研究所だより 宮崎の統一自治体選挙		宮崎県地方自治問題研究所	情報誌	2011. 7.25
現代地方議会論	井下田猛	内田老鶴圃	単行本	2011. 7.29
自治体雇用・就労施策の新展開自治総研ブックス④	大谷 強	公人社	単行本	2011. 7.29
とうきょうの自治 介護保険制度の改正に向けて		東京自治研究センター	情報誌	2011. 7.29
ぐんま自治研ニュース 統一地方選挙の構図と地方政治の意義		群馬県地方自治研究センター	情報誌	2011. 8. 1
相模原第16号 安心社会をどうつくるか		相模原地方自治研究センター	情報誌	2011. 8. 2
新潟自治7月 大学を地域に生かす		新潟県地方自治研究センター	情報誌	2011. 8. 2
北海道自治研究7月 地域主権改革と枠付けの緩和		北海道地方自治研究所	情報誌	2011. 8. 8
八王子市包括支援センターアンケート調査報告		八王子自治研久センター	資料集	2011. 8. 8
民主主義と地方自治吉野作蔵と山川均、桐生悠々	佐藤俊一	淑徳大学研究紀要抜粋	紀要	2011. 8. 8
るびゅ・さあんとる 介護保険制度の改正にむけて		東京自治研究センター	情報誌	2011. 8. 8
徳島自治7月 臨時・非常勤労働		徳島地方自治研究所	情報誌	2011. 8.10
ながさき自治研51 東日本大震災復興支援現地レポート		長崎県地方自治研究センター	情報誌	2011. 8.10
自治権いばらき103		茨城県地方自治研究センター	情報誌	2011. 8.15
市政研究11夏号 変貌する地方政治・地方自治		大阪市政調査会	情報誌	2011. 8.15
自治総研8月号 地方交付税算定の現状と課題		地方自治総合研究所	情報誌	2011. 8.15
信州自治研8月号 木質バイオマス活用によるエネルギーの地産地消と地域づくり		長野県地方自治研究センター	情報誌	2011. 8.15
福島民報縮刷版東日本大震災		福島民報社	縮刷版	2011. 8.17
自治の重さ夕張市政の検証	光本伸江	自治総研叢書	単行本	2011. 8.23
かながわ自治研月報 東日本大震災の被害概要		神奈川県地方自治研究センター	情報誌	2011. 8.31

※月刊自治研・自治総研のバックナンバー、取り揃えてあります。

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

会員を募集しています!

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)
 団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

特典

正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

●加入申込み書

年 月 日

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

会費の種別	個人会員・・・正会員・賛助会員 団体会員・・・正会員・賛助会員	加入口数	()口
個人 または 団体名	ふりがな	ご住所	〒
職場 (勤務先)			

■お問い合わせは

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-4 千葉県労働者福祉センター5階
 TEL.043-246-0511 FAX.043-246-3918 E-mail:chiba-jk@ubcnet.or.jp

編集後記

今号も前号に引き続き東日本大震災を特集しました。県内で被害の多かった香取市長のインタビューと同じく被災地である習志野市から投稿していただきました。千葉県の特徴である液状化現象については引き続き課題にしていきたいと思っております。

東京自治研センターの被災地視察に同行して、7月下旬に福島、宮城を回ってきました。南相馬市長と川俣町長との懇談会では、両首長のお話から、緊急時の基礎自治体の役割が如何に大切か強調されていました。基礎自治体の能力のアップが今こそ問われています。

南相馬市の櫻井市長も緊急時には、国も県も遠く、テレビの報道しか情報が伝わってこず、地元の自治体の判断が住民にとって全てになるとおっしゃってありました。地方分権の観点で震災を捉えることが今こそ必要ではないでしょうか。

福島での仮設住宅での自治会との懇談会では、避難している方から3世代家族の一家離散の話を伺い、原発事故の計り知れない影響について認識しました。また、肥沃な農地がわずかな期間で荒地に変わっている姿にショックをうけました。何より、震災から4ヶ月以上たってもガレキの処理を含めて、いまだ復旧さえなっていない現状を目の当たりにしました。

震災特集以外は連載記事を中心に掲載しました。各地方議会でも震災に関係する補正予算が組まれていますが、今回は県補正予算について藤代県議から解説していただきました。自宅の周辺（海浜幕張地区）も液状化によって発生した道路の陥没はほとんどそのままになっております。香取市長も述べていましたが、これらに関わる復旧復興予算は気の遠くなる莫大な規模が予想されますし、その財源の確保が今後の自治体財政の喫緊の課題になるはずで

事務局長 高橋 秀雄

自治研ちば既刊案内

2010年6月
(vol. 2)



- 巻頭言 理事長 井下田 猛
- 検証！民主党政権による社会保障の行方 淑徳大学准教授 結城 康博
- 千葉県一般会計当初予算について 千葉県議 天野 行雄
- 千葉市の平成22年度予算について 千葉市議 三瓶 輝枝
- 連載「房総の自治鉦脈」第2回 理事長 井下田 猛
- 連載② 数字で掴む自治体の姿 副理事長 宮崎 伸光
- 歴史的資源を活用したまちづくり 香取市 吉田 博之
- 公共の担い手 NPO法人子育て支援グループハミングちば

2010年10月
(vol. 3)



- 巻頭言 副理事長 佐藤 晴邦
- 2010年度の地方財政計画と千葉県の財政状況 自治総研 高木 健二
- 銚子市立病院1年8ヶ月ぶりに再開 銚子市議 加瀬 庫蔵
- 小さな自治体の継続に向けて 酒々井町議 川島 邦彦
- 北総鉄道運賃値下げと地方自治 鎌ヶ谷市議 藤代 政夫
- 公共の担い手トータル介護サービスアイ 代表 大塚美知雄
- 連載「房総の自治鉦脈」第3回 理事長 井下田 猛
- 連載③ 数字で掴む自治体の姿 副理事長 宮崎 伸光
- 「東洋のドーバー」銚子屏風ヶ浦 銚子市 平野 寛

2011年2月
(vol. 4)



- 巻頭言 研究員 網中 肇
- 第7回千葉県地方自治研究会 「新しい公共」自治体でどう取り組むか 法政大学法学部教授 名和田是彦
- 副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
白井市長 横山久雅子
ワーカーズコープちば専務理事 菊地 謙
研究員 網中 肇
- 連載「房総の自治鉦脈」第4回 理事長 井下田 猛
- 連載④ 数字で掴む自治体の姿 副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- 召しませ！白樺派のカレー 我孫子市役所 嶋田 繁
- 公共の担い手 特定非営利活動法人TRYWARP 代表理事 虎岩 雅明
- 自治研センター事務局より～ 事務局長 高橋 秀雄
- 紹介・スクラップブック「千葉県地方自治関係記事」 理事長 井下田 猛

2011年6月
(vol. 5)



- 巻頭言 副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- 今、地方議会に問われているもの 自治研センター講演会より 法政大学法学部教授 廣瀬 克哉
- 野田市長、巨大地震と公契約条例を語る 2011年4月15日 野田市役所にて収録
野田市長 根本 崇
副理事長 井下田 猛
自治労千葉県本部委員長 佐藤 晴邦
- 〈特集・東日本大震災〉
- 東日本大震災に見えてきた課題と今後の対応 銚子市職労 大綱 裕弥
浦安市市長公室長 中山 高樹
- 連載：数字で掴む自治体の姿 《番外編》：数字で伝わる震災の記録 副理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光
- 地震・津波・原発震災と緊急提言私案 理事長 井下田 猛
- 平成の大合併とコミュニティの多変遷 淑徳大学コミュニティ政策学部教授 佐藤 俊一
- 連載「房総の自治鉦脈」第5回 理事長 井下田 猛
- シリーズ 千葉の地域紹介 発祥の里・健康笑顔のまち こうさき 神崎町役場 浅野 憲治
- 公共の担い手 地域コミュニティの再生に貢献 特定非営利活動法人 VAICコミュニティケア研究所
- 自治体の事業紹介 千葉市の雇用推進事業 元千葉市就労相談員 東出 健治
- 新聞の切り抜き記事から 研究員 鶴岡 美宏
- 読者の声 佐倉市 井原 慶一

バックナンバーの申し込みは当研究センターまで1部500円